

地方分権セミナー

『地方財政研究』報告書

行政権能差と持続可能性

平成20年2月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

地方分権を推進するため、権限と財源を国から地方へ移譲することを目的に、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う三位一体の改革が、平成16年度以降18年度まで実施されてきましたが、十分な税源移譲が行われたとは言えず、地方財政にとっては非常に厳しい結果となっています。

一方で、地方分権の高まりの中、市町村の責任はますます重要なものとなってきております。少子高齢化・社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や住民のニーズにも対応しながら、これまで以上に効率的かつ質の高い行政サービスを提供していくことが求められているため、財政構造を抜本的に改革していく必要があります。

こうした問題意識の下に、地方財政の改革にむけた新たな地方財政のあり方について問題提起するため、当センターでは前年度に引き続き、平成19年7月から9月にかけて、5日間の日程で、地方分権ゼミナール「地方財政研究」を開催いたしました。本年度も、府内市町村職員の参加を得て、地方税制や個別事業の運営のあり方等について、参加者のレポート作成や発表をもとに、様々な視点から熱心に議論を進め、財政運営等に関し有意義な成果を得ました。

本報告書は、ゼミナールにおける議論を踏まえ、参加者の提言を取りまとめたものです。各自治体において、地方財政の課題に取り組んでいく際の参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、本ゼミナールにおいてご指導いただきました、中井英雄先生（近畿大学経済学部教授）、戸谷裕之先生（大阪産業大学経済学部教授）、また、参考文献の紹介をはじめ大学図書館の利用等のご支援をいただきました近畿大学のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成20年2月

財団法人大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター

所長 齊藤 慎



目 次



第 1 部 行政権能差と持続可能性

第 1 章 基礎自治体の行政権能差と税源配分

東大阪市 松本 恭一

I. 三位一体の改革による税源移譲	3
1. 「三位一体の改革」と「平成18年度税制改正」	3
2. 「応益性」と「偏在度の縮小」	5
II. 税源移譲による影響	6
1. 応益性の観点による影響の分析	6
2. 偏在度の縮小の観点による影響の分析	6
3. 府民税への影響	7
III. 基礎自治体の役割と税源配分	8
1. 中核市の行政権能差	8
2. 行政権能差に応じた税源配分	8
3. 地方分権改革の理念	9

第 2 章 固定資産税統計から見た吹田市の持続可能性

吹田市 齋藤 知宏

I. 不交付団体の吹田市	15
II. 固定資産税の統計から見た吹田市	16
1. 固定資産税の割賦決定手続き	16
2. 土地の平均価格と地積の推移	17
3. 家屋の棟数と平均価格の推移	19
III. 定住化社会に向かって：住宅用地の法人から個人へのシフト傾向	21

第 3 章 都市間競争を勝ち抜くために

～人口増加の要因分析と高槻市の進むべき方向性～

高槻市 手島 寛

I. まちの魅力と人口の増加	23
1. 人口減少社会	23
2. まちの魅力とは	23

II. まちの魅力（人口の増減率）による決算の比較	24
1. おもな財務指標の比較	24
2. 目的別の歳出割合の比較	24
3. 分析結果から	26
III. 高槻市の現状と今後の進むべき方向性	26

第 2 部 個別事業の持続可能性

第 4 章 下水道財政の使用料等未納問題 ～税に次いで高い債権格付け～

和 泉 市 藤 井 満

I. 下水道事業の未納金と法律上の取扱い	33
II. 下水道使用料・受益者負担金の未納問題とその解消方法	34
1. 下水道使用料の未納問題	34
(1) 下水道使用料の徴収方法と現状の課題	34
(2) 下水道使用料の未納整理手法	35
(3) 下水道使用料の未納整理効果	35
2. 受益者負担金の未納問題	35
(1) 受益者負担金の徴収方法と現状の課題	35
(2) 受益者負担金の未納整理手法	36
(3) 受益者負担金の未納整理効果	37
III. 法律上の取扱いに応じた未納整理	37
[補論 1] 和泉市下水道財政における増収取組み	39
[補論 2] 和泉市における決算統計上の資本費平準化債の分析手法	40

第 5 章 し尿処理事業における受益者負担金の確保

枚 方 市 吉 永 佳 央

I. し尿処理事業の現状	45
II. し尿処理経費と手数料	46
1. し尿処理手数料の変遷	46
2. し尿処理にかかる経費について	46
3. し尿処理経費に占める手数料の割合	48
III. し尿処理事業の今後の課題	48
1. し尿処理経費の削減について	48
2. 下水道未接続世帯の存在	49
3. 手数料と徴収率の妥当性について	49

第 6 章 公立病院の救急医療と財政運営について

枚 方 市 高 橋 伯 幸

I. 枚方市の病院事業会計の決算分析	55
1. 地方公営企業法の全部適用	55
2. 平成17年度以降の決算状況	56
3. 赤字の要因	56
II. 一般会計からの繰入金	57
1. 一般会計からの繰出基準	57
2. 繰入金の推移	57
3. 繰入金の内訳について	58
III. 公立病院の現状と役割について	58
1. 府内の公立病院の現状	58
2. 全国の公立病院の現状	58
3. 公立病院としての役割	59

参 考 資 料 編

I : 連結決算シート	63
II : 需要額・決算対比表	71

第1部

行政権能差と持続可能性

第1章 基礎自治体の行政権能差と税源配分

東大阪市 松本 恭一

【概要】平成18年度税制改正により、個人住民税は平成19年度から総額3兆円規模で増加することになった。だが、都道府県と市町村、あるいは市町村の間で、その影響に大きな差のつく結果となった。今回の税源移譲と今後の地方分権改革をより成果のあるものにするには、基礎自治体の役割と、受益と負担の観点により、都道府県から中核市に個人住民税所得割の1%の税率移譲が必要である。

〈キーワード〉税源移譲、応益性、偏在度の縮小、行政権能差、不交付団体

I. 三位一体の改革による税源移譲

1. 「三位一体の改革」と「平成18年度税制改正」

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討することが「骨太の方針2002」に明記され、地方公共団体間の財政力格差の是正を念頭に置きながらも、地方財政の自立を目指す税財政改革が進められることになった。経済財政諮問会議の場を中心に、地方の意見も聞きながら改革の工程は進められ、平成17年11月30日の「政府・与党合意」により、4.7兆円の国庫補助負担金改革と引き替えに、平成18年度税制改正による3兆円規模の税源移譲が決定された。

国庫補助負担金の見直しについては、単に負担率の引き下げに止まる見直しが盛り込まれるなど、地方側には不満の残る結果となったが、税源移譲については基幹的な税目である所得税と個人住民税の間でおこなわれた。具体的には、個人住民税の所得割の税率を3段階の超過累進税率から10%比例税率化するとともに、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう所得税率も所要の措置が講じられた。（表1-1、表1-2、表1-3）

（表1-1）個人住民税所得割の税率

課税所得金額	改正前			改正後		
	都道府県 民 税	市 町 村 民 税	計	都道府県 民 税	市 町 村 民 税	計
① 200万円以下	2%	3%	5%	4%	6%	10%
② 200万円超 700万円以下		8%	10%			
③ 700万円超	3%	10%	13%			

※改正前は超過累進課税であるため、②の段階においては市町村民税で10万円、

③の段階においては都道府県民税7万円、市町村民税24万円が税率を乗じた後に控除される。

(表1-2) 所得税の税率

課税所得金額	改正前	改正後
④ 195万円以下	10%	5%
⑤ 195万円超 330万円以下		10%
⑥ 330万円超 695万円以下	20%	20%
⑦ 695万円超 900万円以下		23%
⑧ 900万円超 1,800万円以下	30%	33%
⑨ 1,800万円超	37%	40%

(表1-3) 所得税及び個人住民税所得割の税率

課税所得金額	改正前			改正後		
	所得税	個人住民税	計	所得税	個人住民税	計
①+④ 200万円以下	10%	5%	15%	5%	10%	15%
②+⑤ 200万円超 330万円以下		10%	20%	20%		20%
②+⑥ 330万円超 700万円以下	20%		30%	30%		30%
③+⑦ 700万円超 900万円以下		30%	33%	33%		33%
③+⑧ 900万円超 1,800万円以下	37%		43%	43%		43%
③+⑨ 1,800万円超		50%	50%	50%		

※合算の便宜上、所得税課税所得金額を195万円を200万円、695万円を700万円とする。

また、税源移譲後の都道府県民税と市町村民税の税率については、国庫補助負担金削減のそれぞれの影響額を基本に、概ね7：3の割合で税源が移譲されたことにより、都道府県民税4%、市町村民税6%とされた。(表2)

(表2) 都道府県民税及び市町村民税の税率割合と税源移譲額

	都道府県	市町村	合計
税源移譲前所得割税収(A)	2兆5,100億円	6兆2,100億円	8兆7,200億円
比率	29	71	100
国庫補助負担金改革額	2兆2,800億円	7,300億円	3兆100億円
比率	76	24	100
計	4兆7,900億円	6兆9,400億円	11兆7,300億円
比率	41	59	100

↓ ↓

改正後	税率	4%	6%	10%
	税源移譲後所得割税収(B)	4兆6,900億円	7兆400億円	11兆7,300億円
	税源移譲額 ((B) - (A))	2兆1,800億円	8,300億円	3兆100億円
	比率	72	28	100

※税源移譲前の所得割税収は、平成18年度税収として見込まれる定率減税適用前の試算額。
(平成17年12月 総務省自治税務局「平成18年度税制改正(案)における税源移譲等の概要」より)

この比例税率化と税率配分により、税額控除前の算出税額ベースでは、都道府県民税は全ての所得階層で増税となり、市町村民税は課税所得金額500万円未満では増税に、500万円を越える場合は減税となる（脚注1）。

2. 「応益性」と「偏在度の縮小」

税制には公平・中立・簡素の三原則があり、これを逸脱できない。また、税負担の公平には各納税者の担税力に応じ負担を求める「応能原則」と、行政サービスからの受益の大きさに応じて負担を求める「応益原則」の二つの概念がある。さらに応能原則には、担税力が等しい人は同じ税負担を求めるという水平的公平と、担税力の高い人ほど税負担を高く求めるといった垂直的公平の二つに分けられる。所得課税は累進的に課税しやすいので、応能原則に最も適した税と考えられ、所得再配分機能を重視する国の財政においては有効であるが、地方税制に採用すると、住民の担税力の差により税の偏在を生じさせることとなる。

一方で、基礎自治体である市町村は、住民（納税者）の日常生活に必要な行政サービスを担う、最も身近な政府である。この受益と負担の関係を重視すると、市町村税は応益原則による公平が追求され、その地域の行政サービス費用を受益に応じた課税により徴収されることがのぞましい。

地方税の公平性は、専門家のあいだでも「応能」「応益」双方の租税原則論の対立が絶えないそうであるが、自由民主党の平成18年度税制改正大綱では、所得税については「所得再配分機能」を重視した、より累進的な税率構造に改正し、個人住民税の所得割税率の10%フラット化は「応益性や偏在度の縮小といった観点」を重視した旨が記されている。

本稿においては、「応益性」や「偏在度の縮小」の観点を重視した個人住民税の税制改正が、実際に東大阪市、あるいは大阪府内市町村にどのような影響を及ぼしたのかを確認するとともに、さらに受益と負担の観点から、市町村の税源配分のあり方について意見を述べたい。

なお、本稿で言及する税源移譲の影響は、主に比例税率化に伴う市町村税（あるいは都道府県税）への影響であり、普通交付税や国庫補助負担金削減の影響を含めた、自治体財政全体への影響を指し示すものではない。また、所得税を含めた個々の納税者への税負担の影響を指し示すものではない。

（脚注1）

市町村民税課税標準額500万円の新旧税率による算出税額
・旧税率：200万円×3%+300万円×8%=30万円
・新税率：500万円×6%=30万円

II. 税源移譲による影響

1. 応益性の観点による影響の分析（表3）

税源移譲の影響は、平成18年度及び19年度の「市町村税課税状況等の調（以下、課税状況調査）」により、一定の分析が可能である（脚注2）。調査表より、所得割の課税標準段階別の納税義務者数（第12表3列）、分離課税分を除く課税標準額（第59表4列）及び超過税率課税分を除く算出税額（同19列）の、課税標準段階ごとの構成比を算出し、その構成比を累計する。

東大阪市における税源移譲の応益性の観点による影響は、課税標準の300万円～400万円以下の構成比累計に顕著に現れている。課税標準額400万円以下の納税義務者数の構成比は、18年度は89.6%、19年度では89.7%となり、ほぼ同じである。また、課税標準額については両年度とも60.5%で同じである。一方、算出税額については、18年度が43.7%であったのが、19年度には60.5%となり、16.8ポイント増加している。このことは、所得の低い方から9割の納税義務者が納める市民税の合計が、税制改正により全体の4割強から6割に増加したことを意味し、納税額の多寡に関わらず公平に提供される行政サービスに対する負担の応益性を高めたと言えるであろう。

2. 偏在度の縮小の観点による影響の分析

地方税の中でも個人住民税は、景気の影響を受けやすい法人関係税に比べるとより普遍的かつ安定的な税である。それでも平成17年度地方財政状況調査では、住民税所得割（現年課税分）の人口1人当たりの課税額を都道府県別に比較すると、1位の東京都107.5千円と最下位の沖縄県33.4千円とでは、なお3倍以上の格差がある。（附表）

このような首都圏から大阪圏にかけての都市部に税源が集中していることを是正することが「偏在度の縮小」の意味と捉えられるが、今回は全国ベースのデータは入手できていないので、入手可能な大阪府内市町村のデータにより分析を試みる。ちなみに、平成18年度の課税状況調査によると、全国ベースでの市町村民税所得割の納税義務者数は5,500万人、分離課税分を含む課税標準額は124兆1,800億円で、納税義務者1人当たり平均は225.6万円である。大阪府市町村全体の平均は231.9万円で全国平均を上回るが、東大阪市は213.6万円で全国平均を下回る。

本来、税制改正に伴う自治体ごとの影響額は、個別の納税義務者単位での算出税額の積み上げで得られるものであるが、本稿では課税状況調査より得られる、19年度の課税標準額をベースに、18年度の課税標準段階別の平均税率を乗じて得られる算出税額との比較により試算する。なお、所得税と個人住民税の人的控除額の差による税負担の増加を減額調整する調整控除額

（脚注2）

- ① 税率の異なる分離課税分は除く。
- ② 課税状況調査表の調査時点は、7月1日現在であり、退職所得などの現年課税分は含まないなど、当該年度の最終的な課税額とは異なる。
- ③ 試算による算出税額は、課税ベースであり、実際の収入額とは異なる。

(第12表18列)も考慮する。

東大阪市の税源移譲による増加税額は、32億8,000万円(+15.4%)と算出された(表3-2)。ちなみに平成19年度の普通交付税算定において、基準財政収入額中の税源移譲影響額は31億3,400万円である。捕捉徴収率(97.5%)で割り戻すと32億1,400万円となり、試算額とは6,600万円、2.1%の乖離となるが、ほぼ近似値と理解いただきたい。

一方、一人当たり課税標準額の高い団体に目を向けると、東大阪で89.7%を占める課税標準段階400万円以下の納税義務者数の構成比が、箕面市79.6%、吹田市81.4%、豊中市81.9%といった状況にある(表4)。それぞれの税源移譲の影響額は、箕面市では2億3,100万円の減収(Δ 2.3%)となり、吹田市では5億6,000万円(+2.2%)、豊中市では3億4,900万円(+1.3%)の増収となる。

大阪府内市町村全体の税源移譲による増加税額は499億円(+11.9%)と試算されたが、個別団体ごとに見ると、納税義務者1人あたり平均課税標準額と税源移譲額は、反比例する傾向が表れている。このことから今回の税制改正により、高額所得者の多い裕福な団体とそうでない団体との税の偏在度が縮小されていることがわかる。

地方財政制度は税収の増減を地方交付税により補っているが、不交付団体にはそのルールが当てはまらない。影響額の試算により、府内で唯一算出税額が減少した箕面市は、19年度の普通交付税算定においても、その影響として2億2,700万円の基準財政収入額の減収と算定されているにもかかわらず、不交付団体であるために、影響額はそっくり減収となる。加えて、19年度の本格的な税源移譲までの暫定措置として18年度には交付されていた所得譲与税4億3,900万円も減収となっている。

3. 府民税への影響

税源移譲による府民税への影響についても同様に試算すると、府内全体では、1,445億円(+85.9%)の増収となっている。税源移譲額3兆円はマクロで都道府県、市町村に72:28で移譲されることになっているが(表2)、大阪府では74:26の結果となった。個別の市町村ごとに見ると、東大阪は府民税75億5,300万円、市民税32億8,000万円の増収となり、その割合は70:30となっている。一方、箕面市では府民税のみの増収、吹田市では93:7、豊中市では96:4の割合で、府民税の増収幅が大きくなっている。

蛇足ではあるが、個人府民税は、個人市町村民税とあわせて市町村長名で個人住民税として徴収の通知をし、納税者は市町村に一括して納めることになっている。その徴収事務費として府から市町村に徴収取扱交付金が交付される。だが、税収面に限って今回の税制改正を市町村窓口の立場で総括すると、多くの納税者が住民税増税となったことによる混乱の代償として得られた恩恵の多くは、府にもたらされた感が否めないかもしれない。

Ⅲ. 基礎自治体の役割と税源配分

1. 中核市の行政権能差

基礎自治体である市町村は、現行制度においてその役割は違う。例えば社会福祉事務所の設置義務は、市にはあるが町村にはない。また、中核市は保健所の設置など、都道府県が処理する民政行政、保健衛生行政、都市計画に関する事務などの一部を処理し、さらに政令指定都市は児童相談所の設置や、国府県道の管理などの事務をおこなう。これらの役割の違い、つまり行政権能差に係る財源は、基準財政需要額への算入を通じて地方交付税により保障されている（脚注3）。ただし、地方自治体の財政状況を対外的に示す指標として、財政力指数がどれほど重要視されるのかは別にして、このことは指数を低下させていることになる。

東大阪市は平成17年4月に中核市に移行し、府から移譲された法定事務分については地方交付税により財源が保障された。しかし、不交付団体においては、行政権能差に係る事務経費が基準財政需要額に算入されても、実質上は財源保障されない。このことが中核市の要件を満たしている不交付団体の移行インセンティブを萎えさせる一因となっている。

2. 行政権能差に応じた税源配分

中核市の行政権能差に係る基準財政需要額への算入方法は、主に普通態容補正により措置されている（脚注4）。19年度の普通交付税算定結果による中核市35市の権能差に係る増加需要額は、960億円となる（表5）。合併により中核市になった下関市と、児童相談所を設置する横須賀市、金沢市を除くと、人口1人当たりの増加需要額はすべて6,000円台となる。

東大阪市の中核市法定事務分の増加需要額は34億円となるが、移譲事務にあわせ、仮に大阪府からフラット化された所得割税率1%が移譲されると、19年度の課税標準額ベースで42億円の税収増となる。基準財政収入額に換算（ \times 補足徴収率0.975 \times 算入率0.75）すると、31億円の増収となり、増加需要額はほぼ相殺され、地方交付税ではなく住民税により財源保障されることになる（脚注5）。

なお、留保財源分11億円が市の財政を潤すことになるが、移譲事務には基準財政需要額に算入されない法定外事務（府単独事業）もある。つまり、中核市が大阪府の単独施策に追従する

（脚注3）

- ① 政令指定都市には道路に関する費用に充てる財源として、地方道路譲与税が都道府県と同基準で交付され、道府県の軽油引取税の一部が軽油引取税交付金として交付される。
- ② 一般市の保健所設置や、中核市の児童相談所設置など、個別の政令指定による権能差についても地方交付税により財源保障される。特例市の行政権能差についても同様である。

（脚注4）

生活保護費に係る居所不明者分及び社会福祉費における保育所に係る密度補正にも反映されるが、居所不明者に係る基礎数値が把握できないこと、あるいは密度補正の本来の目的は、測定単位に比例しない要因の多寡を補正することなどにあるので、ここでは無視する。

（脚注5）

実際の税源移譲に伴う影響分は、税源移譲によって財政力格差が拡大しないように、当分の間100%基準財政収入額に算入することとされている。

場合、負担が他市より割増される場合があり、中核市の納税者の立場から見ると、府民税は他市と同じ条件で徴収されるが、府費による見返りが他市に比べ薄くなっている。ましてや、今回の税制改正により府民税所得割は大きく増税となり、納税者と府の直接的な応益面の不公平感はさらに増すことになる。

一方、1%の税源移譲を中核市35市で検証すると、増加収入額は999億円となり、増加需要額960億円を相殺し、なお39億円（4.0%）の超過となる。個別の団体ごとにみると、収入超過団体は不交付団体を中心に半分の18市となる。交付団体での収入超過は、普通交付税の減額により財政調整されるが、不交付団体ではそっくり増収となり、1%の税源移譲が財政力格差をさらに拡大させるデメリットは否めない。

3. 地方分権改革の理念

現在、地方分権改革推進法の成立により、「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする」「地方公共団体の自主性及び自立性を高める」ことを基本理念に、第二期地方分権改革が進められている。また、法に基づく地方分権改革推進委員会の基本的な考え方の中にも、「基礎自治体優先」「受益と負担の明確化」「税源の偏在も念頭に置いた地方税財源の充実確保」などのキーワードが散見できる。

国と地方の役割や税財源配分については、広範な視野で議論すべきである。また、税源移譲には、現行の地方財政制度のままでは避けられない、地域格差拡大の問題がある。しかし、人口数百人の村から360万人の横浜市まで、規模の大きく異なる1,800の基礎自治体に一律の役割を与えることは不可能であり、行政権能差は当然生じる。中核市制度発足前の平成7年度の国勢調査では、当時の政令指定都市11市の人口は1,818万人で、全国シェアは15%弱でしかなかったが、平成17年度調査では現在の政令指定都市17市と中核市35市の人口を合わせると3,925万人で3割を越えている。今後さらに中核市移行を予定する市があることや、人口動態の推移を考慮すると、このシェアがさらに拡大すると予測できる。

地方分権改革により、市町村にどのような役割が配分されるかは不透明であるが、改革が基礎自治体を優先的に、その役割と、受益と負担の明確化を目指すならば、議論は市町村の行政権能差に応じた税源配分のあり方から始めるべきである。個人住民税課税が、税率のフラット化により簡素化されたことにも乗じ、税源は国と地方に止まらず、都道府県と市町村それぞれの役割（行政権能差）に応じ、きめ細かく配分することにより、受益と負担のより一層の明確化を図るべきである。

<参考文献>

中井英雄（2007）『地方財政学～公民連携の限界責任～』有斐閣。

橋本 徹（1995, 2001）「地方税の理論と課題」（橋本徹編著『改訂版 地方税の理論と課題』税務経理協会）。

齋藤 慎（1995, 2001）「国税と地方税との調整～税源配分論～」(橋本徹編著『改訂版 地方税の理論と課題』税務経理協会)。

林 宏昭（2001）「個人住民税の問題点と課題」（橋本徹編著『改訂版 地方税の理論と課題』税務経理協会）。

星野 泉（2006）「分権型税制の視点」ぎょうせい。

森 美樹（2003）「中核市移行に伴う財政負担の転嫁問題」（地方分権ゼミナール「地方財政研究報告書」財団法人大阪府市町村振興協会）

(表3) 東大阪市 個人市民税所得割 税源移譲の影響 (市町村税課税状況等の調より)

(表3-2) 税源移譲影響額試算<表4関連>

12表18列 (単位: 百万円)

調整控除額	⑨算出税額 調整控除後 C-E=F	⑩平均税率に よる算出税額 B×⑩D=G	影響額 F-G
E	9	14	3
	195	2,105	953
	185	5,170	2,491
	55	4,513	1,543
	21	2,878	413
	16	2,910	32
	6	1,485	△105
	5	1,588	△297
	5	3,879	△1,753
α	497	24,542	3,280
	325	12,715	6,191
	7	3,644	1,362
	332	16,359	7,553
β	⑨基準財政収入額で算定された影響額		
β'	β ÷ 捕捉徴収率97.5%		
γ	試算と交付税の誤差 (α - β')		
	乖離度 (γ / β')		
	2.1%		

12表3列 (単位: 百万円)

59表4列

59表19列 (単位: 百万円)

課税標準額の段階	納税義務者数		課税標準額		算出税額	平均税率 C/B=D
	(人) A	構成比	B	構成比		
10万円以下	8,068	3.9%	384	0.1%	23	0.1%
10万円超	68,748	33.6%	38,383	9.2%	2,300	9.3%
100万円超	61,413	30.0%	89,297	21.4%	5,355	30.7%
200万円超	31,266	15.3%	76,150	18.2%	4,568	48.9%
300万円超	14,061	6.9%	48,332	11.6%	2,899	60.5%
400万円超	10,458	5.1%	48,780	11.7%	2,926	72.2%
550万円超	4,039	2.0%	24,849	6.0%	1,491	78.1%
700万円超	3,217	1.6%	26,547	6.4%	1,593	84.5%
1,000万円超	3,445	1.7%	64,736	15.5%	3,884	100.0%
合計	204,715	100.0%	417,458	100.0%	25,039	100.0%
700万円以下	197,999	96.7%	326,184	78.1%	13,040	78.1%
700万円超	6,662	3.3%	91,283	21.9%	3,651	21.9%
合計	204,661	100.0%	417,467	100.0%	16,691	100.0%

12表3列 (単位: 百万円)

59表4列

59表19列 (単位: 百万円)

課税標準額の段階	納税義務者数		課税標準額		算出税額	平均税率 C/B=D
	(人) A	構成比	B	構成比		
10万円以下	7,891	3.9%	383	0.1%	11	0.1%
10万円超	68,718	33.7%	38,542	9.3%	1,153	5.5%
100万円超	61,094	30.0%	88,790	21.4%	2,661	18.2%
200万円超	30,956	15.2%	75,400	18.2%	2,935	32.1%
300万円超	13,875	6.8%	47,681	11.5%	2,426	43.7%
400万円超	10,510	5.2%	49,063	11.8%	2,874	57.3%
550万円超	4,116	2.0%	25,221	6.1%	1,606	65.0%
700万円超	3,159	1.6%	26,032	6.3%	1,845	73.7%
1,000万円超	3,428	1.7%	63,502	15.3%	5,527	100.0%
合計	203,747	100.0%	414,614	100.0%	21,038	100.0%
700万円以下	196,803	96.8%	325,106	78.4%	6,494	74.5%
700万円超	6,587	3.2%	89,534	21.6%	2,224	25.5%
合計	203,390	100.0%	414,640	100.0%	8,718	100.0%

*課税標準額及び算出税額は分離課税分を含まない

(表4) 平成19年度 大阪府下 市町村民税所得割 税源移譲影響額 試算結果 (納税義務者1人あたり) 課税標準額高い順

(単位: 百万円)

市町村名	H19 納税義務者数			H19 課税標準額			H19 算出税額			18年度の平均税率			税源移譲影響			府民税源移譲影響					
	うち課税標準額400万円以下(人)	A	B	割合	除く分離課税分)	C	C/A	高い順	平均税率	D	D/C	調整控除後	E	D-E=F	調整控除後	G	G/C	平均税率	F-G=H	試算額	増加率
箕面市	55,506	44,176	79.6%	167,030	3,009	1	10.020	6.0%	122	9,898	10,129	6.1%	▲231	▲2.3%	231	▲2.3%	1	2,932	80.0%	80.0%	1
吹田市	155,776	126,821	81.4%	431,186	2,768	2	25.865	6.0%	344	25,521	24,961	5.8%	560	2.2%	560	2.2%	3	7,695	82.6%	82.6%	3
豊中市	166,854	136,622	81.9%	453,968	2,721	3	27.231	6.0%	372	26,859	26,510	5.8%	349	1.3%	349	1.3%	2	8,042	81.5%	81.5%	2
豊能町	44,781	37,001	82.6%	115,651	2,583	4	6.937	6.0%	101	6,836	6,486	5.6%	350	5.4%	350	5.4%	5	2,079	83.9%	83.9%	5
豊能町	10,779	8,632	80.1%	27,351	2,557	5	1.641	6.0%	25	1,616	1,491	5.5%	125	8.4%	125	8.4%	6	503	87.7%	87.7%	17
大阪狭山市	24,372	20,537	84.3%	61,165	2,510	6	3.669	6.0%	58	3,611	3,437	5.6%	174	5.1%	174	5.1%	4	1,094	83.3%	83.3%	4
茨木市	119,283	100,332	84.1%	287,516	2,410	7	17.246	6.0%	269	16,977	15,381	5.3%	1,596	10.4%	1,596	10.4%	9	5,294	87.9%	87.9%	20
交野市	33,367	27,922	83.7%	78,697	2,359	8	4.722	6.0%	79	4,643	4,138	5.3%	505	12.2%	505	12.2%	12	1,459	89.1%	89.1%	29
河内長野市	48,307	40,535	83.9%	113,822	2,356	9	6.827	6.0%	120	6,707	6,098	5.4%	609	10.0%	609	10.0%	8	2,065	85.8%	85.8%	10
枚方市	173,634	147,073	84.7%	403,664	2,325	10	24.213	6.0%	402	23,811	21,323	5.3%	2,488	11.7%	2,488	11.7%	10	7,449	88.4%	88.4%	21
富田林市	47,868	40,874	85.4%	110,166	2,301	11	6.608	6.0%	119	6,489	5,908	5.4%	581	9.8%	581	9.8%	7	1,990	85.2%	85.2%	7
島本町	12,856	10,786	83.9%	29,378	2,285	12	1.762	6.0%	30	1,732	1,502	5.1%	230	15.3%	230	15.3%	21	547	90.1%	90.1%	39
太子町	5,568	4,739	85.1%	12,382	2,224	13	7.43	6.0%	15	728	635	5.1%	93	14.6%	93	14.6%	20	229	89.2%	89.2%	32
高槻市	159,087	137,198	86.2%	353,708	2,223	14	21.216	6.0%	371	20,845	18,243	5.2%	2,602	14.3%	2,602	14.3%	18	6,533	88.7%	88.7%	23
高石市	24,580	21,175	86.1%	54,239	2,207	15	3.253	6.0%	59	3,194	2,805	5.2%	389	13.9%	389	13.9%	16	1,001	88.7%	88.7%	23
河内長野市	6,519	5,612	86.1%	14,327	2,198	16	8.59	6.0%	17	842	739	5.2%	103	13.9%	103	13.9%	16	265	89.0%	89.0%	26
藤井寺市	26,732	23,367	87.4%	58,348	2,183	17	3.500	6.0%	66	3,434	3,064	5.1%	370	12.1%	370	12.1%	11	1,055	85.6%	85.6%	9
藤井寺市	18,360	15,752	85.8%	40,026	2,183	18	2.401	6.0%	45	2,356	2,061	5.1%	295	14.3%	295	14.3%	18	740	89.0%	89.0%	26
堺市	333,804	291,947	87.5%	727,176	2,178	19	43.617	6.0%	808	42,809	38,129	5.2%	4,680	12.3%	4,680	12.3%	13	13,174	85.8%	85.8%	10
和泉市	70,727	61,214	86.5%	151,937	2,148	20	9.111	6.0%	178	8,933	7,732	5.1%	1,201	15.5%	1,201	15.5%	24	2,805	89.0%	89.0%	26
八尾市	110,869	97,600	88.0%	237,519	2,142	21	14.244	6.0%	272	13,972	12,377	5.2%	1,595	12.9%	1,595	12.9%	15	4,294	85.5%	85.5%	8
大阪府	1,048,170	931,630	88.9%	2,230,377	2,128	22	133.780	6.0%	2,407	131,373	116,428	5.2%	14,945	12.8%	14,945	12.8%	14	40,270	85.1%	85.1%	6
四條畷市	23,296	20,530	88.1%	49,552	2,127	23	2.972	6.0%	57	2,915	2,527	5.1%	388	15.4%	388	15.4%	22	902	86.6%	86.6%	13
柏原市	30,585	26,898	87.9%	63,299	2,070	24	3.797	6.0%	76	3,721	3,175	5.0%	546	17.2%	546	17.2%	26	1,160	87.8%	87.8%	18
羽曳野市	46,919	41,315	88.1%	96,518	2,057	25	5.789	6.0%	119	5,670	4,884	5.1%	786	16.1%	786	16.1%	25	1,759	87.0%	87.0%	14
東大阪市	204,715	183,556	89.7%	417,458	2,039	26	25.039	6.0%	497	24,542	21,262	5.1%	3,280	15.4%	3,280	15.4%	22	7,553	85.8%	85.8%	10
千早赤阪村	2,618	2,269	86.7%	5,324	2,034	27	3.19	6.0%	7	312	259	4.9%	53	20.5%	53	20.5%	34	100	92.0%	92.0%	42
泉大津市	30,473	27,095	88.9%	61,669	2,024	28	3.699	6.0%	75	3,624	3,061	5.0%	563	18.4%	563	18.4%	29	1,140	89.4%	89.4%	33
阪南市	22,717	19,669	86.6%	45,915	2,021	29	2.754	6.0%	57	2,697	2,291	5.0%	406	17.7%	406	17.7%	28	851	89.9%	89.9%	36
寝屋川市	99,606	88,346	88.7%	201,183	2,020	30	12.067	6.0%	238	11,829	10,086	5.0%	1,743	17.3%	1,743	17.3%	27	3,704	88.8%	88.8%	25
摂津市	38,006	34,235	90.1%	75,040	1,974	31	4.501	6.0%	89	4,412	3,648	4.9%	764	20.9%	764	20.9%	36	1,390	89.6%	89.6%	34
守口市	58,834	52,821	89.8%	115,756	1,968	32	6.943	6.0%	139	6,804	5,741	5.0%	1,063	18.5%	1,063	18.5%	30	2,116	87.5%	87.5%	16
岸和田市	78,178	69,914	89.4%	152,269	1,948	33	9.132	6.0%	201	8,931	7,516	4.9%	1,415	18.8%	1,415	18.8%	31	2,777	87.4%	87.4%	15
田尻町	2,949	2,621	88.9%	5,682	1,927	34	3.41	6.0%	8	333	274	4.8%	59	21.5%	59	21.5%	41	106	90.9%	90.9%	41
貝塚市	34,746	31,118	89.6%	66,970	1,927	34	4.017	6.0%	88	3,929	3,292	4.9%	637	19.3%	637	19.3%	32	1,225	87.8%	87.8%	18
松原市	48,494	43,525	89.8%	93,459	1,927	34	5.606	6.0%	123	5,483	4,582	4.9%	901	19.7%	901	19.7%	33	1,722	89.1%	89.1%	29
大東市	52,599	47,670	90.6%	100,709	1,915	37	6.043	6.0%	131	5,912	4,855	4.8%	1,057	21.8%	1,057	21.8%	38	1,851	88.4%	88.4%	21
泉佐野市	39,649	35,922	90.6%	74,181	1,871	38	4.449	6.0%	99	4,350	3,534	4.8%	816	23.1%	816	23.1%	41	1,373	89.9%	89.9%	36
門真市	52,223	47,739	91.4%	96,873	1,855	39	5.810	6.0%	126	5,684	4,666	4.8%	1,018	21.8%	1,018	21.8%	38	1,785	89.1%	89.1%	29
岬町	7,271	6,480	89.1%	13,439	1,848	40	806	6.0%	18	788	653	4.9%	135	20.7%	135	20.7%	35	249	90.0%	90.0%	38
泉南市	23,221	20,847	89.8%	42,693	1,839	41	2.561	6.0%	60	2,501	2,035	4.8%	466	22.9%	466	22.9%	40	791	90.2%	90.2%	40
能勢町	5,023	4,458	88.8%	9,145	1,821	42	5.49	6.0%	13	536	432	4.7%	104	24.1%	104	24.1%	43	171	92.5%	92.5%	43
忠岡町	6,675	6,093	91.3%	12,100	1,813	43	7.26	6.0%	17	709	574	4.7%	135	23.5%	135	23.5%	42	223	89.6%	89.6%	34
計	3,606,596	3,144,666	87.2%	7,958,867	2,207	47	477.385	6.0%	8,517	468,868	418,924	5.3%	49,944	11.9%	49,944	11.9%	42	144,463	85.9%	85.9%	26

*G欄の数値は、19年度の課税標準額に18年度の課税標準額を割ることの平均税率を割々に乗じて得た額である。

(附表) 都道府県別 個人住民税所得割額 (現年課税分) 及び法人関係税 (現年課税分) の状況

(単位: 百万円)

都道府県	平成17年度 国 調人口 (人) A		個人住民税所得割 (現年課税分) 調査額		個人住民税所得割 (現年課税分) 調査額		法人関係税 (現年課税分) 調査額		計 (ウ)+(イ)+(オ) C/A	1人あたり (千円) C/A	順位 (多い順)	対沖縄県 倍
	市町村分 (ア)	都道府県 分 (イ)	市町村分 (ウ)	都道府県 分 (エ)	市町村分 (ウ)	都道府県 分 (エ)	市町村分 (ウ)	都道府県 分 (エ)				
北海道	5,627,737	75,946	182,994	75,946	46,338	18,091	103,670	168,099	29.9	38	1.31	
青森県	1,436,657	15,711	36,903	15,711	8,857	3,478	21,431	33,766	23.5	45	1.03	
岩手県	1,385,041	15,440	35,924	15,440	9,784	3,962	24,538	38,284	27.6	42	1.21	
宮城県	2,360,218	32,789	79,672	32,789	26,729	10,936	66,168	103,833	44.0	22	1.92	
秋田県	1,145,501	11,979	27,978	11,979	11,817	3,333	20,857	32,377	28.3	40	1.24	
山形県	1,216,181	14,069	32,398	14,069	9,819	3,799	23,708	37,326	30.7	36	1.34	
福島県	2,091,319	24,856	57,445	24,856	18,013	7,982	59,986	85,981	41.1	26	1.80	
茨城県	2,975,167	45,427	110,462	45,427	38,552	15,991	99,740	154,283	51.9	14	2.27	
栃木県	2,016,631	31,071	74,679	31,071	30,685	12,022	69,401	112,108	55.6	9	2.43	
群馬県	2,024,135	29,886	71,811	29,886	24,135	9,343	57,730	91,208	45.1	20	1.97	
埼玉県	7,054,243	135,021	339,041	135,021	69,516	28,521	156,675	254,712	36.1	31	1.58	
千葉県	6,056,462	120,654	308,674	120,654	65,444	26,912	160,788	253,144	41.8	25	1.83	
東京都	12,576,601	363,413	989,118	363,413	433,100	233,622	1,237,854	1,514,786	120.4	1	5.26	
神奈川県	8,791,597	205,780	539,569	205,780	113,767	45,477	288,643	447,887	50.9	15	2.23	
新潟県	2,431,459	30,459	70,765	30,459	25,785	10,130	66,157	102,072	42.0	24	1.83	
富山県	1,111,729	17,021	39,630	17,021	14,221	5,504	33,127	52,852	47.5	18	2.08	
石川県	1,174,026	18,221	43,316	18,221	14,132	5,531	32,878	52,541	44.8	21	1.96	
福井県	821,592	12,214	28,728	12,214	10,571	4,120	43,268	52,377	41.2	13	2.30	
山梨県	884,515	12,874	30,769	12,874	12,902	5,499	31,675	50,076	56.6	8	2.47	
長野県	2,196,114	30,967	72,228	30,967	22,502	9,236	58,182	89,920	40.9	27	1.79	
岐阜県	2,107,236	32,463	77,963	32,463	20,013	8,664	80,687	105,699	56.6	30	1.67	
静岡県	3,792,377	66,433	161,528	66,433	56,049	22,405	155,402	233,856	61.7	4	2.69	
愛知県	7,254,704	146,702	373,055	146,702	172,502	73,237	391,301	637,040	87.8	2	3.84	
三重県	1,866,963	29,107	70,532	29,107	26,631	12,050	67,018	105,639	56.6	7	2.47	
滋賀県	1,380,361	21,970	53,558	21,970	19,657	7,550	47,014	74,221	53.8	10	2.35	
京都府	2,647,660	109,073	42,955	109,073	37,159	15,307	98,695	151,161	57.1	6	2.50	
大阪府	8,817,166	149,439	379,724	149,439	181,291	72,725	394,151	648,167	73.5	3	3.21	
兵庫県	5,590,601	97,175	249,615	97,175	63,538	24,743	151,960	240,241	43.0	23	1.88	
奈良県	1,421,310	24,781	63,919	24,781	10,259	4,077	22,731	37,067	26.1	43	1.14	
和歌山県	1,035,969	13,258	32,363	13,258	8,750	3,474	19,257	31,481	30.4	37	1.33	
鳥取県	607,012	7,318	16,907	7,318	4,810	1,885	12,412	19,107	31.5	34	1.38	
島根県	742,223	9,133	21,170	9,133	5,893	2,311	16,383	24,587	33.1	33	1.45	
岡山県	1,957,264	27,484	65,500	27,484	32,150	12,500	70,078	114,728	58.6	5	2.50	
広島県	2,876,642	46,345	113,482	46,345	42,805	16,550	95,091	154,446	53.7	11	2.35	
山口県	1,492,606	20,708	49,481	20,708	21,179	8,209	50,006	79,394	53.2	12	2.32	
徳島県	809,950	10,546	25,639	10,546	10,237	4,028	25,033	39,298	48.5	17	2.12	
香川県	1,012,400	14,782	35,436	14,782	14,003	6,061	29,895	49,506	48.9	16	2.14	
愛媛県	1,467,815	18,119	42,979	18,119	15,523	6,061	35,527	57,111	38.9	29	1.70	
高知県	796,292	9,589	22,975	9,589	11,943	2,055	11,943	19,235	24.2	44	1.06	
福岡県	5,049,908	72,186	178,201	72,186	65,086	26,001	140,438	231,525	45.8	19	2.00	
佐賀県	866,369	9,766	22,617	9,766	7,382	2,859	19,261	29,502	34.1	32	1.49	
長崎県	1,478,632	16,933	40,342	16,933	11,176	3,607	33,892	45,492	22.9	46	1.00	
熊本県	1,842,233	21,267	50,672	21,267	15,664	6,438	35,184	57,286	31.1	35	1.36	
大分県	1,209,571	14,445	34,289	14,445	12,943	5,123	29,169	47,235	39.1	28	1.71	
宮崎県	1,153,042	12,444	29,288	12,444	11,088	4,454	19,703	32,023	27.8	41	1.21	
鹿児島県	1,753,179	19,238	45,624	19,238	14,162	5,630	31,433	51,225	29.2	39	1.28	
沖縄県	1,361,594	13,305	32,183	13,305	7,888	3,647	19,620	31,155	22.9	47	1.00	
全国計	127,767,994	2,211,692	5,570,221	2,211,692	1,502,030	823,687	4,703,678	7,029,398	55.0			

注: 四捨五入処理により、合計が合わない場合がある。

平成17年度 地方財政状況調査 06表 より

第2章 固定資産税統計から見た吹田市の持続可能性

吹田市 齋藤知宏

【概要】吹田市は人口35万人の定住化社会に入ろうとしている。将来像は「人が輝き感動あふれる都市（まち）すいた」であり、その実現のため、地域の特性を生かした住み続けられるまちをめざし施策を実施していく必要がある。この地域の特性を固定資産税の統計からみると、この10年間で住宅用地が法人から個人にシフトし、定住化社会に向かっていることが分かる。

〈キーワード〉 不交付団体、固定資産税、地積、棟数

I. 不交付団体の吹田市

吹田市の財政状況は、後期財政健全化計画で計画期間の平成21年度（2009年度）までに ① 収支均衡の確保 ② 経常収支比率の改善 ③ 公債費負担比率の改善を目標に掲げているが、不足する財源は財政調整基金の取崩しと、臨時財政対策債等の赤字特例債の発行で補填せざるを得ない状況が続いている。平成18年度決算では、収支面においては、実質単年度収支が5年ぶりに約22億円の黒字となったものの、これを上回る赤字特例債を約31億円発行しているなど、依然として財政調整基金や赤字特例債に依存する状態が続いており、赤字体質から脱却できていない厳しい収支状況にある。また、歳入の6割近くを占める、地方税の推移をみると平成9年度に一時、706億円あった税収も、現在は600億円台前半で推移しており、今後、三位一体の改革による税源委譲の影響や企業の業績好調を反映し、個人市民税や法人市民税などの増加で市税収入は微増の傾向にはあるが、少子高齢化が進むなかで税収の大幅な増加は見込めないと考える。

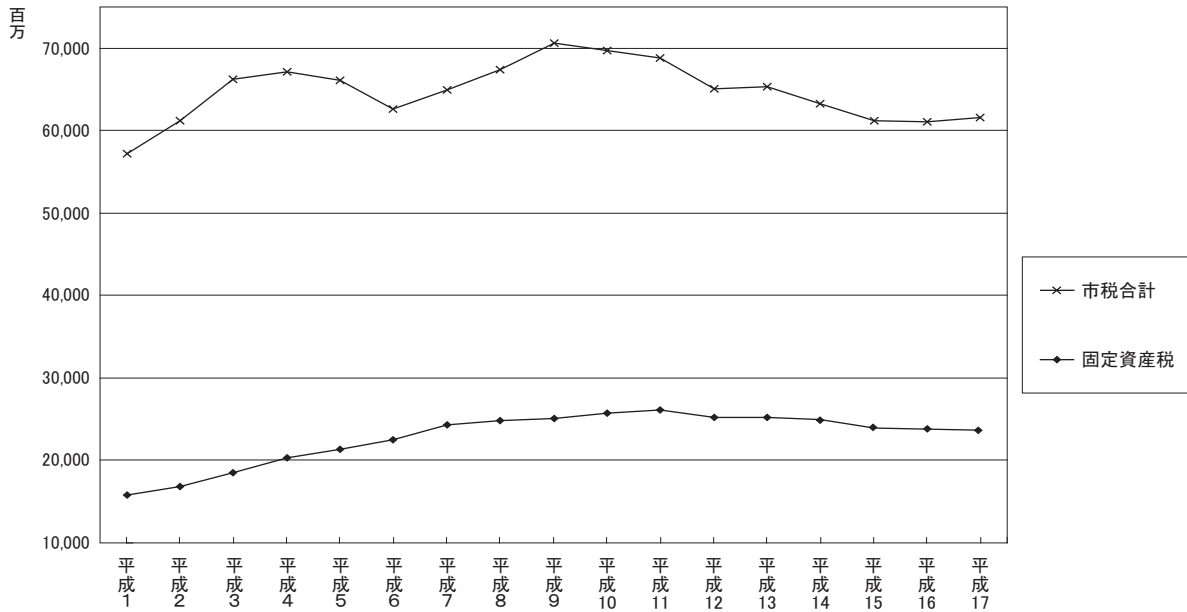
次に地方税の中の固定資産税の推移であるが、平成13年度の252億円をピークに減少傾向にあり、現在は230億円台で推移している。吹田市は地方交付税の不交付団体ということもあり、歳入総額における市税収入の占める比率（平成18年度 62%）が高く、今後とも固定資産税を含む地方税は行政サービスを行う上での重要な一般財源として、安定的な確保が望まれると考える。

そして、税収の安定的な確保を前提として総合計画の将来像を目指していく必要があり、その中で将来人口については、吹田市の特性を生かしながら、子育て支援施策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導など、定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として、目標年次である平成32年（2020年）の将来人口を35万人と設定しており、平成19年度の人口が35万人であることからすれば、人口だけを見ると「定住化社会」に入ろうとしている。

次節からは固定資産税の統計に基づいて土地や家屋の利用形態の変遷を検証しながら、定住化

社会の入口に突入しようとしている吹田市の現状を考察してみたい。

図1 市税収入の推移



II. 固定資産税の統計から見た吹田市

1. 固定資産税の賦課決定手続き

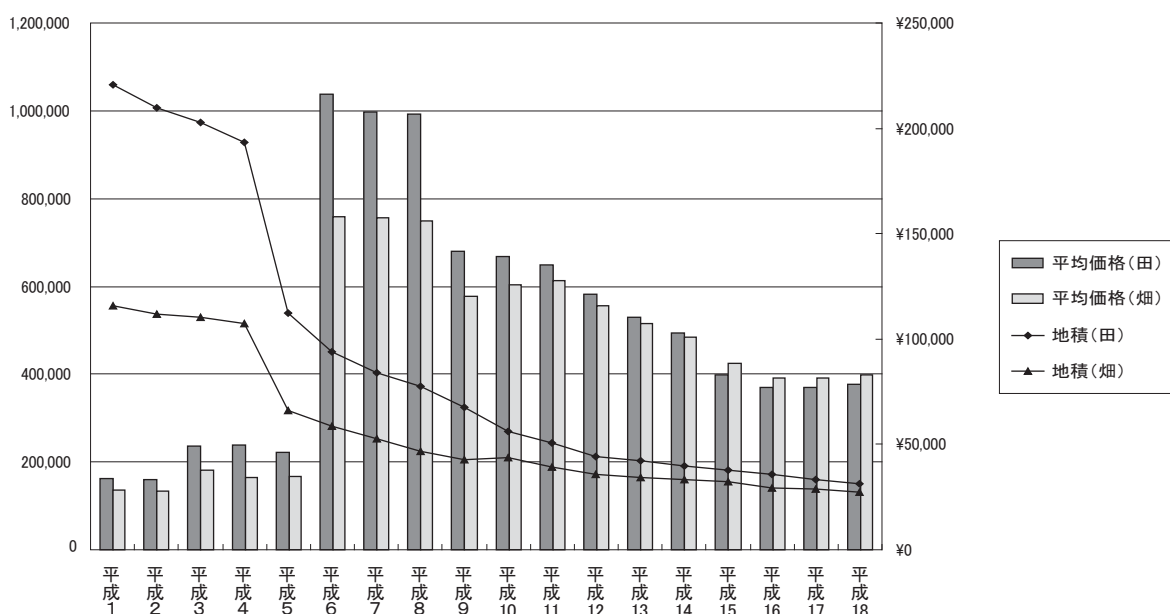
固定資産税は地方税法第342条で固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課すとなっており、市町村に課税権が与えられている。また、固定資産の評価については第404条で市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置するとなっており、第405条で市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができると規定されている。この規定により専任された地方自治体の職員が毎年3月31日までに市町村に所在する全ての固定資産の賦課決定を行っている。

また、同法第408条で市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定されている。基本的には土地や家屋は法務局の登記簿に記載されている登記内容により、土地については課税する地目、地積、家屋については課税する用途、構造、延面積などを決め、賦課決定を行っているが、登記内容と異なる場合、現地調査をへて現況の利用状況に応じて、現況に即しない場合は利用状況により賦課決定をしている。登記内容と同じであったとしても、全ての土地や家屋については固定資産評価補助員に選任された職員が現地調査をへて公平に賦課決定を行っているのは言うまでもない。このことから、固定資産税の統計を考察することで、現実に即した土地や家屋の利用形態の変遷をみることができると考え、以下では、固定資産税の統計より吹田市の現状を見ることにする。

2. 土地の平均価格と地積の推移

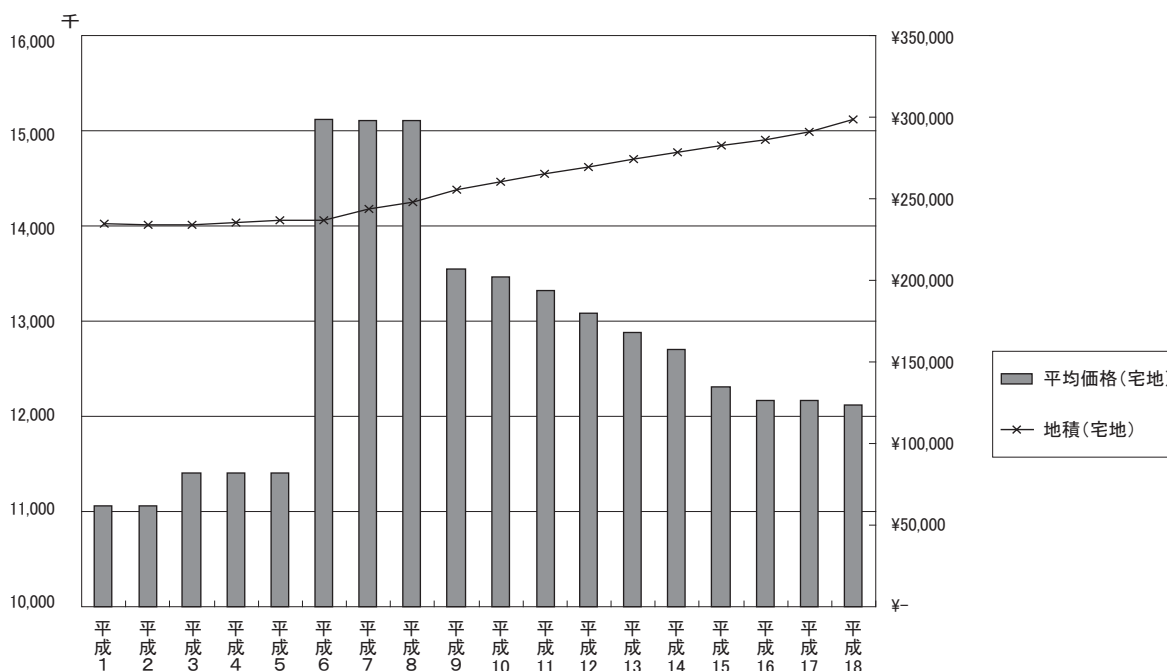
まず、土地の利用状況について着目してみると土地の地目としては、田、畑、宅地、山林、原野、鉄軌道、雑種地、池沼とあるが、ここでは、主に田、畑及び宅地に関して着目し変遷を見ていくことにする。田、畑に関していえば、平成元年度と比べると平成18年度は田では約86%、畑では約77%が田、畑の総地積では1,334,729㎡がこの18年間でいずれかの地目に変更されたことになる。平均価格を見てみると、暫時下がる傾向にあり、図2、図3の平成6年度の急激な上昇はそれまで市町村間で評価のばらつきがあったため、評価の均衡を図るため、土地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われた結果である。ここ数年は平均価格が8万円前後で横ばい傾向になっている。

図2 田、畑の平均価格及び地積の推移



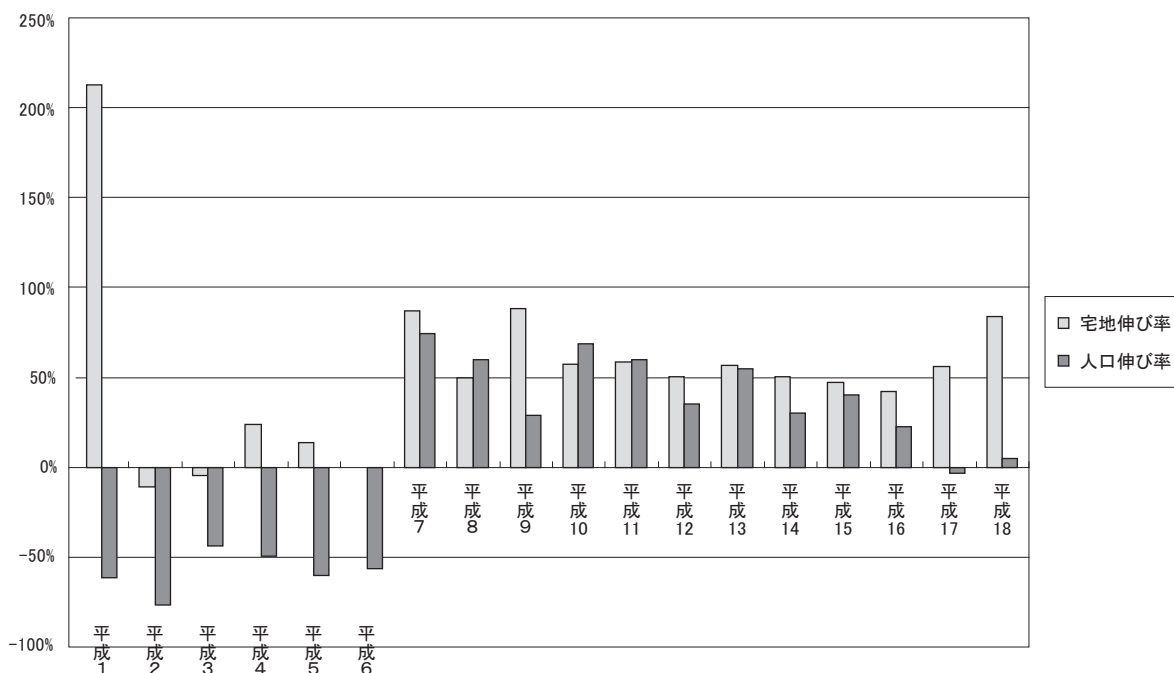
次に、宅地についてみれば、図3のように、平成元年当時と比べると平成18年度では約7%の増加であり、総地積で見ると1,088,033㎡増加していることが伺える。この間、雑種地も229,576㎡増加しているもので、ほぼ、田や畑が減少したぶん、宅地や雑種地にとってかわったことが伺える。ちなみに、雑種地の定義とは固定資産評価基準によれば、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場及び原野以外の土地をいうものであって、これに含まれる土地は、野球場、運動場、変電所敷地等のようにその現況が比較的宅地に類似しているものから、不毛地、砂地、土取場跡等のように原野的なものに至るまで多岐にわたるとなっている。宅地の平均価格について言えば、平成6年度の評価の見直しによる上昇を除けば、バブル景気以降は、暫時、減少傾向にあった。ここ数年は横ばい状態で推移しており、平成19年度に国土交通省から発表された地価公示価格は全国平均で見ても、住宅地及び商業地ともに16年ぶりにわずかの上昇となっている。吹田市でも住宅地、商業地とも前年度に比べて上昇しており、次の評価の見直し年次である平成21年度は上昇が予想される。

図3 宅地の平均価格及び地積の推移



最後に、宅地の総地積と人口の伸び率を比べてみると、図4より人口の伸び率が高く、人口が増加傾向にあるときは宅地の伸び率も高い傾向を示しており、ある程度の相関関係にあることが伺える。それは人口が増えれば、そこに住むための居住スペースも必要になるために、結果として相関関係があることは当たり前のことなのかもしれない。しかし、平成17年、18年度だけを見ると、定住化社会の入口にさしかかっており、人口が減少あるいは微増しかしていないにもかかわらず、宅地の伸び率が増加傾向にあるのが伺える。

図4 宅地伸び率と人口伸び率の推移



3. 家屋の棟数と平均価格の推移

固定資産税は、第341条第6号で基準年度を定めており、昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度となっている。基本的に3年ごとに評価を見直すしくみをとっており、基準年度以外の第二年度、第三年度は基準年度に比準、つまり評価額は土地や家屋の異動がなければ、3年間据え置かれることになっている。そして、家屋の評価については再建築費評点方式を採用しており、一度、新築時に評価した家屋は3年ごとの基準年度時には再評価をすることはなく、前基準年度における再建築費評点数に、建築物価や建設工事費の動向をもとに総務省の定めた再建築費評点補正率（平成18年度で木造0.98 非木造0.95）を乗じて求めることとされている。この乗率を用いて算出した新しい再建築費評点数に経過年数に応じた経年減点補正率などの補正率を乗じて求めた評価額が、前基準年度のそれをもし上回るようなことがあれば据え置きとなり、下回れば評価額が下がることになる。

次に図5や図6を見てみると、木造、非木造とも平成6年度以降の3年ごとの見直し時には、在来分の家屋の経過年数に応じた下落分が新築や増築の家屋の上昇分よりも上回ることになり、結果として平均価格は一様に下がっているのが見受けられる。平成元年度から平成6年度までの平均価格が上昇傾向にあるのは、基準年度に見直す物価などの動向を反映させる再建築費評点補正率が前の基準年度より上回っている（平成3年度で木造1.15 非木造1.05）ので在来分の家屋の下落分が少ない上に通常の新築や増築による家屋の増加分が在来分の下落分を上回ったためである。

最後に家屋の棟数に注目してみると木造家屋は平成元年当時と比べると減少しているが近年はほぼ横ばいで推移している一方、非木造家屋にいたってはほぼ毎年、緩やかではあるが上昇傾向にあることが伺える。同様に木造、非木造家屋の棟数の伸び率の図7からも木造の伸び率が減少傾向にあるのに比べると非木造の伸び率が顕著であることが伺える。

図5 木造家屋の棟数及び平均価格の推移

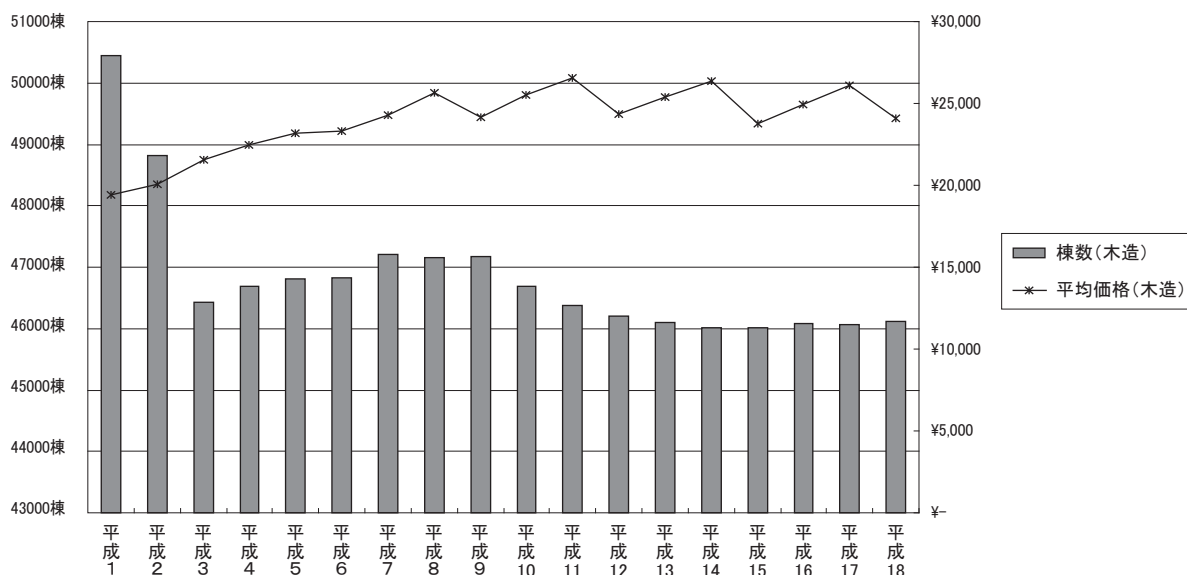


図6 非木造家屋の棟数及び平均価格の推移

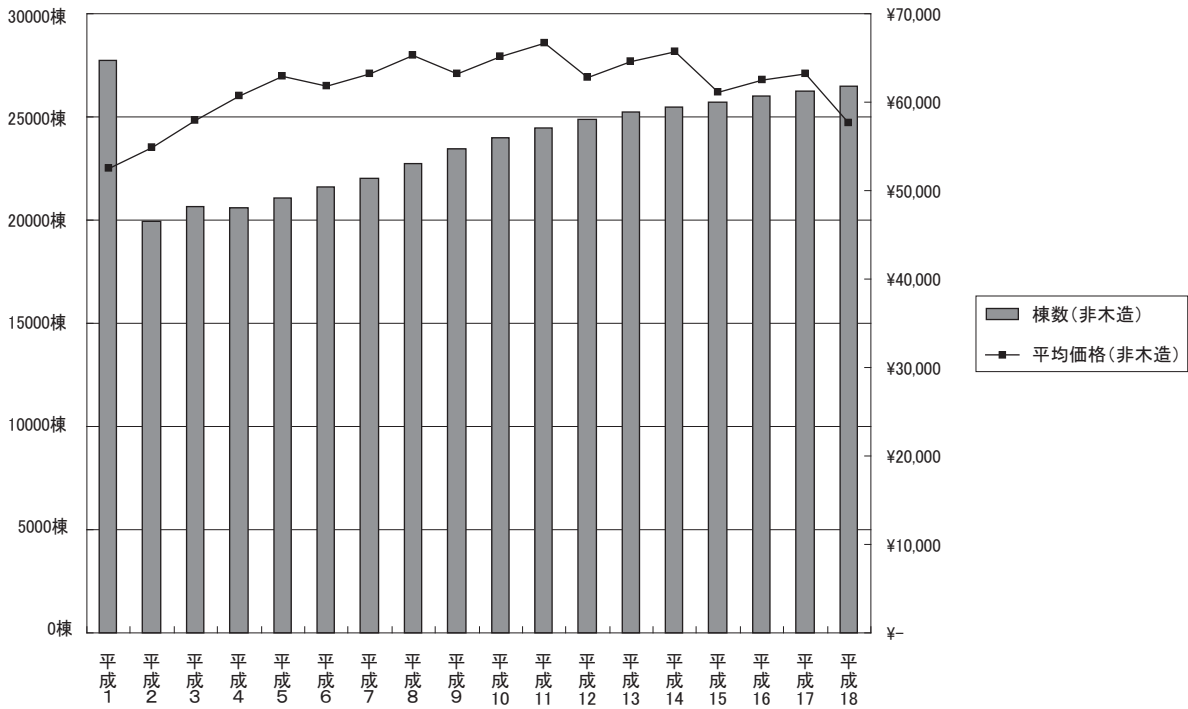
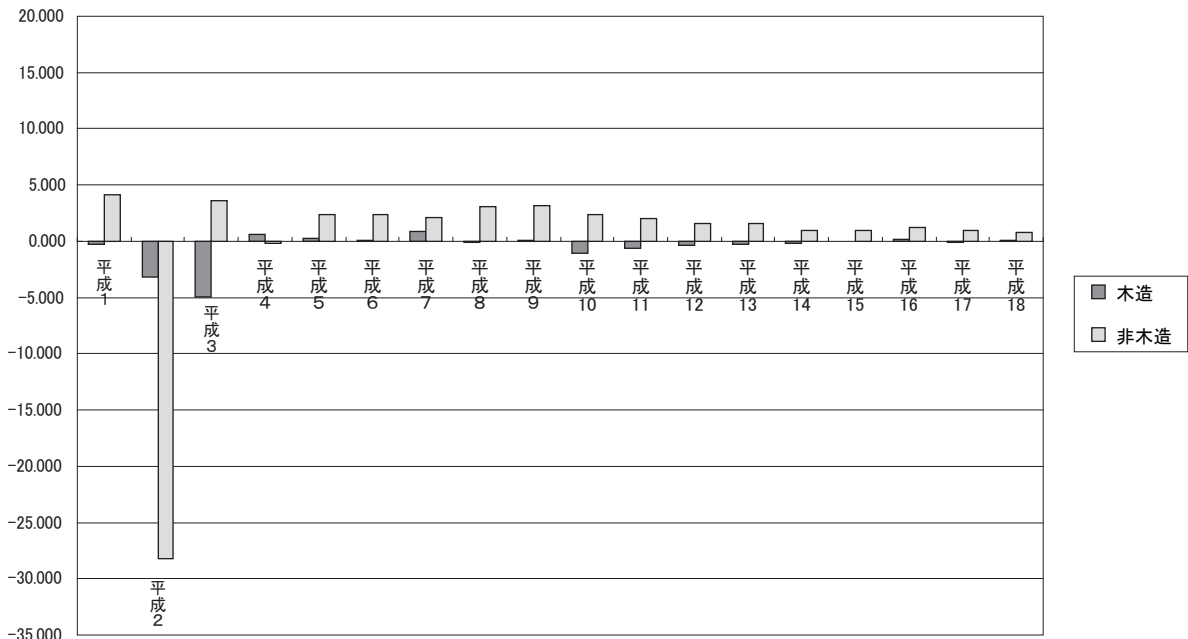


図7 木造家屋、非木造家屋の棟数伸び率の推移



(注) 平成元年度までの棟数は区分所有家屋の付属家（電気室）の共有者を棟数にして換算していたものを平成2年度からはこれを除いた棟数にしている。

Ⅲ. 定住化社会に向かって：住宅用地の法人から個人へのシフト傾向

これまで見てきたように、吹田市のここ2、3年の動向は人口については35万人台で横ばい状態で推移しているにもかかわらず、宅地の総地積やここ数年の宅地伸び率は、それに比べると高く、また家屋についても非木造家屋の棟数が増加傾向にある。この要因について、主に吹田市の北東部に位置する千里丘地域が関連しているのではないかと考えられる。

というのも、この地域は以前、企業や銀行の厚生施設として広大な敷地にグラウンドや社員寮などがあったが、福利厚生の見直しなどで企業が手放した後、開発業者の手にわたり大規模な分譲マンションなどに建ちかわり、現在も毎年のようにマンションや戸建て群の開発が行われているからである。このことは、企業が保有しグラウンドとして使用していた雑種地や社員寮として使用していた住宅用地などが減少し、個人の所有する住宅用地の増加が見受けられれば、この推測はある程度、意味を持ったものになるのではないかと考えられる。また、図6の非木造家屋の推移は事務所や店舗などすべての用途の棟数の合計であるため、マンションなどの非木造の住宅・アパートの棟数及び平米数の推移も併せて見てみたい。

図8 雑種地及び住宅用地の個人、法人別地積の推移

(単位：㎡)

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	19年度-11年度
雑種地	個人	658,631	665,130	661,867	656,661	651,398	650,568	639,814	626,070	608,987	△ 49,644
	法人	1,057,008	1,046,170	1,017,918	921,436	884,383	886,619	870,693	818,901	830,240	△ 226,768
住宅用地	個人	8,917,697	9,022,717	9,140,847	9,249,397	9,376,839	9,533,546	9,615,178	9,671,507	9,742,025	824,328
	法人	1,898,084	1,878,220	1,876,482	1,825,300	1,785,198	1,737,203	1,720,217	1,681,257	1,655,065	△ 243,019

図9 住宅・アパート系非木造家屋の棟数及び平米数の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	19年度-11年度
棟数	13,643	13,981	14,344	14,560	14,819	15,131	15,412	15,619	15,776	2,133
平米数	6,868,140	7,091,065	7,371,353	7,555,579	7,770,219	8,054,350	8,217,512	8,290,379	8,431,961	1,563,821

図8や図9の結果が示すように雑種地、住宅用地とも法人の地積の減少が顕著であることが伺える。しかし、それ以上に個人の住宅用地の地積の増加が毎年のように増えており、それに伴い住宅・アパート系の非木造住宅の増加も目立っているのが伺える。このことは土地が法人から個人へシフトし、グラウンドなどが住宅用の建物にとってかわった何よりの証拠ではないだろうか。まちが持続的に成長するためには、まちに人がおり、生活を営み、社会を形成していくことが前提条件であると考えられる。吹田市の総合計画での人口の設定や人口の伸び率からしても、定住化社会に入りつつある時に人口の伸び率を無視した開発を行い続けられればまちの空洞化が起これかねない。そんな事態になる危険は回避されなければならない。

〈参考文献〉

齊藤 慎・林 宜嗣・中井英雄（1991）『地方財政論』新世社。

固定資産税務研究会編（2007）『評価ハンドブック（平成18年度固定資産評価基準）』地方財務協会。

吹田市（2006）『第3次総合計画』

吹田市（1999－2006）『固定資産概要調書』

吹田市（1999－2006）『税務統計』

第3章 都市間競争を勝ち抜くために

～人口増加の要因分析と高槻市の進むべき方向性～

高槻市 手島 寛

【概要】 魅力のあるまちの人口は増加しているはずである。人口が増加している全国の市の決算にどのような特徴があらわれているかを分析することで、今後の人口減少社会に向けて、地方自治体はどのような施策を重点的に行えば、人口の減少を防ぐことができるかを検証する。また、私の在籍している高槻市は、人口が増加している市の決算と比較して、どのような違いがあるかを分析し、高槻市の今後の目指すべき方向性を探る。

〈キーワード〉 まちの魅力、人口の増減率、目的別決算額の割合

I. まちの魅力と人口の増加

1. 人口減少社会

日本では急速に少子高齢化が進行している。平成17年度の国勢調査の結果では全国の人口は1億2,776万人と平成12年度の人口とほぼ横ばいであるが、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口は、近い将来には減少に向かうと予測されている。日本全体で人口が減少するのであれば、当然個々の地方公共団体においても人口の減少は避けられないものになるであろう。とはいうもののすべての市町村の人口が一律に減少していくとは考えにくい。平成17年度の国勢調査の結果も人口が減少している市、増加している市と様々である。近い将来、人口が減少するのであれば、おのずと住宅は供給過多になっていくであろう。そうなれば、住民にとっては自分の住む家を選択しやすくなるし、自分の住む市町村を選択する余地もいまより大きくなると考えられる。逆に言うと、地方公共団体による住民の獲得競争が始まることになる。そのような時代を迎えるまでにいかにまちの魅力を高めるかが、地方自治体にとって、人口の減少を防ぐ重要なポイントになる。

2. まちの魅力とは

魅力的なまちとは、いったいどのようなまちを言うのであろうか。福祉が充実しているまちであろうか。教育が充実しているまちであろうか。緑のたくさんあるまちであろうか。交通の利便性の高いまちであろうか。財政が健全なまちであろうか。住民のニーズが多様化している現在においては、非常に難しい問題である。しかし、どのようなことに魅力を感じるにしても、魅力を感じるまちに住みたいと思うのは、誰にでも共通していることと言える。すなわち、魅力のあるまちの人口は増加しているはずである。まちの魅力を人口の増減率に置き換えること

で、全国の市の「まちの魅力」を数値化し、その値の高い（人口の増加している）市の決算の特徴から、まちの魅力を高めるには、どのような施策を重点的に行うべきかを検証する。

II. まちの魅力（人口の増減率）による決算の比較

1. おもな財務指標の比較

まず、全国763市（特別区と政令市は除いている。）を平成12年度の国勢調査の人口に対する平成17年度の国勢調査の人口の増減率によって8つのグループに分類する。増減率マイナス3%未満の市をAグループ、マイナス3%以上マイナス2%未満の市をBグループ、マイナス2%以上マイナス1%未満をCグループ、マイナス1%以上0%未満の市をDグループ、0%以上1%未満の市をEグループ、1%以上2%未満の市をFグループ、2%以上3%未満の市をGグループ、3%以上の市をHグループとする。次に、各市において歳出総額に占める目的別の歳出の割合を算出する。そして、グループごとにそれぞれの構成している市のおもな財政指標と歳出総額に占める目的別歳出割合の平均値を算出し、それをまとめたものが表1である。この表から人口の増減率の異なる団体では、目的別歳出決算にどのような相違点があるかを検証したい。とくに人口が増加している団体の目的別歳出決算の特徴に着目し、どのような行政サービスを行えば人口を獲得することができるかを検証する。

まずは、財政指標からみていきたい。実質公債費比率をみると、人口が増加している市ほど、値が小さいことが分かる。次に財政力指数をみると、これも人口が増加している市ほど、値が大きくなっている。最後に経常収支比率をみると、この指標でも、人口が増加している市ほど、値が小さくなっている。

この3つの指標から、借金が少なく財政力があり健全な財政を維持している市ほど、人口が増える傾向にあると言える。地方財政計画が縮小し、地方交付税が縮小している今日では、財政力の弱い市では行政サービスの縮小を余儀なくされているのに対し、財政力の強い市では、景気の回復に伴い市税収入が増加し、より充実した行政サービスを行えているからではないだろうか。財政力の弱い市は人口が減少傾向にあり、財政力の強い団体は人口が増加傾向にある。行政サービスの差が人口の増減に大きな影響を与えているのではないだろうか。今後よりいっそう、地方財政計画の縮小がすすみ、地方交付税が縮小されるのであれば、豊かなまちはより豊かに、貧しいまちは、より貧しくなっていくと考えられる。最近よく話題になっている都市と地方の格差があらわれている一つの事象と言える。

2. 目的別の歳出割合の比較

次に人口の増加している市の目的別歳出割合が大きい項目をみていきたい。表1より児童福祉費、都市計画費、教育費の3つに顕著な特徴があらわれている。人口の増減率が高い市ほど、それぞれの費目の歳出総額に占める割合が高くなっているのがわかる。さらに細かくみていくと、都市計画費のなかでは区画整理費等に、上の特徴が一番顕著にあらわれている。これは、

再開発などの大規模開発を行えば、一定の人口増加が見込めるからではないだろうか。よほど不便な場所ではない限り、新しい住宅やマンションができれば、そこに住民が移動してくるのであろう。しかし、継続的に大規模な開発を続けていけるほど、各市とも財政状況に余裕があるとは考えにくい。少なくとも財政力の弱い市には難しいことである。財務指標のところでも述べたように、財政力と人口の増減率が密接に関わっていることも納得できる。

児童福祉費と教育費は、おもに子どもを対象とした行政サービスである。新しい住居を探すとき、やはり子を持つ親としては、自分の子どもに少しでも良い教育が与えられる環境を求めたのではないだろうか。それが、人口の増加している市において、児童福祉費や教育費の割合が高くなっている要因だと考えられる。

表1から、人口の増加している市は、歳出面では都市計画費、児童福祉費、教育費の占める割合が高い傾向にあるということがみてとれた。しかし、財政力が高いために、健全財政であり、行政サービスも充実し、その結果、人口が増加しているのかもしれない。そして、財政力が高いために大規模な開発も可能であり、人口が増加した結果として、教育費、児童福祉費に要する経費が増加しているとも考えられる。そこで、表1の全国763市を財政力指数によって3つに分類し、同程度の財政力の団体、特に財政力の低い団体においても、人口の増加している団体では、都市計画費、児童福祉費、教育費の歳出総額に占める割合が高くなるという特徴があらわれているかを検証する。

表2は表1の団体を財政力指数が0.49以下の団体、0.50~0.99の団体、1.00以上の団体の3つに分類したものを表1と同様のまとめ方をしたものである。

表2をみると、財政力指数0.49以下の団体では、都市計画費の特徴が小さくなっているのがわかる。しかし、その他の児童福祉費、教育費にみられた特徴は、財政力指数の低い団体であってもほぼ同様の傾向がみられることがわかる。財政力の低い団体であっても、財政力の高い団体であっても、人口が伸びている市は児童福祉や教育費の歳出総額に占める割合が高くなっている。

しかし、あくまでも、これらの検証は人口が増えている市の目的別歳出決算の特徴であって、人口が増加した結果、教育費や児童福祉費が増加したのか、それとも、教育や児童福祉に関するサービスが充実しているから、人口が増えたのかはどちらとも言えない。

そこで、大阪府内の市だけではあるが、平成12年度の決算と平成17年度の国勢調査の人口と平成12年度の国勢調査の人口の増減率の関係を検証してみる。表3では大阪府内の各市の平成12年度決算について、教育費、児童福祉費、都市計画費の歳出総額に占める割合を示した。表3によると児童福祉費、都市計画費については、表1でみられたような人口の増減率の高い市ほど、それぞれの費目の割合が高くなるという傾向はほとんどみられない。これに対して、教育費については人口が増えている市ほど、高い歳出割合を占めているということがわかる。

大阪府内の市に限ったことではあるが、このことは、教育施策に重点をおけば、そのサービスを求めて住民が移り住んでくることを示唆しているのではないだろうか。

3. 分析結果から

今回の分析結果をまとめてみると、人口が増加しているまち（魅力のあるまち）では、歳出総額に占める児童福祉費、教育費の割合が高くなっていることがわかった。これは、財政力の弱い市にも同様にみられる傾向である。大阪府内の市においては、教育費の割合の高い市は人口が増加するという傾向もみられた。

児童福祉費、教育費は子どものいる世帯を対象とした行政サービスである。このことから、小さな子どもを持った世代ほど転居への志向が強いと言えるのではないだろうか。その他の要素もあるだろうが、児童福祉や教育サービスの充実度が、新しい住居を選択する一つの要素になりえると言える。地方財政計画の縮小が続いており、地方自治体の財政は決して余裕のあるものではない。限られた財源をどの施策に充てるのか、まさに選択と集中が求められている。そんな厳しい状況の中で、児童福祉や教育サービスの充実というものが、まちの魅力を高める大きな要素になり得ることを今回の結果が示唆している。

Ⅲ. 高槻市の現状と今後の進むべき方向性

最後に今回の分析結果を踏まえて、高槻市の現状と今後の進むべき方向性を考察する。高槻市においては、人口が1.7%減となっており、財政力指数が同程度の団体と比較すると人口は、減少傾向にある。早くから行財政改革を実施してきた比較的健康な財政状況であるにもかかわらず、人口が減ってしまっている。人口の変化と財政状況の因果関係など様々な問題があると思われるが、残念ながら、今のところ高槻市は「移り住みたいまち」にはなっていないのではないだろうか。

平成15年度以降は学校施設整備等基金を設立し、学校施設に関する整備を重点的に進めてきた。小中学校における普通教室への冷房機の設置や、湿式トイレからより清潔で快適な乾式トイレへの移行などである。平成17年度の決算にもあらわれているように児童福祉費、教育費の占める割合は、他市と比較しても決して低い値ではない。分析結果が正しいのであれば、人口が増加していてもおかしくない。

しかし、児童福祉費、教育費の割合が高くなったからといって、翌年度から急に人口が増加に転じるとも考えにくい。そのまちの児童福祉・教育施策が他のまちと比較して充実しているということが、近隣の住民に知れわたるには多くの時間を要するであろう。まちのイメージが定着するには当然時間がかかるはずである。

今回の分析結果からも子育て・教育を重点施策に掲げている高槻市の方向性は間違っていないように思える。今回は歳出総額に占める割合による分析を行っただけで、サービスの質に関する分析はできていない。おそらく、単純に児童福祉費・教育費にかかる予算を増やすだけでは人口は増加しないであろう。限られた財源の中、量的にも質的にも充実した児童福祉・教育施策をしていく必要がある。そのためには、不断の行財政改革は必要不可欠である。

高槻市では、平成19年度においても、より分かりやすい授業を提供するための校内ネットワー



クの整備、給食のおかずの幅を広げるガススチームコンベクションの導入、子育て総合支援センター（カンガルーの森）の開設など、引き続き子育て・教育を重点施策としてさまざまな事業を進めているところである。これらの事業が実を結び、高槻市が「移り住みたいまち」と思われるように、企画部門・事業部門・財政部門が一致団結して市政運営を行っていくべきではないだろうか。

〈参考文献〉

国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部（2007）日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）

総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）

表1. 平成17年度決算(全件)

団体数	人口増減率	実質公債費比率	財政力指数	経常収支比率	民生費内訳										教育費内訳									
					一 議会費	二 総務費	三 総務管理費	四 総務費	五 労働費	六 農林水産業費	七 民生費	八 社会福祉費	九 社会福祉費	十 社会福祉費	十一 総務費	十二 教育費	十三 教育費	十四 教育費						
241	A:増減率<-3	17.0	0.43	93.9	1.2	15.1	12.6	1.2	0.6	0.3	0.1	23.1	6.3	6.2	7.0	3.5								
69	B:-3≤増減率<-2	15.6	0.54	91.9	1.1	14.6	12.1	1.3	0.6	0.3	0.1	25.2	6.6	6.1	8.5	4.0								
77	C:-2≤増減率<-1	15.6	0.63	89.9	1.1	14.4	11.9	1.3	0.7	0.3	0.1	25.5	6.6	6.1	8.9	3.9								
74	D:-1≤増減率<0	15.3	0.67	90.1	1.1	14.4	11.8	1.4	0.7	0.2	0.1	25.4	7.0	5.7	8.8	3.9								
86	E:0≤増減率<1	14.2	0.77	89.4	1.0	13.5	10.9	1.3	0.6	0.3	0.1	26.4	7.0	5.6	9.6	4.2								
54	F:1≤増減率<2	13.8	0.80	88.9	1.0	14.2	11.6	1.4	0.7	0.3	0.1	27.1	7.5	5.7	10.0	3.9								
50	G:2≤増減率<3	14.0	0.81	89.1	1.1	14.0	11.3	1.4	0.7	0.3	0.1	26.2	7.1	5.4	10.0	3.6								
112	H:3≤増減率	13.4	0.92	86.5	1.0	13.7	11.1	1.4	0.7	0.2	0.1	27.3	7.3	5.2	10.7	4.1								
1	高槻市(再掲)	7.7	0.77	89.9	0.7	12.0	9.6	1.4	0.5	0.2	0.1	33.8	8.6	6.9	10.4	7.9								

団体数	人口増減率	民生費内訳										教育費内訳									
		一 災害救助費	二 保健衛生費	三 健康対策費	四 衛生費	五 労働費	六 農林水産業費	七 農林水産業費	八 農林水産業費	九 労働費	十 労働費	十一 労働費	十二 労働費	十三 労働費	十四 労働費						
241	A:増減率<-3	0.1	9.1	4.6	0.0	4.5	0.1	0.3	6.0	2.0	0.2	2.0	0.8	1.0	3.0	11.9					
69	B:-3≤増減率<-2	0.0	9.3	4.4	0.0	4.8	0.2	0.3	4.5	1.7	0.2	1.9	0.6	0.2	2.7	13.4					
77	C:-2≤増減率<-1	0.1	9.5	4.4	0.0	5.0	0.1	0.3	3.8	1.5	0.1	1.6	0.3	0.3	3.2	13.5					
74	D:-1≤増減率<0	0.0	9.2	3.9	0.0	5.2	0.0	0.3	3.3	1.3	0.1	1.5	0.3	0.1	2.6	14.8					
86	E:0≤増減率<1	0.0	9.6	4.3	0.0	5.2	0.0	0.4	2.5	1.0	0.1	1.1	0.2	0.1	2.5	15.6					
54	F:1≤増減率<2	0.0	9.4	4.3	0.0	5.0	0.0	0.6	3.0	0.9	0.1	1.5	0.2	0.2	2.1	14.5					
50	G:2≤増減率<3	0.0	9.5	4.0	0.0	5.5	0.0	0.4	2.7	1.0	0.0	1.3	0.2	0.2	1.9	15.6					
112	H:3≤増減率	0.0	9.4	3.7	0.0	5.6	0.0	0.4	2.0	0.8	0.1	1.0	0.1	0.1	1.7	16.2					
1	高槻市(再掲)	0.0	10.0	4.6	0.1	4.6	0.0	0.4	0.9	0.3	0.0	0.5	0.1	0.0	0.6	13.5					

団体数	人口増減率	土木費内訳										教育費内訳									
		一 土木管理費	二 道路橋りょう費	三 河川費	四 港湾費	五 都市計画費	六 区画整理費等	七 住宅費	八 空港費	九 消防費	十 教育費	十一 教育費	十二 教育費	十三 教育費	十四 教育費						
241	A:増減率<-3	0.9	4.0	0.3	0.3	0.7	2.9	1.1	5.4	1.0	0.0	3.9	10.0	1.4	2.2	1.3					
69	B:-3≤増減率<-2	1.0	4.1	0.3	0.1	0.8	3.3	1.5	6.4	1.4	0.0	3.7	11.0	1.5	2.3	1.7					
77	C:-2≤増減率<-1	0.9	3.8	0.3	0.2	1.0	3.7	1.8	7.4	1.0	0.0	4.0	11.1	1.5	2.4	1.4					
74	D:-1≤増減率<0	0.7	3.7	0.4	0.1	1.2	4.0	2.7	9.1	0.8	0.0	4.2	11.7	1.5	2.5	1.7					
86	E:0≤増減率<1	1.5	3.5	0.4	0.1	1.4	4.0	2.5	9.3	0.8	0.0	4.1	12.2	1.6	2.5	1.7					
54	F:1≤増減率<2	1.2	3.5	0.4	0.1	1.6	3.8	2.4	8.8	0.6	0.0	4.0	12.2	1.5	2.7	1.6					
50	G:2≤増減率<3	1.4	3.5	0.4	0.0	1.4	4.1	2.9	9.7	0.6	0.0	4.3	12.4	1.7	2.8	1.5					
112	H:3≤増減率	0.8	3.5	0.5	0.1	1.5	3.8	3.6	10.6	0.8	0.0	4.0	13.4	1.6	3.5	1.6					
1	高槻市(再掲)	1.0	1.7	0.3	0.0	2.7	5.0	1.5	10.3	0.2	0.0	5.3	12.3	2.0	2.6	1.4					

団体数	人口増減率	教育費内訳														
		一 高等学校費	二 特殊教育費	三 社会教育費	四 保健体育費	五 学給食費	六 幼稚園費	七 幼稚園費	八 体育施設費等	九 大学費	十 災害復旧費	十一 災害復旧費				
241	A:増減率<-3	0.1	0.0	0.5	0.9	1.4	0.1	0.8	0.1	1.7	0.8	0.1	14.5	0.0	0.0	0.1
69	B:-3≤増減率<-2	0.1	0.0	0.7	1.0	1.5	0.0	0.4	0.2	0.9	0.4	0.5	13.0	0.1	0.0	0.1
77	C:-2≤増減率<-1	0.1	0.0	0.5	0.9	1.6	0.2	0.4	0.1	0.9	0.4	0.4	12.4	0.0	0.1	0.1
74	D:-1≤増減率<0	0.2	0.0	0.7	0.9	1.7	0.2	0.2	0.1	0.4	0.2	0.2	12.3	0.1	0.0	0.0
86	E:0≤増減率<1	0.2	0.0	0.7	1.0	1.6	0.0	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	11.7	0.2	0.0	0.0
54	F:1≤増減率<2	0.1	0.0	0.7	1.0	1.7	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.1	11.5	0.1	0.0	0.0
50	G:2≤増減率<3	0.0	0.0	0.7	1.1	1.9	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	0.1
112	H:3≤増減率	0.1	0.0	0.7	1.2	1.9	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	10.7	0.1	0.0	0.0
1	高槻市(再掲)	0.0	0.1	1.2	1.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.3	0.0	1.1	0.0

表2. 平成17年度決算 (財政力指数0.49以下)

団体数	人口増減率	実質公債費比率	財政力指数	経常収支比率	民生費	うち児童福祉費	都市計画費	うち区画整理費等	教育費			教育費内訳				費内訳			大学費					
									教育費	教育費	教育費	小学校費	中学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費		高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費
174	A:増減率<-3	17.4	0.36	94.7	22.4	6.7	48	1.0	9.8	2.3	1.3	0.0	0.4	2.1	1.0	1.0	1.3	0.1	0.0	0.4	2.1	1.0	1.3	0.1
37	B:-3<増減率<-2	15.9	0.42	91.5	23.6	8.0	5.6	1.2	10.9	2.2	2.1	0.0	0.4	2.3	1.0	1.0	1.4	0.1	0.0	0.4	2.3	1.0	1.4	0.0
16	C:-2<増減率<-1	15.8	0.41	92.6	24.8	8.6	5.2	1.2	10.7	2.2	2.9	0.0	0.4	2.5	0.8	0.8	1.3	0.0	0.0	0.4	2.5	0.8	1.3	0.0
11	D:-1<増減率<0	16.0	0.45	92.1	22.8	8.0	7.9	3.1	11.3	2.5	2.6	0.4	0.5	1.9	0.8	0.8	1.3	0.0	0.0	0.5	1.9	0.8	1.3	0.0
7	E:0<増減率<1	15.9	0.41	90.9	21.9	6.7	3.6	0.2	12.3	3.8	1.4	0.2	0.9	2.4	0.9	0.9	1.4	0.0	0.0	0.9	2.4	0.9	1.4	0.0
4	F:1<増減率<2	13.4	0.41	93.7	26.3	10.1	6.9	0.7	13.8	1.4	4.0	0.5	1.1	3.4	0.5	0.5	1.5	0.0	0.0	1.1	3.4	0.5	1.5	0.0
3	G:2<増減率<3	15.8	0.41	92.3	24.1	9.0	3.3	0.3	10.6	1.5	3.2	0.0	0.6	1.7	0.7	0.7	1.6	0.0	0.0	0.6	1.7	0.7	1.6	0.0
4	H:3<増減率	15.2	0.44	90.7	28.3	12.0	8.3	2.4	11.2	1.8	2.7	0.0	1.3	2.4	0.5	1.0	1.0	0.0	0.0	1.3	2.4	0.5	1.0	0.0
1	高槻市(別掲)	7.7	0.77	89.9	33.8	10.4	10.3	1.5	12.3	2.0	2.6	0.1	1.2	2.9	1.2	1.1	1.1	0.0	0.1	1.2	2.9	1.2	1.1	0.0

平成17年度決算 (財政力指数0.50以上0.99以下)

団体数	人口増減率	実質公債費比率	財政力指数	経常収支比率	民生費	うち児童福祉費	都市計画費	うち区画整理費等	教育費			教育費内訳				費内訳			大学費					
									教育費	教育費	教育費	小学校費	中学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費		高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費
65	A:増減率<-3	15.7	0.60	91.9	25.1	8.0	6.7	1.3	10.7	1.6	1.2	0.3	0.7	2.0	0.9	1.7	0.1	0.0	0.7	2.0	0.9	1.7	0.1	
30	B:-3<増減率<-2	15.6	0.64	93.3	27.3	9.1	7.2	1.8	11.1	1.6	1.2	0.1	0.8	2.2	1.1	1.6	0.0	0.0	0.8	2.2	1.1	1.6	0.0	
58	C:-2<増減率<-1	15.7	0.67	89.7	25.9	9.1	7.9	1.9	11.1	1.5	2.3	0.1	0.6	2.6	0.9	1.6	0.3	0.0	0.6	2.6	0.9	1.6	0.3	
60	D:-1<増減率<0	14.8	0.69	89.4	25.9	8.9	9.3	2.7	11.7	1.5	2.4	0.2	0.7	2.6	0.9	1.8	0.1	0.0	0.7	2.6	0.9	1.8	0.1	
67	E:0<増減率<1	14.4	0.74	89.9	27.0	9.9	9.8	2.6	11.7	1.5	2.4	0.3	0.6	2.6	0.9	1.6	0.0	0.0	0.6	2.6	0.9	1.6	0.0	
42	F:1<増減率<2	14.4	0.76	88.9	27.0	10.0	8.7	2.5	12.0	1.4	2.6	0.1	0.7	2.9	1.0	1.7	0.0	0.0	0.7	2.9	1.0	1.7	0.0	
41	G:2<増減率<3	14.1	0.79	89.5	26.1	10.1	9.5	2.7	12.6	1.6	2.9	0.0	0.7	2.7	1.1	1.9	0.0	0.0	0.7	2.7	1.1	1.9	0.0	
71	H:3<増減率	14.6	0.79	89.3	27.0	10.4	10.2	3.3	12.8	1.5	3.4	0.1	0.7	2.9	1.0	1.7	0.0	0.0	0.7	2.9	1.0	1.7	0.0	
1	高槻市(再掲)	7.7	0.77	89.9	33.8	10.4	10.3	1.5	12.3	2.0	2.6	0.1	1.2	2.9	1.2	1.1	1.1	0.0	0.1	1.2	2.9	1.2	1.1	0.0

平成17年度決算 (財政力指数1.00以上)

団体数	人口増減率	実質公債費比率	財政力指数	経常収支比率	民生費	うち児童福祉費	都市計画費	うち区画整理費等	教育費			教育費内訳				費内訳			大学費					
									教育費	教育費	教育費	小学校費	中学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費		高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	
2	A:増減率<-3	16.3	1.06	90.7	23.8	6.2	8.1	0.7	8.6	1.5	1.0	0.0	0.5	2.4	0.4	1.9	0.0	0.0	0.5	2.4	0.4	1.9	0.0	
2	B:-3<増減率<-2	7.7	1.14	78.5	22.4	7.7	9.5	2.8	13.3	1.7	1.8	0.9	3.1	3.3	0.8	2.0	0.0	0.0	3.1	3.3	0.8	2.0	0.0	
3	C:-2<増減率<-1	13.5	1.07	79.1	22.8	8.1	9.2	4.0	11.7	1.5	2.1	0.3	0.6	3.2	0.7	2.0	0.0	0.0	0.6	3.2	0.7	2.0	0.0	
3	D:-1<増減率<0	22.9	1.02	97.5	25.0	9.3	9.6	2.1	12.6	2.0	2.9	0.0	0.4	2.8	0.6	2.3	0.0	0.0	0.4	2.8	0.6	2.3	0.0	
12	E:0<増減率<1	12.0	1.15	85.3	26.0	9.9	9.8	3.3	14.5	2.1	2.7	0.0	0.8	4.0	0.6	2.0	0.0	0.0	0.8	4.0	0.6	2.0	0.0	
8	F:1<増減率<2	11.0	1.17	85.9	28.3	10.1	10.3	2.5	12.2	2.3	2.5	0.1	0.5	2.9	1.0	1.5	0.0	0.0	0.5	2.9	1.0	1.5	0.0	
6	G:2<増減率<3	12.1	1.18	85.2	28.2	10.1	14.3	5.9	11.7	1.9	2.6	0.0	0.2	3.0	1.3	1.7	0.0	0.0	0.2	3.0	1.3	1.7	0.0	
37	H:3<増減率	11.0	1.21	80.8	27.8	11.2	11.6	4.1	14.9	1.7	3.8	0.0	0.6	2.9	1.6	2.3	0.0	0.0	0.6	2.9	1.6	2.3	0.0	
1	高槻市(別掲)	7.7	0.77	89.9	33.8	10.4	10.3	1.5	12.3	2.0	2.6	0.1	1.2	2.9	1.2	1.1	1.1	0.0	0.1	1.2	2.9	1.2	1.1	0.0

表3. 平成12年度決算 (大阪府)

団体数	人口増減率	実質公債費比率	財政力指数	経常収支比率	民生費	うち児童福祉費	都市計画費	うち区画整理費等	教育費			教育費内訳				費内訳			大学費				
									教育費	教育費	教育費	小学校費	中学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費		高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費
4	A:増減率<-3	-	0.73	95.6	29.5	9.8	11.5	2.8	11.6	2.0	2.8	0.0	0.8	2.4	1.1	1.3	0.0	0.0	0.8	2.4	1.1	1.3	0.0
3	B:-3<増減率<-2	-	0.74	96.2	29.9	8.7	9.2	3.9	11.6	1.4	2.2	1.6	1.3	2.1	1.0	1.9	0.0	0.0	1.3	2.1	1.0	1.9	0.0
5	C:-2<増減率<-1	-	0.90	96.2	26.9	8.8	13.8	3.9	15.9	1.9	2.0	1.4	1.1	6.0	2.0	1.3	0.0	0.0	1.1	6.0	2.0	1.3	0.0
5	D:-1<増減率<0	-	0.79	96.1	26.2	7.6	13.6	1.9	11.6	1.5	2.3	1.2	1.9	2.5	0.7	1.4	0.0	0.0	1.9	2.5	0.7	1.4	0.0
6	E:0<増減率<1	-	0.80	96.0	24.6	8.1	12.4	1.5	14.8	1.8	2.3	1.1	1.3	2.8	3.8	1.4	0.0	0.0	1.3	2.8	3.8	1.4	0.0
2	F:1<増減率<2	-	1.05	95.0	26.0	8.1	9.6	3.4	13.9	2.6	2.6	1.4	0.9	4.2	1.0	1.5	0.0	0.0	0.9	4.2	1.0	1.5	0.0
5	G:2<増減率<3	-	0.82	95.7	26.0	9.1	11.1	1.6	13.3	1.5	2.6	1.9	3.1	3.1	1.7	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	1.7	0.0	0.0
2	H:3<増減率	-	0.69	101.4	21.6	7.4	14.3	4.6	15.8	1.7	1.6	1.4	1.7	3.8	0.5	5.3	0.0	0.0	1.7	3.8	0.5	5.3	0.0
1	高槻市(再掲)	-	0.85	87.5	25.6	7.5	11.1	2.9	17.4	2.7	2.4	1.3	1.5	2.6	4.8	1.7	0.0	0.0	1.5	2.6	4.8	1.7	0.0



第1部
行政權能差亡持續可能性

第2部

個別事業の持続可能性

第4章 下水道財政の使用料等未納問題

～税に次いで高い債権格付け～

和泉市 藤井 満

【概要】 下水道使用料は水道料金と異なり、地方税法の例により滞納処分ができ、債権としての格付けが税に次いで高い。下水道事業が地方公営企業として成立するためには料金改定による増収を期待するよりも、まずは収納できていない使用料などの未納整理を行うことが経営基盤の強化への第一歩である。「受益と負担」を意識し、その関係を保持するためにも、事業者（行政）は未納者へ未納している状況を説明し納付させる責任を果たすべきである。また、定期的に納付されている納付者に対しては未納者を極限まで減らしていく努力をしていくことが行政における説明責任である。

〈キーワード〉 下水道使用料、受益者負担金、未納整理

I. 下水道事業の未納金と法律上の取扱い

近年、地方公営企業の経営健全化や経営基盤強化の取組みが求められている。特に、下水道事業会計において、各自治体は国が示している基準以上に超過負担を強いられているため、早急な、より一層の行政改革が求められている。「地方公営企業の経営基盤の強化について」（平成10年1月13日付け自治省財政局長通知）で、適切な事業実施と併行した公営企業の計画的な経営を推進している。

下水道は現在の都市機能として欠かすことができないので、明治時代から大都市を起点に着手されてきた。和泉市の下水道事業は昭和49年度から施工を開始し、供用開始は昭和53年度である。市内には高石処理区、泉北処理区、流域関連処理区の3つの処理区域が存在し、ともに処理場は和泉市が単独で運営をしていない。そのため、本市は市内の下水道管渠整備を行うのみであるが、他の市町村に比べると、着工年度が遅かったため、平成18年度末の人口普及率はようやく約77%に至った。

平成16年11月に公表した和泉市財政健全化計画において、下水道事業と一般会計との今後の関わり方を明記している。具体的には、下水道事業会計の独立という位置付けで、基準外繰入金を平成17年度から年次20%減額し、5年後には基準外繰入金を受けない、というものである。平成17年度当初に下水道使用料の料金改定を行ったことで増収になったこともあり、平成17年度及び平成18年度は基準外繰入金を受けずに、収支均衡を図ることができた。

本市の下水道事業は成熟途上の都市から成熟都市への階段を上っている。現在の経営状況は一般会計からの基準外繰入金を投入せずに、なんとか収支均衡を保持できるまでになってきた。大

阪府内市町村の下水道財政の中では「良好」経営であるが、それは付表1での使用料単価の急増が示すように、下水道使用料の料金改定による増収によるものである。事実、中井（1997）が示したように、下水道事業の成熟化に伴い、「デモンストレーション効果」から「原価主義」の料金設定にシフトしてきたのである。

しかしながら、筆者としては、本市の下水道事業が地方公営企業として成立するためには、下水道使用料の料金改定による増収でしか経営の健全化及び経営基盤の強化ができないのだろうかという懸念がある。下水道財政において、歳入の根幹をなす下水道使用料と、整備財源としての受益者負担金の未納金を回収することが、なによりの歳入確保ではないだろうか。料金改定を検討するうえでも、未納金が多いと基準収納額が低くなり、結果として、使用者により多くの負担を強いることになる。

下水道使用料は、債権としての格付けが税に次いで高い。法律上の取扱いは公法上の収入であり、他の債権よりも優先され、地方税法の例により滞納処分を行うことができる。受益者負担金も、同様に国税滞納処分の例によって強制徴収できる。ならば、事業者は企業努力として未納者対策を講じ、未納金を極限まで減らさなければならないのではないだろうか。未納整理を行わず、時効が成立してしまったので、機械的に不納欠損金として処理するだけでは、あまりにもお粗末で無責任である。

そこで、ここでは、下水道財政における使用料等の未納問題を、本市の取組みを取り上げて議論していきたい。なお、本稿の意見にわたる部分はすべて私見であることをご了承ください。また、時点指定のない未納額等においては、平成19年度11月現在のものである。

II. 下水道使用料・受益者負担金の未納問題とその解消方法

1. 下水道使用料の未納問題

(1) 下水道使用料の徴収方法と現状の課題

市内の大半の下水道使用者は、上水道料金とともに下水道使用料を納付する制度になっている。下水道事業から上水道事業に徴収委託を行っており、使用者が未納し続けると、最終的には水道料金の未納に伴う給水停止処分を受けることになり、生活に支障をきたすため、遅れ遅れでも納付する。また、料金を一部だけ納付した場合でも、下水道使用料が優先して収納される取り決めになっている。このため、付表2のとおり、この分の不納欠損額は過去から少額であり、処理した実態もやむを得ないものである。

しかし、上水道事業の徴収分とは別に、和泉市域で堺市が給水している地区（光明池駅前周辺地区）があり、堺市は上水道料金のみを徴収するため、下水道使用料は、和泉市の料金体系にて和泉市が徴収する地域が存在している。使用者への下水道使用料は、堺市の上水道使用水量の報告を受けて、その水量を汚水量に認定して、和泉市の下水道使用料を算出し請求している。ここでの顧客数は約200件であるが、40件ほどしか口座振替をされておらず、大半が納付書を発送して金融機関にて使用料を納付する納付制である。この地区における平

成17年度末の下水道使用料の未納額は1,054千円であり、調定額89,400千円に対して1.2%ほどしかないが、問題は未納の件数がかかなり多いことであり、未納者が固定化されていることであった。

(2) 下水道使用料の未納整理手法

平成18年11月頃から全件整理をしたうえで、未納通知と納付書を送付し、納付を促した。徴収に出向かずに、自主納付してもらうことを基本的な目標にして、まずは各未納者へ未納であることを理解してもらうため、通知文書を納付書の発送に同封した。納付状況を日々管理しながら、納期期限を待ち、期限後に納付のない者へはこの地区における下水道処理と下水道使用料徴収の「仕組み」を説明した文書も添えて催告した。「しつこく」納付書を送る作業を未納者へ未納であることを植え付けていく手法にしたかったために、数回繰り返し督促した。ワンルーム・マンション等の未納者には、あえて交渉はせずに、仕組みを説明した文書を全戸へ配布しに行くことで「徴収に来るのか？」という心理的効果を狙った。

それでも全く反応のない未納者には、個別に電話にて納付を促した。数回納付書を送付したのちに、最終的に、仕組みを説明し、納付を促すために訪問した。その時はその場で徴収できるようにするため、納付書と受領印と現金を携帯した。さらに、2人1班にて、夜にしか営業していない店舗の未納者を、夜の遅い開店時間を狙って訪問したりもした。

(3) 下水道使用料の未納整理効果

部分的に未納している使用者がかかなり多かったこともあり、徐々に1つ、また1つ未納件数及び未納金額が減っていき、約半年間で件数、金額ともに半減した。現在の平成17年度分の未納額は、103千円にまで回収ができています。しかしながら、今もなお、全く納付のない未納者が存在するため、未納者の財産調査をし、差し押さえの準備にとりかかっている。差押予告通知を2回送付しており、最終的には、預金や土地・家屋、また、敷金を差し押さえる予定である。他の未納者に対して、下水道事業管理者としての意思表示効果を狙う目的もある。

なお、平成18年度分は237千円の未納額にとどまり、平成17年度分の未納整理の効果が相乗的に出てきたと推測している。

2. 受益者負担金の未納問題

(1) 受益者負担金の徴収方法と現状の課題

受益者負担金の未納整理であるが、その前に、受益者負担金制度にふれておきたい。受益者負担金は都市計画法第75条第1項「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」を根拠に制度化し、徴収方法等

は市町村の条例で定めることになっている。さらに、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成18年3月31日付け総務省自治財政局公営企業課長他通知）の下水道事業部門にて「受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきである。」とされ、本市においても同様に、条例にて規定し賦課、徴収を行っている。和泉市の制度では受益者負担金の賦課決定額を分納する場合、当該年に3回（8・10・12月）を3年にかけて納付する9分割納付の方式である。

平成14年度決算において、調定額317,457千円、収入済額206,958千円、収入未済額110,499千円、不納欠損額0千円というデータが疑問であった。このため、調査したところ、未納整理を実施しておらず、また、欠損処理も一度も行っていないことが判明した。公共事業における一部負担金制度そのものが市民になじみのないものであるため、受益者負担金の理解が得られていなかったのも要因であった。

受益者負担金は、初回請求後の督促の納期限から5年間で時効（*各団体において、時点の考え方が異なる。）となる。平成元年度から受益者負担金を賦課、徴収しているため、5年経過の時効分も多額に存在することも明らかになった。未納整理を行うなか、平成15年度に、平成元年度から平成8年度賦課分の時効による不能欠損を17,468千円処理し、翌平成16年度は、平成9年度から平成11年度賦課分の時効による30,895千円を不納欠損額として処理した。現在では各年度において、未納整理を行い、その結果、納付不可能となった受益者負担金を不納欠損処理している。

(2) 受益者負担金の未納整理手法

平成16年度に時効となる平成11年度賦課分から本格的に未納整理を行ったが、まずは督促文書と納付書を発送した。次に、人間的な余裕がなかったので、徴収特別チームを編成できず、課内の職員2人1班を4班編成し、電話による催促と訪問による未納分の納付計画書の提出を求めた。電話による督促では相手方に説明しようとする、「残業するな。もったいない。」などと即座に電話をうちきられ、「受益者負担金が納得できない。」「下水道工事の時に、タダと聞いており、受益者負担金制度そのものを聞いていない。」など交渉に応じられない未納者もいた。それでも、何度も足を運び、受益者を説得し、納付計画を得ることができた。交渉が決裂した未納者に対しては、差し押さえの予告通知を行い、納付を促したことでようやく完結したケースも多数あった。また、賦課から4年以上経過しているため、相手方の所在が不明や死亡、他府県への転出により徴収できないケースも多数あった。

最終的には、債権の差し押さえを実施した。差し押さえ債権は預金を主としながら、土地・家屋なども対象に、平成17年度に4件、平成18年度も4件を実施した。

現在では、平成14・15年度賦課の2ヵ年分を同時に未納整理している。平成14年度賦課分

は、電話や訪問による交渉が主な手法である。平成15年度賦課分は、平成18年度当初で全て滞納扱いとなることから、同年度5月と9月、1月に残分の納付書を、未納であることを説明した文書とともに郵送した。この手法は、いままで当課では行ったことがないので、試行的に実施した。滞納整理の1年間のブランクを解消する必要がある、また、受益者負担金の未納整理を行う意思表示をしたかったためでもある。

(3) 受益者負担金の未納整理効果

平成15年度賦課分については、数件の電話問い合わせがあったものの、たいしたトラブルはなく、整理当初で未納額が14,230千円あったものが、この対処で約8,600千円（不納欠損予定分を除く）にまで減額できた。残りの未納分は現在、訪問による未納整理を行っているが、未納者が未納であることを周知できているため、ある程度理解を得られやすくなっている。

平成17年度決算において、不納欠損額は1,242千円であったが、収入未済額は54,794千円にまで下げることができた。また、収入未済額のうち、納付計画確約書提出済分及び平成18年度中納付済分は27,597千円であり、未納整理が進んでいる状況と言える。大阪府内市町村の滞納整理状況は、未納金額の約2割程度しか完結できていないと聞いているが、本市では約5割ほどの整理ができていることから、未納整理の効果が表れていると言える。

Ⅲ. 法律上の取扱いに応じた未納整理

以上のように、下水道財政の歳入の根幹である下水道使用料と受益者負担金の未納整理による収納強化により、料金改定による増収以外の増収効果はあった。税の徴収と比べても、特殊な徴収対策を行っているわけではないが、増収効果は得られた。

また、下水道の無届け使用を摘発する〔補論1〕など、その他の収納強化方策もあげられるが、料金の未納の拡大は即経営悪化につながるため、料金改定による増収を期待するよりも、まずは収納できていない使用料などの未納整理を行うことが経営基盤の強化への第一歩である。

下水道施設は、住民の恒久的財産として適正に維持され、その利用に供していかなければならない。その健全な運営を確保し、住民の要請に的確にこたえていくため経営状況を正しくとらえ、内部的にはもとより使用者に対しても理解を求めていく必要がある。運営の確保とは、歳出抑制と歳入確保であり、使用者に理解を求めていくとは経営状況の公表である。付表3でも明らかのように、大阪府内市町村においても、歳出抑制は従事職員の縮減や委託化などの内部の努力である程度は可能であるが、歳入の確保にはそれ相当の努力が必要である。受益者負担金も下水道使用料も使用者の負担であるので、使用者からすれば、納得しないとお金を払う行動に移らないのは当然のことである。納付できない金銭的な事情もあったかもしれないが、大半は料金に納得できないためか、督促が厳しくないことによる安堵感のために起こった未納である。

過去、使用者に対して、本市における受益者負担金制度及び下水道使用料の周知を行ってこなかったため、未納整理を行っていく中で、それらのご意見を十二分にいただいた。その対応とし

て、受益者負担金においては、平成16年度からは、住民説明会の実施や広報での制度説明、また、平成18年度からは施工業者が各家庭の敷地内に公共柵を施工する際に、受益者負担金の説明を行うように徹底した。未納者に対しては、Q & Aなどの説明文書を納付書の発送に同封してPRを図った。この4月には、「和泉市下水道だより」にて受益者負担金のPRを行った。

下水道使用料においても同様であるが、使用者への周知を徹底してこなかった。それゆえ、特に、堺市が給水して、和泉市が下水道使用料を徴収するというイビツな状況が未納を呼び、また、使用者も納得ができず、納付書を無視してきたのであろう。今回の未納整理において、使用者への周知を納付書の送付時に行ってきた。

いずれの場合においても重要な点は定住化社会における公民連携の根源となる「受益と負担」を意識し、その関係を保たなければならないことにある。「受益」においては、理論上、使用料等が相当の未納額になると、使用者は下水道事業における種々のサービスを受けられなくなる。しかし、実際、事業者は排水処理を拒めないため、収支均衡を堅持するには税で補てんするか、料金改定を余儀なくされることになる。「負担」においては、当然のことであるが、未納を許してはならない。それは、行政の怠慢であり、負担を徹底し、公平すべきである。未納であれば、未納者へ未納している状況を説明する責任を行政が果たすべきであり、また、定期的に納付されている納付者に対しては未納者を極限まで減らしていく努力をしていくことが、行政における説明責任であると信じている。

〈参考文献〉

- 中井英雄（1997）「下水道事業の連携可能性～標準化原理の観点から～」大阪学院大学『経済論集』第11巻。
- 下水道事業経営研究会編集（2005）「下水道経営ハンドブック－平成17年度版－」。
- 大阪府総務部市町村課編集（2001, 2006）「自治大阪11月号 別冊データ集〈税財政編I〉〈行政編〉」大阪府市町村振興協会発行。
- 加藤壮一（2002a）「現場で困ったクン 受益者負担金を払ってもらえない」『月刊下水道3月号』環境新聞社。
- （2002b）「現場で困ったクン 使用料金滞納者への対応は？」『月刊下水道9月号』環境新聞社。

〈補論1〉 和泉市下水道財政における増収取組み

1. 無届け使用の摘発

平成14年度からシルバー人材センターを活用し、実施している。

シルバー人材センターからの派遣職員を3～4ヶ月間雇用し、現地調査する地図と調査票を作成する。

2人1班体制で3班を構成し、未水洗家屋に出向き、了解を得たうえで、公共枿を開けて、下水道使用の有無を確認する。ほぼ毎日、調査結果を本市職員へ報告する。

家主が不在や調査を拒み、調査ができなかった家屋で、下水道を使用している様子のある家屋については、本市職員が現地やその他の状況を確認して、下水道の使用を認定し、家主へ通知したうえで、下水道使用料の徴収を開始する。

無届けとなる要因は排水設備業者が市へ届け出を怠った場合が大半であり、当業者への指導を徹底した。

開始からの5年間で摘発件数は1,000件を超え、年間使用料に換算すると約3千4百万円にもなった。

2. 下水道使用料未徴収世帯の全戸調査

平成17年度に下水道の使用が本市にて確認できているにもかかわらず、下水道使用料が未徴収になっている世帯を市内全戸調査した。

下水道使用料の未徴収データを上水道事業から報告いただき、本課で把握している地図管理の水洗化済世帯とを突合した。

疑問な世帯又は水栓番号をすべて抽出し、調査票を作成し、対象世帯を訪問調査した。効果額はお示しできないがかなりの効果があった。

3. 水洗化促進事業

シルバー人材センターが調査へ出向く際、未水洗家屋には水洗化の啓発資料を配布し、一声かけるよう徹底した。単年度では数十件ほどの家屋が下水道へ接続している。

また、学校へ出向き、小学生に下水道の仕組みや水洗化の大切さを伝える「出前講座」を開催している。

「和泉市下水道だより」（啓発紙）を作成し、下水道告示区域の全世帯に、和泉市の広報とともに配布した。

〈補論2〉和泉市における決算統計上の資本費平準化債の分析手法

平成16年度から下水道事業において、資本費平準化債を発行することが可能になったが、この地方債は一般会計が繰入すべき元金償還金をも対象にしているため、いままでの繰入基準を算定することが出来なくなった。発行内訳を作成し、資本費平準化債相当分を控除することで正確に算定できる。和泉市では、以下の手法で、一般会計繰入金の内訳を作成しているため、各市町村の参考にいただければ幸いである。

1. 資本費平準化債の発行内訳を作成するために、繰入基準になる雨水、高度処理、普及対策特別事業、流域下水道事業臨時措置分、臨時財政特例債等に係る地方債の発行総額と当該年度の元金償還額を算出する。各々の残額は汚水分になる。（表A①と②）
2. 減価償却見合分（表A③）を算出する。算式は「減価償却見合分＝発行総額×0.9÷44」。
3. 当該年度と減価償却見合分との差異（表A④）を算出する。
4. 各々の資本費平準化債相当額（表A⑤）を十万円単位で算出する。
5. 純粋な繰入基準分から各々の資本費平準化債相当分（ただし、本市では地方交付税の算入率を加味したベースに置きなおしている）を差し引いて、決算統計上の繰入基準額を確定する。（表B）

* 財政課と協議済みである繰入基準の算定表は別にある。

表A 資本費平準化債の発行内訳

	発行総額①	今年度元金②	減価償却見合分③	差異④	平準化債⑤	算入率加味
総額	37,785,400	1,241,752	772,800	468,952	469,000	329,500
雨水のみ	7,052,695	238,512	144,260	94,252	95,000	95,000 <u>79,900</u>
高度処理	499,800	8,664	10,223	▲ 1,559	▲ 1,600	▲ 800
普及対策特別	8,577,200	164,907	175,443	▲ 10,536	▲ 10,500	▲ 5,800
臨時措置分	470,300	1,122	9,620	▲ 8,498	▲ 8,500	▲ 8,500
臨特債等	3,385,300	318,878	69,245	249,633	249,600	249,600
その他⇒汚水	17,800,105	509,669	364,009	145,660	145,000	

元金、減価償却見合分は発行申請時のベース

表B 一般会計繰入金と資本費平準化債との関係

項目	H18一般会計繰入金	資本費平準化債相当	調整後繰入金内訳	特別会計ベース
1 雨水処理負担金	443,664	95,000	363,764	363,764
2 水質規制費	9,644		9,644	9,644
3 水洗便所等普及費	16,950		16,950	16,950
4 高度処理費	19,968	▲ 800	19,968	19,968
5 臨時財政特例債等利子	43,770		43,770	45,134
6 普及特別対策経費	189,748	▲ 5,800	189,748	189,748
7 その他（臨時措置分）	9,847	▲ 8,500	9,847	9,847
8 流域下水道建設費等	68		68	68
9 臨時財政特例債等元金	318,878	249,600	69,278	74,088
10 その他基準外	▲ 357,348		▲ 27,848	▲ 27,848
* 泉北環境整備施設組合				93,314
計	695,189	329,500	695,189	794,677
基準内	1,052,537	329,500	723,037	822,525
基準外	▲ 357,348	0	▲ 27,848	▲ 27,848



付表1 大阪府内市町村の経費回収率等の状況

【単位：%、円】

団体名	H 17 年 度			H 12 年 度			H17-H12増加数		
	経費回収率	処理原価	使用料単価	経費回収率	処理原価	使用料単価	経費回収率	処理原価	使用料単価
堺市	83.0	186.2	154.6	59.3	210.8	124.9	23.8	▲ 24.6	29.7
東大阪市	103.6	129.5	134.2	91.5	116.1	106.2	12.2	13.4	28.0
枚方市	63.2	232.7	147.1	44.0	220.4	96.9	19.2	12.3	50.2
豊中市	91.7	102.5	94.0	75.3	94.3	71.0	16.4	8.2	23.0
高槻市	94.7	144.0	136.4	94.7	140.8	133.3	0.0	3.2	3.1
吹田市	105.1	111.9	117.6	93.9	99.3	93.2	11.2	12.6	24.4
八尾市	96.5	132.3	127.6	82.1	147.6	121.2	14.3	▲ 15.3	6.4
寝屋川市	70.6	172.5	121.8	65.8	157.1	103.3	4.9	15.4	18.5
茨木市	64.9	157.4	102.1	65.8	141.9	93.4	▲ 0.9	15.5	8.7
岸和田市	42.6	260.5	110.9	46.9	235.8	110.6	▲ 4.3	24.7	0.3
守口市	115.3	134.7	155.3	97.7	136.2	133.1	17.6	▲ 1.5	22.2
和泉市	98.4	127.8	125.8	70.3	132.7	93.3	28.1	▲ 4.9	32.5
門真市	101.5	109.0	110.6	98.8	110.3	109.0	2.7	▲ 1.3	1.6
松原市	38.8	249.0	96.5	35.2	267.1	94.1	3.5	▲ 18.1	2.4
大東市	105.0	105.8	111.1	94.9	116.8	110.8	10.2	▲ 11.0	0.3
箕面市	104.8	104.7	109.7	61.9	112.6	69.7	42.9	▲ 7.9	40.0
富田林市	51.0	177.3	90.4	60.3	154.5	93.2	▲ 9.3	22.8	▲ 2.8
羽曳野市	38.6	281.5	108.6	34.0	300.3	102.2	4.5	▲ 18.8	6.4
河内長野市	36.6	259.4	94.9	35.4	277.2	98.0	1.2	▲ 17.8	▲ 3.1
池田市	107.5	82.9	89.1	97.0	82.4	79.9	10.5	0.5	9.2
泉佐野市	101.7	206.7	210.3	51.9	227.1	117.8	49.9	▲ 20.4	92.5
摂津市	70.0	217.3	152.1	43.0	266.5	114.6	27.0	▲ 49.2	37.5
貝塚市	33.1	339.9	112.4	29.5	396.1	116.9	3.6	▲ 56.2	▲ 4.5
柏原市	56.4	210.0	118.4	49.2	244.9	120.4	7.2	▲ 34.9	▲ 2.0
交野市	82.2	185.9	152.8	53.7	191.9	103.1	28.5	▲ 6.0	49.7
泉大津市	70.9	178.1	126.3	73.0	141.2	103.0	▲ 2.0	36.9	23.3
藤井寺市	27.5	380.9	104.7	28.4	379.9	107.8	▲ 0.9	1.0	▲ 3.1
高石市	54.9	211.0	115.8	40.9	209.2	85.5	14.0	1.8	30.3
泉南市	39.4	290.6	114.6	20.0	389.3	77.8	19.5	▲ 98.7	36.8
大阪狭山市	71.2	165.4	117.8	55.2	167.5	92.5	16.0	▲ 2.1	25.3
阪南市	29.1	338.9	98.6	20.7	409.9	84.9	8.4	▲ 71.0	13.7
四條畷市	86.3	151.2	130.5	68.3	148.9	101.7	18.0	2.3	28.8
熊取町	46.4	233.2	108.2	21.6	377.0	81.6	24.8	▲ 143.8	26.6
島本町	53.3	198.5	105.8	67.3	169.5	114.0	▲ 14.0	29.0	▲ 8.2
豊能町	35.7	186.0	66.3	47.4	130.5	61.8	▲ 11.7	55.5	4.5
岬町	19.0	539.8	102.4	6.5	1,260.9	82.2	12.5	▲ 721.1	20.2
忠岡町	47.0	212.2	99.7	28.8	366.4	105.5	18.2	▲ 154.2	▲ 5.8
河南町	50.8	190.2	96.7	40.8	244.6	99.7	10.1	▲ 54.4	▲ 3.0
能勢町	17.8	806.4	143.5	0.0	0.0	0.0	17.8	806.4	143.5
太子町	25.3	348.9	88.3	13.9	631.5	87.9	11.4	▲ 282.6	0.4
千早赤阪村	44.2	273.3	120.8	11.7	1,174.1	137.2	32.5	▲ 900.8	▲ 16.4
田尻町	26.4	374.6	99.0	14.9	520.4	77.4	11.6	▲ 145.8	21.6
泉北環境	71.0	191.1	135.6	48.2	193.4	93.2	22.8	▲ 2.3	42.4

※ 大阪市を除き、泉北環境整備施設組合を含む。

付表2 和泉市における下水道使用料及び受益者負担金の収納状況の推移

【単位：千円】

年 度	下 水 道 使 用 料				受 益 者 負 担 金			
	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
H1年度	84,306	84,306	0	0	9,244	8,514	0	730
H2年度	162,904	155,643	0	7,261	26,631	24,595	0	2,036
H3年度	215,841	204,915	0	10,926	23,162	19,254	0	3,908
H4年度	225,306	215,984	0	9,322	20,932	17,851	0	3,081
H5年度	236,348	221,768	0	14,580	38,944	34,203	0	4,741
H6年度	273,711	254,262	0	19,449	126,172	120,772	0	5,400
H7年度	368,899	344,240	0	24,659	104,141	94,569	0	9,572
H8年度	465,447	429,817	8	35,622	146,343	128,956	0	17,387
H9年度	619,002	614,141	23	4,838	144,158	117,364	0	26,794
H10年度	768,462	710,934	32	57,496	197,984	149,218	0	48,766
H11年度	792,861	727,815	79	64,967	220,650	156,468	0	64,182
H12年度	886,139	814,739	26	71,374	283,611	204,191	0	79,420
H13年度	1,025,540	936,065	97	89,378	284,820	185,257	0	99,563
H14年度	1,195,744	1,095,101	99	100,544	317,457	206,958	0	110,499
H15年度	1,296,943	1,179,085	190	117,668	303,835	176,726	17,468	109,641
H16年度	1,388,837	1,262,314	239	126,284	243,129	144,874	30,895	67,360
H17年度	1,723,220	1,688,156	167	34,897	161,554	105,518	1,242	54,794

付表3 大阪府内市町村の職員数及び汚水経費の状況

【単位：人、千円】

団体名	H 17 年 度			H 12 年 度			H17-H12増減数		
	職員数	汚水維持 管理費	汚水資本費	職員数	汚水維持 管理費	汚水資本費	職員数	汚水維持 管理費	汚水資本費
堺市	324	5,568,299	9,165,749	367	6,350,762	7,711,521	▲ 43	▲ 782,463	1,454,228
東大阪市	86	3,011,803	4,127,330	124	2,967,059	3,089,121	▲ 38	44,744	1,038,209
枚方市	105	2,259,238	5,932,689	131	2,328,946	4,378,011	▲ 26	▲ 69,708	1,554,678
豊中市	124	2,351,723	2,385,951	158	2,436,231	2,308,959	▲ 34	▲ 84,508	76,992
高槻市	32	1,562,639	3,750,627	46	1,411,319	3,240,402	▲ 14	151,320	510,225
吹田市	122	2,479,741	2,604,687	152	2,312,439	2,410,971	▲ 30	167,302	193,716
八尾市	70	1,138,440	1,709,763	73	1,286,809	1,131,676	▲ 3	▲ 148,369	578,087
寝屋川市	18	971,799	3,257,884	44	865,718	2,484,391	▲ 26	106,081	773,493
茨木市	34	1,715,171	3,199,680	46	1,610,866	2,644,081	▲ 12	104,305	555,599
岸和田市	52	1,006,111	4,036,960	87	930,793	2,624,972	▲ 35	75,318	1,411,988
守口市	92	1,386,657	1,171,783	133	1,797,546	1,041,557	▲ 41	▲ 410,889	130,226
和泉市	24	681,303	1,033,395	30	513,617	645,467	▲ 6	167,686	387,928
門真市	25	611,058	696,200	39	673,953	618,684	▲ 14	▲ 62,895	77,516
松原市	33	351,207	1,855,022	45	304,651	1,444,647	▲ 12	46,556	410,375
大東市	32	520,906	834,911	32	554,511	728,167	0	▲ 33,605	106,744
箕面市	14	795,882	670,016	21	861,432	759,559	▲ 7	▲ 65,550	▲ 89,543
富田林市	25	457,993	1,266,858	17	456,084	910,544	8	1,909	356,314
羽曳野市	27	304,451	1,508,980	32	265,058	921,862	▲ 5	39,393	587,118
河内長野市	19	306,110	1,239,289	20	294,352	917,089	▲ 1	11,758	322,200
池田市	32	775,789	263,046	47	809,683	271,955	▲ 15	▲ 33,894	▲ 8,909
泉佐野市	19	406,363	960,738	34	323,201	756,137	▲ 15	83,162	204,601
摂津市	20	533,298	2,098,654	32	444,100	2,143,492	▲ 12	89,198	▲ 44,838
貝塚市	26	290,689	1,091,838	27	309,292	829,931	▲ 1	▲ 18,603	261,907
柏原市	26	305,500	895,039	32	365,487	671,281	▲ 6	▲ 59,987	223,758
交野市	8	505,525	801,208	11	643,177	718,358	▲ 3	▲ 137,652	82,850
泉大津市	25	460,808	697,713	30	310,423	579,268	▲ 5	150,385	118,445
藤井寺市	22	245,678	1,240,590	32	257,372	883,723	▲ 10	▲ 11,694	356,867
高石市	18	236,905	395,338	20	174,453	215,873	▲ 2	62,452	179,465
泉南市	15	274,272	670,000	23	157,952	515,483	▲ 8	116,320	154,517
大阪狭山市	9	319,507	793,188	10	416,129	692,302	▲ 1	▲ 96,622	100,886
阪南市	10	158,968	462,027	13	174,522	365,314	▲ 3	▲ 15,554	96,713
四條畷市	9	337,024	426,356	18	324,283	329,767	▲ 9	12,741	96,589
熊取町	12	174,756	458,854	12	142,217	629,918	0	32,539	▲ 171,064
島本町	5	177,694	400,127	7	211,139	310,358	▲ 2	▲ 33,445	89,769
豊能町	5	115,940	189,438	6	119,818	135,366	▲ 1	▲ 3,878	54,072
岬町	8	97,770	341,461	8	90,060	270,562	0	7,710	70,899
忠岡町	7	106,557	429,682	13	69,862	349,270	▲ 6	36,695	80,412
河南町	4	65,652	133,566	4	89,464	117,241	0	▲ 23,812	16,325
能勢町	5	43,092	58,111	5	0	0	0	43,092	58,111
太子町	5	66,624	272,110	7	82,489	216,323	▲ 2	▲ 15,865	55,787
千早赤阪村	3	38,780	57,811	4	46,070	25,551	▲ 1	▲ 7,290	32,260
田尻町	4	43,320	211,718	6	82,151	148,894	▲ 2	▲ 38,831	62,824
泉北環境	26	351,862	321,580	33	429,793	304,253	▲ 7	▲ 77,931	17,327
合 計	1,581	33,612,904	64,117,967	2,031	34,295,283	51,492,301	▲ 450	▲ 682,379	12,625,666

※ 大阪市を除き、泉北環境整備施設組合を含む。

※ 堺市については旧美原町を含む



第2部
個別事業の持続可能性

第5章 し尿処理事業における受益者負担の確保

枚方市 吉永佳央

【概要】 枚方市においても、公共下水道の普及が進むことに伴い、し尿処理人口は年々減少しており平成17年度末で10,214人となっている。今後は、公共下水道整備区域内の水洗化の促進、し尿収集処理経費の削減、手数料の見直しが課題となる。これらの課題を踏まえながら、受益者負担の妥当性を確保しなければならない。

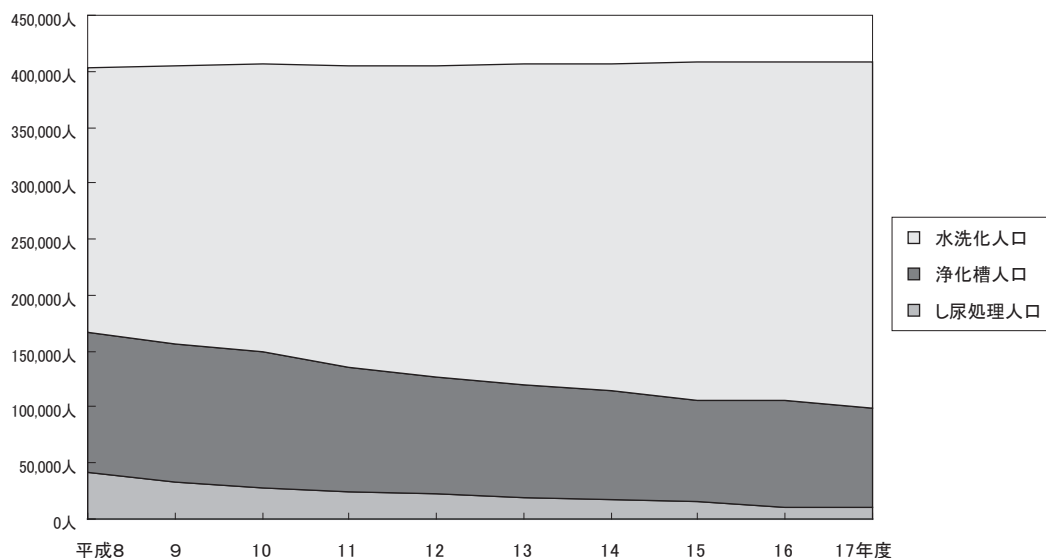
〈キーワード〉 し尿処理事業 し尿処理経費 手数料 下水道未接続世帯

I. し尿処理事業の現状

本市では、昭和30年6月、市の直営でし尿処理事業を開始し、昭和40年にし尿の終末処理施設である淀川衛生工場を建設した。平成15年までは市が直営ですべてのし尿収集処理世帯の収集を行っていたが、その後は、一般家庭分のし尿は引き続き直営で収集し、それ以外の事業系のし尿は許可業者が収集を実施している。また、浄化槽等汚泥は、許可業者が収集し淀川衛生工場に搬入している。

現在、公共下水道が供用開始される区域が広がっており、平成17年度末で整備率が86.6%に達している。公共下水道の普及に伴いし尿処理人口は年々減少しており、平成17年度は10,214人であり、平成8年度からの10年間でおよそ4分の1になっている。今後も、公共下水道の整備は進むことから、し尿処理人口は減少が続き、最終的にはゼロに近づく。

(図1) し尿処理人口の推移



II. し尿処理経費と手数料

1. し尿処理手数料の変遷

し尿処理収集の手数料は、普通手数料が1世帯あたり月額400円の定額制、臨時手数料・大口手数料が100リットルあたり300円の従量制となっている。普通手数料については、昭和51年以来改正をしていない。また、生活保護世帯・市民税非課税世帯に対しては手数料の減免を実施している。

(表1) し尿処理手数料の変遷

条例施行日	取扱区分	単 位	金 額
昭和47年 6月 1日	普通通常	1人につき月額	35円
	従 量	20リットルにつき	20円
昭和51年11月 1日	普通通常	1世帯につき月額	400円
	普通臨時	1世帯につき1回	400円
	従量通常	20リットルにつき	60円
	従量臨時	20リットルにつき	140円
昭和52年10月 1日	普通通常	1世帯につき月額	400円
	普通臨時	1世帯につき1回	400円
	従量通常	100リットルにつき	300円
	従量臨時	100リットルにつき	700円
昭和56年 4月 1日	合併浄化槽汚泥処理手数料(新設) 1,000円/1.8キロリットル		
昭和60年12月19日	普通通常	1世帯につき月額	400円
	普通臨時	1世帯につき1回	400円
	大口定期	100リットルにつき	300円
	大口臨時	100リットルにつき	700円
	特定	1回につき	3,000円
平成 6年10月1日	普通通常	1世帯につき月額	400円
	普通臨時	1世帯につき1回	400円
	大口定期	100リットルにつき	300円
	大口臨時	100リットルにつき	700円
	特定	1回につき	3,000円
平成14年 4月 1日	デスポーザ汚泥処理手数料(新設) 1,000円/1.8キロリットル		
平成16年 4月 1日	普通通常	1世帯あたり月額	400円
	大口	100リットルにつき	300円
	臨時	100リットルにつき	300円

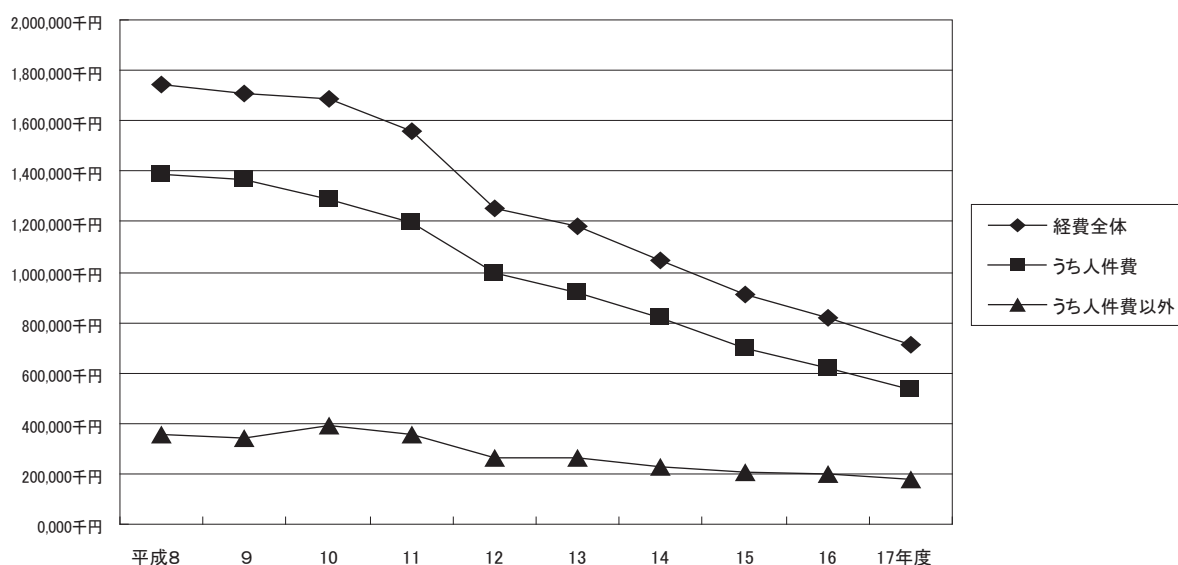
2. し尿処理にかかる経費について

水洗化人口が年々増えてきている中で、浄化槽及びし尿処理人口は減少を続け、し尿等の処理量も減少している。浄化槽とし尿処理を併せた人口は、平成8年度では16万人を超えていたが、平成17年度には約10万人となっている。これに伴いし尿等の処理量も平成8年度の5万5千klから平成17年度は3万5千klと減少している。

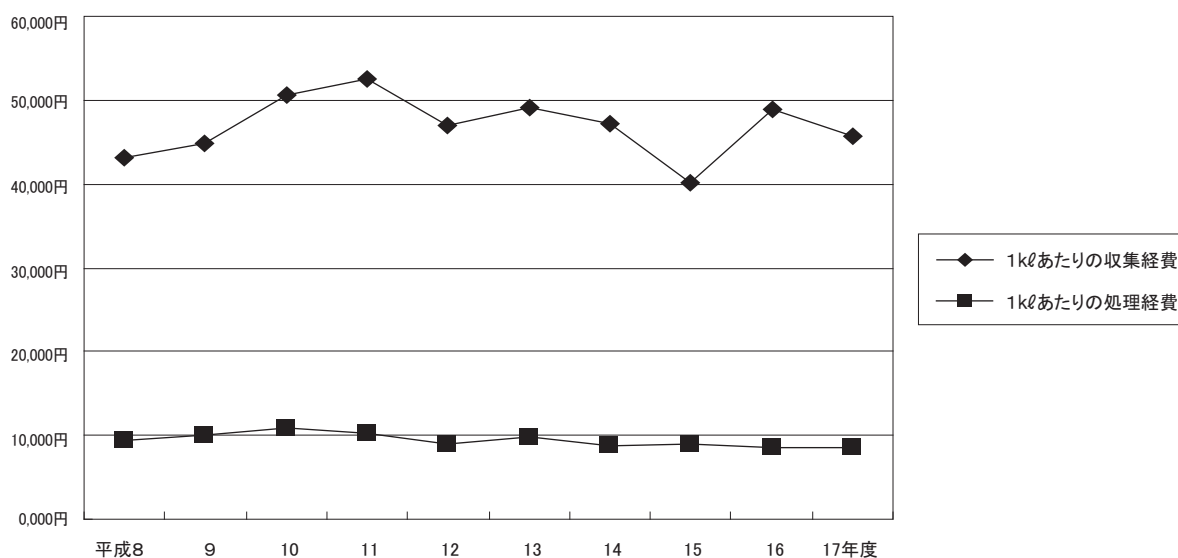
し尿等の収集処理量の減少やし尿処理事業の効率という点から、し尿収集処理にかかる経費についても削減されることが求められる。平成8年度においては収集処理経費が約17億4千万円であったが、平成17年度には約7億1千万円まで削減している。内訳をみると、収集処理経費のうち大きな割合を占めている人件費の削減が最も貢献していると考えられる。人件費は、平成8年度の13億8千万円から平成17年度には5億4千万円となっており、削減額全体の8割を占めている。

1klあたりの収集・処理経費は、いずれも年によって多少の増減はあるものもほぼ横ばいとなっている。このことは、収集処理量の減少に伴う経費の削減は順調に進んだことを示している。

(図2) し尿等収集処理経費の推移 (単位：千円)



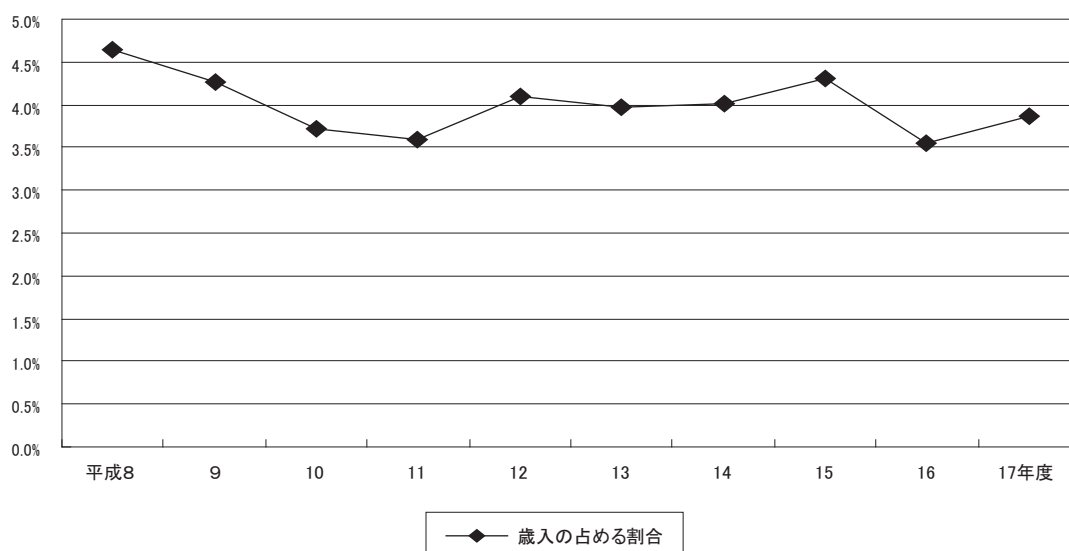
(図3) 1klあたりのし尿収集・処理経費の推移



3. し尿処理経費に占める手数料の割合

し尿収集処理の手数料収入も、し尿処理世帯数の減少により当然減少している。平成8年度とし尿処理手数料の歳入は約7千万円であったが、平成17年度は約2千万円となっている。しかし、し尿収集処理に係る経費も減少しているため、歳出に占める歳入の割合は微減するにとどまっている。

(図4) し尿収集処理の経費に占めるし尿処理手数料収入の割合



Ⅲ. し尿処理事業の今後の課題

1. し尿処理経費の削減について

今後も、し尿処理人口の減少が続き、し尿収集処理経費の削減が求められる。しかし、大幅な削減は次の点から困難である。まず、収集面の経費については、公共下水道への未接続世帯が散在しているため、収集効率が悪化することが考えられる。また、処理面の経費についても、施設管理の委託料等の固定的な経費が占める割合が高くなっており、削減は簡単ではない。

現在、当市ではし尿収集の大部分を直営で実施しており、平成17年度決算で収集部門の経費はおよそ4億2千万円である。平成18年度において、大阪府内下の32市のうち直営で収集しているのは本市も含め5市のみであり、それ以外の市は許可業者もしくは委託業者により収集している。また、全国的にも、平成10年度における直営によるし尿の収集量は、全収集量のうち1割に満たない。「民間でできることは民間ですべき」であり、この点から考えるとし尿収集処理においても直営の維持にこだわるべきではない。もし、し尿収集において委託又は許可業者に任せたとしたら、し尿処理手数料は急騰するだろう。また、将来、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法合特法」に基づく業者への転廃業保障の問題が出てくるであろう。しかし、これらのことを踏まえた上でも委託や許可について検討すべき価値はあると思う。

2. 下水道未接続世帯の存在

今後のし尿収集処理事業を考える際に、公共下水道整備区域内の未接続世帯の問題は、避けることはできない。建物の所有者は、下水道法により公共下水道の供用開始後3年以内に水洗便所へ改造することが義務付けられている。しかし、平成17年度において公共下水道整備区域内のおよそ1万7千世帯4万5千人が接続をしておらず、また義務期間3年が経過した後も3,497戸が未改造となっている。

水洗便所への改造工事を行わない理由は、経済的な困窮や接続する意志がない等様々である。しかし、非水洗化世帯の存在は、し尿の収集効率を悪化させ、し尿処理世帯数の減少を鈍化させることにより、し尿処理事業に悪影響を与える。また、下水道事業や環境面においても見過ごすことのできない課題となる。

3. 手数料と徴収率の妥当性について

し尿処理収集の手数料は、普通手数料が1世帯あたり月額400円である。

3人世帯をモデルとした場合、枚方市においては、公設浄化槽の使用料がおよそ月額3,000円、公共下水道の使用料がおよそ月額4,000円である。また、大阪府内下32市のし尿処理手数料の平均は月額625円である。このことから、一概に比較することはできないが、当市におけるし尿処理手数料はどちらかといえば割安である。現在、未接続世帯の存在が大きな課題となっているが、割安な「し尿処理手数料」もその要因の1つとなっていると考えられる。

平成10年度において、全国の市町村のうち、当市のように定額製のし尿処理手数料を設定している市町村はおよそ1割であり、8割以上の市町村は従量制を採用している。

今後は、必要に応じてし尿処理手数料の改定をするべきであり、その際には、従量制についても検討すべきであろう。また、水洗便所への改造工事義務がある世帯については、他のし尿収集処理世帯と比べて、収集処理経費をより多くの負担してもらいし尿処理手数料を設定してもよいのではないだろうか。

し尿処理手数料の徴収については、定期的な納付書の発送と年に数回の戸別訪問により実施しているが、徴収率は低下する傾向にある。この要因としては、徴収専門員による個別訪問による徴収を平成14年度にこれを廃止したことが要因の1つである。滞納世帯の存在は、公平性という観点からも大きな問題であり、今後は、これまで以上に積極的な徴収を行っていくことが求められる。

これまで見てきたように、し尿処理事業の課題は様々あるが、8割を越える区域で公共下水道の整備が進んだ現在、最も求められることは、水洗化の促進であろう。公共下水道の整備区域内の水洗便所の改造工事を積極的に推し進め、し尿処理人口をできるだけ早くゼロへ近づけることが、受益者負担の定率化につながるだろう。

(表2) し尿処理手数料の状況 (平成10年度実績)

手数料	従量制	回数制	定額制	無料	無し	合計
市町村数	2,687	46	396	97	7	3,233
割合(%)	83.1	1.4	12.2	3.0	0.2	100

〈参考文献〉

枚方市「事務概要」各年度

枚方市「歳入歳出決算書」各年度

枚方市「決算概要説明書」各年度

環境省廃棄物・リサイクル対策部(2002)「廃棄物関係統計総合資料集－日本の廃棄物処理
平成10年度版より(上)ごみ処理、し尿処理、廃棄物処理事業経費及び人員」『都市と廃棄物』32(1)P21-43

(参考) 枚方市におけるし尿収集処理関係一覧

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人										
し尿収集処理人口	41,030人	32,870人	28,438人	24,530人	22,132人	19,298人	16,949人	15,138人	11,264人	10,214人
浄化槽処理人口	126,561人	122,827人	121,768人	110,511人	103,968人	99,756人	97,079人	91,367人	94,773人	89,277人
下水道人口(水洗化人口)	235,081人	248,523人	255,803人	270,547人	279,132人	286,750人	293,270人	301,699人	301,988人	308,799人
総人口(住基+外登)	402,672人	404,220人	406,009人	405,588人	405,232人	405,804人	407,298人	408,204人	408,025人	408,290人
下水道(処理人口)	265,483人	275,961人	284,705人	296,575人	302,983人	309,131人	317,534人	326,149人	331,340人	343,790人
下水道(整備済人口)	272,810人	284,109人	296,279人	303,128人	308,659人	314,045人	324,186人	332,020人	341,659人	353,666人
し尿・浄化槽処理人口	167,591人	155,697人	150,206人	135,041人	126,100人	119,054人	114,028人	106,505人	106,037人	99,491人
未改造状況(戸)	1,973戸	2,322戸	2,416戸	2,813戸	2,773戸	3,040戸	3,364戸	3,398戸	3,485戸	3,497戸
し尿等収集処理経費	1,741,637千円	1,705,649千円	1,685,794千円	1,556,272千円	1,256,195千円	1,182,869千円	1,047,108千円	908,061千円	819,786千円	713,482千円
うち人件費	1,385,661千円	1,367,559千円	1,291,323千円	1,197,249千円	993,416千円	917,138千円	817,366千円	698,447千円	621,746千円	537,238千円
うちその他の経費	355,976千円	338,090千円	394,471千円	359,023千円	262,779千円	265,731千円	229,742千円	209,614千円	198,040千円	176,244千円
(経費のうち浄化槽汚泥処理を除く)	1,494,311千円	1,441,974千円	1,391,736千円	1,286,564千円	1,023,007千円	944,576千円	824,790千円	680,949千円	608,570千円	498,453千円
職員数	137人	136人	125人	119人	102人	98人	87人	77人	68人	60人
収集部門職員数	96人	98人	89人	84人	67人	65人	57人	51人	42人	35人
処理部門職員数	19人	20人	20人	20人	20人	18人	16人	15人	14人	14人
バキューム車台数	27台	26台	25台	20台	19台	16台	13台	11台	11台	10台
収集量(市直営のみ)	28,511kℓ	26,269kℓ	22,661kℓ	20,455kℓ	18,268kℓ	16,036kℓ	14,748kℓ	13,858kℓ	10,610kℓ	9,193kℓ
kℓ当たりのし尿収集経費	43,119円	44,930円	50,627円	52,562円	47,000円	49,127円	47,130円	40,160円	48,856円	45,750円
kℓ当たりのし尿等処理経費	9,292円	9,962円	10,789円	10,335円	9,000円	9,778円	8,794円	8,976円	8,502円	8,473円
月一世帯当たりの収集経費	6,966円	8,229円	9,178円	9,825円	8,562円	8,981円	8,920円	7,898円	9,775円	8,648円
し尿処理手数料歳入(現年度分)	68,648千円	60,955千円	51,287千円	45,649千円	41,210千円	36,319千円	31,898千円	27,846千円	20,308千円	18,108千円
し尿処理手数料歳入(滞納分)	849千円	638千円	577千円	691千円	738千円	1,202千円	1,203千円	1,500千円	1,359千円	1,110千円
し尿処理手数料歳入(合計)	69,497千円	61,593千円	51,864千円	46,340千円	41,948千円	37,521千円	33,101千円	29,346千円	21,667千円	19,218千円
浄化槽汚泥手数料歳入	6,320千円	6,274千円	6,351千円	6,263千円	6,097千円	5,792千円	6,110千円	6,447千円	13,848千円	14,143千円
し尿+浄化槽歳入	75,817千円	67,867千円	58,215千円	52,603千円	48,045千円	43,313千円	39,211千円	35,793千円	35,515千円	33,361千円
経費に占める歳入の割合(し尿)	4.7%	4.3%	3.7%	3.6%	4.1%	4.0%	4.0%	4.3%	3.6%	3.9%
経費に占める歳入の割合(し尿+浄化槽)	4.4%	4.0%	3.5%	3.4%	3.8%	3.7%	3.7%	3.9%	4.3%	4.7%
下水道使用料歳入	2,139,968千円	2,217,192千円	2,590,168千円	3,077,595千円	3,169,234千円	3,690,302千円	4,318,550千円	4,331,355千円	4,689,153千円	5,176,273千円
受益者負担金歳入	340,060千円	237,700千円	199,212千円	257,638千円	64,053千円	107,297千円	88,198千円	106,750千円	67,537千円	105,495千円
し尿投入量	28,511kℓ	26,269kℓ	22,660kℓ	20,455kℓ	18,268kℓ	16,036kℓ	14,748kℓ	13,858kℓ	11,992kℓ	10,856kℓ
浄化槽汚泥投入量	26,620kℓ	26,471kℓ	26,565kℓ	26,098kℓ	25,596kℓ	24,340kℓ	25,272kℓ	25,282kℓ	23,436kℓ	23,702kℓ
デイスポーザ汚泥投入量	-	-	-	-	-	31kℓ	10kℓ	20kℓ	22kℓ	10kℓ
し尿・浄化槽投入量	55,131kℓ	52,740kℓ	49,225kℓ	46,553kℓ	43,864kℓ	40,406kℓ	40,030kℓ	39,160kℓ	35,450kℓ	34,568kℓ

※数値は「枚方市事務概要」及び「枚方市歳入歳出決算書」による。

し尿処理手数料に関する調査表 (対象：大阪府内下の市) 平成18年度

	人口(人)	世帯数	し尿処理 浄化槽 汚泥処理	取集困難 地の 料格差	し尿			手数料		し尿手数料 普通 3人 (300円)	し尿手数料 3人世帯 臨 (100円)	浄化槽汚泥 処理手数料 浄化槽 (1.8kl)	手数料改正年月
					普通	臨	大口(従量)	時	料				
枚方市	408,290 9,382	162,302 3,723	直営 許可	無し	400円	300円/100ℓ	300円/100ℓ	400円	300円	1,000円	1,000円	平成16年4月1日	
守口市	148,175 141	66,757 64	許可 許可	無し	自由契約 (1人世帯1回4,000円)	自由契約	自由契約	自由契約	自由契約	無料	無料	平成12年3月31日 条例廃止	
門真市	134,585 8,640	59,907 3,840	直営・委託 許可	無し	250円×人数	1,000円/回数	1,000円/回数	750円	1,000円	無料	無料	平成8年4月1日	
四條畷	57,349 1,367	22,532 536	委託 許可	無し	300円×人数	150円/18ℓ	150円/18ℓ	900円	833円	無料	無料	平成12年4月1日	
大東市	129,340 6,136	53,291 2,525	委託 許可	無し	100円+75円×人数	1,000円+120円/18ℓ	1,000円+120円/18ℓ	325円	1,125円	無料	無料	昭和16年4月1日	
八尾市	274,119 30,366	113,635 12,600	委託 許可	無し	1人世帯400円/1回 +200円/人数	160円/18ℓ	160円/18ℓ	1,000円	2,000円	無料	無料	衛生処理場使用料 平成18年4月1日	
箕面市	127,300 158	52,479 65	直営 許可	無し	180円/世帯	180円/世帯 (4人以下)	180円/世帯 (4人以下)	180円	180円	360円	360円	平成15年10月1日	
茨木市	267,040 4,268	109,605 1,749	直営 許可	無し	1人世帯1月 3人~4人(280円)	210円/90ℓ	210円/90ℓ (360ℓ以上の便槽)	280円	233円	4,050円	4,050円	昭和57年4月1日	
高槻市	358,008 13,279	147,717 5,487	委託 許可	無し	3人又は4人610円	45円/10ℓ	45円/10ℓ	610円	450円	360円	360円	昭和51年10月1日	
吹田市	349,836 1,594	149,824 684	委託 許可	無し	月平均500ℓを超える 50ℓまでごとに400円	無料	無料	無料	無料	5,400円	5,400円	昭和47年6月1日	
摂津市	84,853 2,182	35,606 917	委託 許可	無し	3人又は4人500円	50ℓまでごとに 300円	50ℓまでごとに 300円	500円	600円	1,728円	1,728円	昭和56年	
堺市	830,489 39,762	325,079 15,593	委託 許可	無し	240円×人数	1,200円/回+1,800円 300ℓ以上は、1,800円加算	1,200円/回+1,800円 300ℓ以上は、1,800円加算	720円	3,000円	無料	無料	平成12年4月1日	
旧美原町					120円×人数	1500円+700円	1500円+700円	360円	2,200円	無料	無料		
高石市	61,402 3,851	24,151 1,516	委託 許可	無し	220円×人数	1,000円+220円/30ℓ	1,000円+220円/30ℓ	660円	1,726円	無料	無料	平成12年7月1日	
泉大津市	78,130 7,924	31,494 3,195	許可 許可	無し	252円/人数	252円/人+1,050円	252円/人+1,050円	756円	1,806円	減免 (無料)	減免 (無料)	平成14年10月	
岸和田市	204,427 21,575	78,711 8,298	許可 許可	無し	262円/人数	94円/10ℓ+2,100円	94円/10ℓ+2,100円	786円	3,040円	無料	無料	平成16年1月1日	

	人口(人)	世帯数	し尿処理	取集困難 地の 料格差	し尿		処理手 数		料 数		し尿手数料(各換算分)		浄化槽汚泥 処理手数料	手数料改正年月
					普 通	臨 時	大 口(従量)	3人 世帯 時 臨 (100ℓ)	普通 3 人 世 帯 (300ℓ)	3人 世帯 時 臨 (100ℓ)	浄化槽 (1.8kℓ)			
大阪狭山市	57,846 420	22,873 166	委託 許可	無し	250円/人数	1,500円/回+10円/1ℓ	10円/1ℓ	750円	2,500円	無料	平成17年4月1日			
交野市	78,940 2,414	29,287 894	委託 委託	有り	270円/人数	189円/45ℓ	189円/45ℓ	810円	419円	無料	昭和61年4月1日			
寝屋川市	242,024 8,107	100,686 3,378	委託 許可	有り	140円+100円/人数	300円+100円/18ℓ	100円/18ℓ	440円	855円	無料	昭和57年4月1日			
東大阪	513,542 17,683	222,713 7,655	委託 許可	有り	3人及び4人400円	1便槽1回1,500円	1便槽1回 100リットルにつき600円	400円	1,500円	無料	平成6年8月1日			
柏原市	76,398 15,324	30,094 6,033	委託 許可	有り	220円/人数	1,500円/300ℓ以下	110円/18ℓ	660円	499円	無料	平成10年6月1日			
池田市	101,042 158	43,409 68	直営 直営	有り	500円/世帯	5,000円/便槽	240円/60ℓ	500円	5,000円	3,600円	平成9年10月1日			
豊中市	387,193 314	169,325 137	委託 委託	有り	440円	2500円/100ℓ以下	2500円/100ℓ以下	440円	2,500円	1,800円	平成15年6月1日			
和泉市	182,005 23,028	66,875 8,466	許可 許可	有り	260円×人数	60円/10ℓ+1,000円/回	60円/10ℓ	780円	1,600円	無料	平成1年3月31日			
貝塚市	90,233 26,741	31,847 9,449	許可 許可	有り	330円/人数	3,000円/回	90円/10ℓ	990円	3,000円	無料	平成9年1月1日			
泉佐野市	101,243 115,300	39,998 45,573	許可 許可	有り	410円/人数	自由契約	65円/10円	1,230円		無料	平成17年10月1日			
泉南市	65,970 10,134	21,989 3,378	委託 許可	有り	330円/人数	1,200円/180ℓ	1,200円/180ℓ 6,000円/900ℓ	990円	672円	無料	平成15年10月1日			
阪南市	65,970 9,284	22,172 3,464	許可 許可	有り	350円/人数	350円/人+400円/便槽	120円/18ℓ	1,050円	1,450円	設定なし (無料)	平成12年4月1日			
松原市	129,077 18,802	52,174 7,612	許可 許可	有り	115円×回数/人数	500円+100円/18ℓ	100円/18ℓ	345円	1,056円	設定なし (無料)	平成11年7月1日			
羽曳野市	120,484 17,331	47,037 6,770	許可 許可	有り	220円/人数	4000円/回	60円/10ℓ	660円	4,000円	無料	平成10年6月1日			
藤井寺市	66,765 5,349	26,643 2,131	許可 許可	有り	220円/人数	220円/人+1,500円/回	60円/10ℓ	660円	2,160円	無料	平成13年4月1日			
富田林市	123,971 47,611	48,618 18,671	委託 委託	有り	240円/人数	1,000円+10円/1ℓ	10円/1ℓ	720円	2,000円	無料	平成13年5月1日			
河内長野市	119,425 10,514	44,783 3,938	委託 許可	有り	240円/人数	1,000円+従量手数料	2,400円/300ℓ	720円	1,792円	無料 (事業所は有料)	平成17年4月1日			

収集困難地加算理由一覧

	ホース40m以上	ホース50m以上	ホース60m以上	一般家庭で、 便槽が2以上	便槽を2箇所以上 有し、かつ便槽間が 20 m 以上ある	便所の位置構造 により困難	作業車以外での 収集等車両の通行 が著しく困難	その他 の特殊	の業 の	特殊な 使用する場合
交野市						○				
寝屋川市	○				○	○	○			
東大阪			○				○	○		
柏原市		○						○		
池田市			○							○
豊中市										
和泉市				○						
貝塚市										○
泉佐野市			○							
泉南市			○							
阪南市				○						○
松原市						○				
羽曳野市				○		○				
藤井寺市						○				
富田林市						○				
河内長野市				○		○				

第6章 公立病院の救急医療と財政運営について

枚方市 高橋 伯幸

【概要】 医療情報の公開等によって医療をめぐる状況は大きく変化しており、公立病院はこうした状況に対応した医療サービスの提供を行うとともに行政サービスも提供するという二つの側面でのサービスの提供を行っている。しかし、公立病院の現状を見てみると医師不足や財政赤字により存立基盤が弱体化し、多額の累積欠損金を抱えている状況にある。高度医療や救急・不採算医療について民間病院がその役割を担えないのであれば公立病院が必要である。

〈キーワード〉 公立病院、繰出基準、救急医療、病床利用率

I. 枚方市の病院事業会計の決算分析

1. 地方公営企業法の全部適用

枚方市は昭和25年に病院事業を開設し、平成19年3月末時点で、医療法上の標榜診療科目20科目及び許可病床数419床の北河内二次医療圏の中で唯一の公立病院である。24時間365日の救急医療の実施や高度先進医療サービスの提供、地域の医療機関と連携して地域医療の質の向上に取り組んでいる。

しかし、枚方市の病院事業会計の現状を見てみると財政状況が健全であるとは言い難く、特に平成12年度以降患者数が減少し続けたことにより、財政状況はかなり悪化した。平成15年度の決算では病院事業収益と病院事業費用の収支差引で7億1千万円の単年度純損失を計上する結果となった。

このため、平成16年4月から地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を設置して病院事業の権限強化を図るとともに、病院財政再建緊急対応策を策定して財政再建に取り組んだ。地方公営企業法全部適用とは、組織・人事・定数・予算・給与・契約等の広範な権限と4年の任期を持つ病院事業管理者を設置し、一部適用とは異なる独立性・弾力性・迅速性・企業性を病院事業に対して付与するものである。

この全部適用を行い、平成16年度は恒常的な赤字体質から脱却するため、収入に見合った費用構造への転換を目指して職員の削減や給与の見直しなどを行った。だが、財政的効果が現れるまでには時間のかかる部分もあり、決算の時点では病院事業収益と病院事業費用の収支差引で5億6千8百万円の単年度純損失を計上し、未だ厳しい財政状況にあった。

2. 平成17年度以降の決算状況

平成16年度に地方公営企業法を全部適用し、病院財政再建のために行った様々な取り組みの効果は平成17年度に現れている。調理給食業務及び救急検査業務の全面委託や職員数の削減、医療職給与（看護師職、医療技術職）の見直しによる人件費削減の効果は大きく、病院事業収益63億3,735万3千円に対し、病院事業費用63億2,610万6千円で、収支差引1,124万7千円の単年度純利益を計上した。

平成18年度決算においても、引き続き単年度純利益を計上しており、病院事業収益と病院事業費用の収支差引424万7千円の単年度純利益となっている。

平成17年度と平成18年度の決算では単年度純利益を計上し、収益と費用の収支均衡を達成することができた。これは経常収支比率を見れば明らかであり、平成15年度は（表1）のように91.2%であったものが、平成18年度では100%になっている。

表1 平成15年度から平成18年度までの経常収支比率 (単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経 常 収 益	7,175,143	6,266,348	6,259,849	6,293,601
経 常 費 用	7,870,173	6,822,509	6,317,208	6,293,618
経 常 収 支 比 率	91.2%	91.8%	99.1%	100%

※経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

3. 赤字の要因

ではなぜ、ここまで赤字を抱えることになってしまったのか。

まず、平成12年度に財政状況が悪化する事態が発生して以降、入院及び外来患者数が減少し続け、それによって病院事業収益が大きく落ち込んだことが要因のひとつとしてあげられる。そして、収益が大きく減少したにもかかわらず、16年度まで費用面での見直しがされておらず、収入に見合った支出がなされていなかったことが赤字を拡大させた要因であると考えられる。

平成17年度及び平成18年度は単年度純利益を計上し、入院及び外来患者数も落ち着いているものの、累積欠損金は32億8千万円と依然財政状況は厳しい状態にあることは変わらない。

また、経常収支比率は平成18年度決算で100%と収支均衡を達成できたものの、医業収益比率は表2のように、未だ100%に至っていない。平成20年度の診療報酬改定によって診療報酬点数が引き下げられると、収益の減少は避けられず、費用面を見直して支出を抑制することにも限界がある。今後も継続して単年度純利益を計上するためには、確実に収益を確保するための医療サービスの提供が必要である。



表2 平成15年度から平成18年度までの医業収支比率 (単位：千円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
医 業 収 益	6,678,332	5,757,534	5,860,478	5,912,630
医 業 費 用	7,716,304	6,665,977	6,210,912	6,171,927
医 業 収 支 比 率	86.5%	86.4%	94.4%	95.8%

※医業収支比率 = 医業収益 ÷ 医業費用 × 100

II. 一般会計からの繰入金

1. 一般会計からの繰出基準

いままで病院事業会計の現状を分析してきたが、病院事業会計は一般会計から毎年度一般会計負担金として繰り入れを行っている。枚方市は地方公営企業への繰出しについて、総務省自治財政局長の通知第6に従っており、繰出基準以外の繰出しは行っていないが、平成15年度及び平成16年度は本庁派遣職員の給与費精算分として、繰出基準以外の事由による繰入も見られる。

しかしながら、原則としては繰出基準に基づく繰入金のみを繰り入れしている。毎年度繰入金を受けていても、なお厳しい財政状況にあるのだが、病院事業会計における繰入金の推移と内訳について検討する。

2. 繰入金の推移

平成15年度から平成18年度までの過去4年間の繰入金の推移は以下のとおりである。(表3)

表3 一般会計からの繰入金の推移 (単位：千円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
繰入金合計		1,061,183	912,673	944,622	978,683
		130,415	182,901	144,545	136,935
繰出基準に基づく繰入金		863,784	802,917	829,764	786,071
		126,399	156,055	140,616	136,935
繰出基準 以外 の 繰 入 金	繰出基準に基づく事由 に係る上乗せ繰入	185,387	103,733	114,858	192,612
		4,016	26,846	3,929	0
	繰出基準の事由 以外の繰入	12,012	6,023	0	0
		0	0	0	0

※ 上段は収益的収支、下段は資本的収支にかかる繰入金

過去4年間の繰入金の推移を見ると、年間おおむね11億円の一般会計からの繰り入れを行っている。このうち、9億円程度が収益的収支に関するものである。

3. 繰入金の内訳について

繰入金の中で中心的なものは救急医療に対する繰入金である。毎年度の繰入金総額のうち半分以上は表4のように救急医療における収入不足額である。

当院は二次救急指定医療機関として24時間365日の救急診療を行っており、小児救急としては北河内二次医療圏の中心となっている。したがって、充実した救急医療体制を整備するために多くの費用がかかっていると考えられる。

表4 救急医療に対する繰入金の推移

(単位：千円、人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
救急医療に対する繰入金	581,317	457,905	582,830	628,782
救急外来患者数	35,048	31,467	28,854	28,726
小児救急外来患者数（再掲）	18,341	16,300	16,273	16,060

Ⅲ. 公立病院の現状と役割について

1. 府内の公立病院の現状

今まで枚方市の現状について検討してきたが、府内の公立病院の現状はどうだろうか。府内の公立病院も各市及び各病院の規模によるが、すべての病院が多額の累積欠損金を抱えており、5億円から10億円単位で一般会計からの繰入を受けている。

しかし、府内公立病院と比較すると見えてくる当院独自の特徴がある。

まず、病床利用率（許可病床数ベース）の低さである。府内公立病院のほとんどが病床利用率85%から90%で推移しているにもかかわらず、当院の病床利用率は61.8%にとどまっている。稼働病床数ベースに置き直すと84.5%と府内平均レベルになるが、許可病床ベースと稼働病床ベースでここまで利用率が変動するのは当院のみである。

また、医業収益に対する職員給与費の割合が平成17年度決算で61.7%と府内公立病院の中でトップレベルにある。これは、職員（全職種）の平均年齢が42歳と高めであることが影響していると考えられる。

2. 全国の公立病院の現状

次に、全国の公立病院の現状について平成17年度地方公営企業年鑑をもとに検討してみる。まず、損益収支で見ると全674事業のうち66.5%の448事業で純損益を計上しており、その額は1,772億円（対前年度比8.9%増）となっている。これにより累積欠損金の額は1兆7,820億円（対前年度比5.9%増）となり、全体の78.4%にあたる529事業が平成17年度決算の時点で累積欠損金を有している。これに対し、他会計繰入金は7,016億円（対前年度比0.6%減）と平成13年度から毎年度減少傾向にある。これは、病院事業に繰り出しを行う地方自治体の財政も厳しい状況にあり、繰り出しにも限界が来ていることを示していると考えられる。

こうした全国の公立病院の現状と枚方市を見比べてみると、平成17年度決算で損益収支では純利益を計上しており、累積欠損金の額も前年度に比べて減少している点では、財政状況は良いように見える。

しかし、繰入金について見ると、全体的に減少傾向にあるにもかかわらず、枚方市は前年度よりも増加傾向にある。税収が落ち込むことが予想される今後に向けて、繰入金に頼らない病院運営が必要になってくるのではないかと考える。

3. 公立病院としての役割

こうして公立病院の現状について考えてきたが、ほとんどの事業が赤字で多額の累積欠損金を抱えている。新臨床研修制度の導入による大学病院の地方からの医師引き上げによって、公立病院は医師の確保がままならない状況にあり、医師の引き上げにより診療科の縮小や廃止を行う病院も出てきている。また、平成18年度診療報酬改定による看護師配置基準の見直しにより、民間病院に看護師が集中する事態も起きている。こうした状況の中で、公立病院が存在する必要があるのだろうか。

確かに、一般会計から繰入金として税を投入されながら、単に赤字を拡大させるだけであれば公立病院の存在する必要はないだろう。公立病院も改革の時期に来ており、市民に説明できない赤字を解消するための努力を行い、説明責任を果たさなければならない。

しかし、赤字ばかりに目を向けていてもよいのだろうか。多くの公立病院は、救急医療や不採算医療を地域の中心として引き受けている。総務省の公立病院改革懇談会における「公立病院改革ガイドライン（骨子案）」においても公立病院が果たす役割があげられているように、公立病院が受け皿とならなければ提供できない医療サービスがあるのではないだろうか。

今後の公立病院は経営を効率化するための努力を果たさなければならないが、公立病院が受け皿にならなければ提供できない医療サービスがあるものまた事実である。そして、こうした医療サービスを公立病院に代わって引き受ける体制がきちんと整備されない限りは、公立病院は必要であると考えられる。

〈参考文献〉

枚方市（2003～2006）『市立枚方市民病院事業会計決算書』。

塩谷泰一（2007）「自治体病院だからこそ、変われる」『マッセOSAKA研究紀要』第10号。

「自治体病院の改革処方箋」（『月刊ガバナンス』、ぎょうせい）。

総務省自治財政局（2006）『地方公営企業年鑑』。

熊谷成将（2007）「公立病院に対する繰入金と医療サービスの水平的公平性」

『医療経済研究』 vol.19. No.1。

総務省自治財政局（2007）『公立病院改革懇談会』資料。



第2部
個別事業の持続可能性

参考資料編Ⅰ

連結決算シート

表 1 平成18年度 東大阪市 連結決算シート

(主要7事業会計)

(単位：千円, %)

	普通会計	構成比	下水道	構成比	病院	構成比	下水道	構成比	国民健康 保険 (事業勘定)	構成比	老人保健 医療	構成比	介護保険 (事業勘定)	構成比	合計	構成比
地方税	75,644,911	45.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	75,644,911	22.5
地方交付税等	31,347,251	18.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	31,347,251	9.3
使用料等	3,286,461	2.0	10,789,014	83.2	10,965,779	83.2	7,763,045	26.9	16,208,069	30.4	0	0.0	5,398,580	21.8	54,410,948	16.2
補助金	35,092,853	21.0	0	0.0	27,915	0.0	1,349,952	4.7	20,468,305	38.4	12,926,003	36.1	8,595,775	34.6	78,460,803	23.3
地方債	13,962,400	8.4	1,034,200	8.0	381,300	8.0	10,078,900	34.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25,456,800	7.6
他会計繰入金	344,931	0.2	108,911	0.8	1,653,000	12.1	9,010,000	31.2	5,941,803	11.1	2,906,076	8.1	3,786,844	15.3	23,751,565	7.1
(うち赤字補てん)	0	0.0	44,082	0.3	22,753	0.2	0	0.0	2,000,544	3.8	220,208	0.6	0	0.0	2,287,587	0.7
その他	7,433,058	4.4	1,032,744	8.0	582,533	4.3	667,154	2.3	10,704,664	20.1	20,004,296	55.8	7,035,192	28.3	47,459,641	14.1
(うち医療給付交付金)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7,286,074	13.7	19,986,081	55.8	7,001,167	28.2	34,273,322	10.2
収入合計 (A)	167,111,865	100.0	12,964,869	100.0	13,610,527	100.0	28,869,051	100.0	53,322,841	100.0	35,836,375	100.0	24,816,391	100.0	336,531,919	100.0
人件費	36,571,623	22.0	1,685,321	12.9	5,630,856	42.3	518,705	1.8	403,328	0.7	73,843	0.2	248,671	1.0	45,132,347	13.5
公債費	15,472,376	9.3	1,780,031	13.7	1,189,158	8.9	13,902,928	48.3	6,877	0.0	0	0.0	0	0.0	32,351,370	9.7
扶助 費 (給付関係)	46,803,446	28.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35,105,656	65.2	35,833,325	99.7	22,942,119	94.3	140,684,546	42.0
建設事業 費 (投資関係)	13,589,038	8.2	1,914,927	14.7	608,933	4.6	9,882,988	34.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25,995,886	7.8
他会計繰出金	23,398,731	14.1	3,051	0.0	180,379	1.4	40,514	0.1	120,987	0.2	0	0.0	7,903	0.0	23,751,565	7.1
その他 (経費関係等)	30,137,124	18.2	7,649,798	58.7	5,692,675	42.8	4,441,560	15.4	18,198,020	33.8	23,717	0.1	1,135,152	4.7	67,278,046	20.1
支出合計 (B)	165,972,338	100.0	13,033,128	100.0	13,302,001	100.0	28,786,695	100.0	53,834,868	100.0	35,930,885	100.0	24,333,845	100.0	335,193,760	100.0
単年度収支 (A)-(B)	1,139,527		△ 68,259		308,526		82,356		△ 512,027		△ 94,510		482,546		1,338,159	
地方債等残高	167,023,469		17,729,760		18,548,701		192,931,130		0		0		0		396,233,060	

(注) 1. 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。

2. 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰上基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。

3. 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。

4. キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延べ勘定償却を除いている。

表2 平成18年度 吹田市 連結決算シート

(主要7事業会計)

(単位：千円、%)

	普通会計	構成比	下水道	構成比	病院	構成比	下水道	構成比	国民健康 保険 (事業勘定)	構成比	老人保健 医療 医	構成比	介護保険 (事業勘定)	構成比	合計	構成比
地方税	63,314,129	64.5		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		63,314,129	0.0	32.4
地方交付税等	9,786,113	10.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		9,786,113	0.0	5.0
使用料等	2,579,501	2.6	6,325,734	84.2	7,936,047	81.7	5,332,624	42.0	9,189,729	31.1		0.0	3,019,488	21.6	34,383,123	17.6
補助金	15,333,796	15.6	4,000	0.1	14,496	0.1	1,306,140	10.3	7,967,261	27.0	8,424,792	35.1	4,706,158	33.6	37,756,643	19.3
地方債	5,945,000	6.1		0.0		0.0	1,447,200	11.4		0.0		0.0		7,392,200	0.0	3.8
他会計繰入金	1,245,637	1.3	29,311	0.4	1,419,000	14.6	4,090,989	32.2	2,955,596	10.0	1,789,677	7.5	2,171,532	15.5	13,701,742	7.0
(うち赤字補てん)		0.0		0.0	122,121	1.3	331,807	2.6	1,020,386	3.5	114,325	0.5		0.0	1,588,639	0.8
その他		0.0	1,155,149	15.4	347,327	3.6	520,930	4.1	9,436,744	31.9	13,772,875	57.4	4,096,058	29.3	29,329,083	15.0
(うち医療給付交付金)		0.0		0.0		0.0		0.0	9,401,133	31.8	13,726,236	57.2	4,068,205	29.1	27,195,574	13.9
収入合計 (A)	98,204,176	100.0	7,510,194	100.0	9,716,870	100.0	12,697,883	100.0	29,549,330	100.0	23,987,344	100.0	13,993,236	100.0	195,659,033	100.0
人件費	27,391,098	36.4	1,462,330	18.3	4,394,659	42.9	799,173	6.5	272,130	0.9	63,694	0.3	442,115	3.3	34,825,199	20.2
公債費	7,666,403	10.2	1,035,259	13.0	1,082,509	10.6	5,558,585	45.2		0.0		0.0		0.0	15,342,756	8.9
扶助費	20,425,313	27.2		0.0		0.0		0.0	19,538,143	65.8	23,776,363	99.4	12,991,039	96.7	76,730,858	44.4
(給付関係)																
建設事業費	7,001,463	9.3	1,243,479	15.6	280,683	2.7	3,381,015	27.5		0.0		0.0		0.0	11,906,640	6.9
(投資関係)																
他会計繰出金	12,688,871	16.9		0.0		0.0	0	0.0		0.0		0.0		0.0	12,688,871	7.3
その他																
(経費関係等)			4,242,132	53.1	4,479,103	43.8	2,549,996	20.8	9,895,704	33.3	70,719	0.3		0.0	21,237,654	12.3
支出合計 (B)	75,173,148	100.0	7,983,200	100.0	10,236,954	100.0	12,288,769	100.0	29,705,977	100.0	23,910,776	100.0	13,433,154	100.0	172,731,978	100.0
単年度収支 (A)-(B)	23,031,028		△473,006		△520,084		409,114		△156,647		76,568		560,082		22,927,055	
地方債等残高	67,835,850		11,049,998		4,982,758		61,212,554								145,081,160	

(注) 1. 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。

同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。

2. 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰出基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。

3. 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。

4. キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延べ勘定償却を除いている。

表3 平成18年度 高槻市 連結決算シート（主な会計）

(単位：千円、%)

	普通会計		上水道		下水道		国民健康保険 (事業勘定)		老人保健医療		介護保険 (事業勘定)		駐車場		自動車運送事業		合計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
地方税	46,968,684	51.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	46,968,684	24.7
地方交付税等	19,811,722	21.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,811,722	10.4
使用料等	2,663,830	2.9	6,063,035	85.2	5,039,554	41.5	10,187,537	30.7	9,938,983	36.3	3,309,584	22.2	406,495	82.7	3,543,104	89.4	31,213,139	16.4
補助金	14,390,521	15.9	0	0.0	560,800	4.6	8,818,485	26.5	9,938,983	36.3	4,942,373	33.1	0	0.0	22,136	0.6	38,673,298	20.3
地方債	3,727,600	4.1	43,700	0.6	1,891,500	15.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,662,800	3.0
他会計繰入金	100,193	0.1	52,501	0.7	4,400,000	36.3	2,882,174	8.7	2,103,388	7.7	2,265,110	15.2	0	0.0	300,458	7.6	12,103,824	6.4
(うち赤字補てん)	0	0.0	45,712	0.6	375,026	3.1	1,080,396	3.3	105,307	0.4	0	0.0	0	0.0	300,458	7.6	1,906,899	1.0
その他	3,110,502	3.4	959,139	13.5	240,424	2.0	11,329,553	34.1	15,362,087	56.1	4,424,335	29.6	85,058	17.3	98,283	2.5	35,609,381	18.7
(うち医療給付交付金)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11,268,480	33.9	15,336,348	56.0	4,358,648	29.2	0	0.0	0	0.0	30,963,476	16.3
収入合計(A)	90,773,052	100.0	7,118,375	100.0	12,132,278	100.0	33,217,749	100.0	27,404,458	100.0	14,941,402	100.0	491,553	100.0	3,963,981	100.0	190,042,848	100.0
人件費	25,233,248	28.3	1,215,933	18.2	84,794	0.7	214,884	0.7	57,674	0.2	259,217	1.8	5,378	1.7	2,442,294	61.8	29,513,422	15.8
公債費	8,941,658	10.0	786,259	11.8	7,131,478	58.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	98,963	32.0	45,609	1.2	17,003,967	9.1
扶助(給付関係)	17,399,280	19.5	0	0.0	0	0.0	22,285,756	67.8	27,365,181	99.3	13,334,935	92.7	0	0.0	0	0.0	80,385,152	43.0
建設事業費(投資関係)	7,099,390	8.0	1,042,704	15.6	2,896,687	23.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	560,598	14.2	11,599,379	6.2
他会計繰出金	12,701,529	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	58,348	18.9	0	0.0	12,759,877	6.8
その他(経費関係等)	17,737,691	19.9	3,618,315	54.3	2,058,644	16.9	10,353,613	31.5	140,284	0.5	788,103	5.5	146,477	47.4	906,529	22.9	35,749,656	19.1
支出合計(B)	89,112,796	100.0	6,663,211	100.0	12,171,603	100.0	32,854,253	100.0	27,563,139	100.0	14,382,255	100.0	309,166	100.0	3,955,030	100.0	187,011,453	100.0
単年度収支(A)-(B)	1,660,256		455,164		▲39,325		363,496		▲158,681		559,147		182,387		8,951		3,031,395	
地方債等残高	56,857,470		5,188,852		79,517,289		0		0		0		822,985		123,336		142,509,932	

※端数処理のため、構成比は合計と一致しない場合があります。

表4 平成18年度 和泉市 連結決算シート

(主要7事業会計)

(単位：千円、%)

	普通会計	構成比	下水道	病院	構成比	下水道	構成比	国民健康 保険 (事業勘定)	構成比	老人保健 医療	構成比	介護保険 (事業勘定)	構成比	合計	構成比
地方税	20,498,128	41.5	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	20,498,128	20.9
地方交付税等	12,258,797	24.8	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12,258,797	12.5
使用料等	1,669,334	3.4	3,198,447	4,509,615	80.9	1,699,933	41.9	4,816,103	32.3	0	0.0	1,730,984	22.5	17,624,416	18.0
補助金	10,225,303	20.7	21,600	13,491	0.5	170,000	4.2	4,831,755	32.4	4,332,676	37.3	2,615,180	34.1	22,210,005	22.6
地方債	3,349,500	6.8	240,600	550,600	6.1	1,385,400	34.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,526,100	5.6
他会計繰入金 (うち赤字補てん)	0	0.0	15,000	770,000	0.4	695,189	17.1	1,186,371	7.9	899,064	7.7	1,160,187	15.1	4,725,811	4.8
その他 (うち医療給付交付金)	1,416,593	2.9	479,466	624,956	12.1	104,399	2.6	4,096,760	27.4	6,383,480	55.0	2,170,388	28.3	15,276,042	15.6
収入合計 (A)	49,417,655	100.0	3,955,113	6,468,662	100.0	4,054,921	100.0	14,930,989	100.0	11,615,220	100.0	7,676,739	100.0	98,119,299	100.0
人件費	10,878,418	22.0	226,838	3,105,850	6.1	80,949	2.0	108,735	0.7	20,434	0.2	115,302	1.5	14,536,526	14.8
公債費	6,154,333	12.5	580,335	660,912	15.5	2,052,074	50.5	2,866	0.0	0	0.0	160,122	2.1	9,610,642	9.8
扶助 費 (給付関係)	11,918,929	24.1	0	0	0.0	0	0.0	9,847,853	65.5	11,519,950	99.2	6,851,874	91.6	40,138,606	40.8
建設事業費 (投資関係)	4,509,137	9.1	725,959	658,264	19.4	1,251,455	30.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7,144,815	7.3
他会計繰出金 (経費関係等)	4,725,811	9.6	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,725,811	4.8
支出合計 (B)	11,219,021	22.7	2,214,766	2,553,112	59.1	678,318	16.7	5,074,127	33.8	70,484	0.6	349,480	4.7	22,159,308	22.5
単年度収支 (A)-(B)	12,006		207,215	△509,476		△7,875		△102,592		4,352		199,961		△196,409	
地方債等残高	52,688,052		6,483,118	4,713,732		31,633,400						320,245		95,838,547	

(注) 1. 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。

同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。

2. 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰出基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。

3. 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。

4. キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延べ勘定償却を除いている。

表5 平成18年度 枚方市 連結決算シート

(主要7事業会計)

(単位:千円, %)

	普通会計	構成比	下水道	病院	構成比	下水道	構成比	国民健康保険(事業勘定)	構成比	老人保健医療	構成比	介護保険(事業勘定)	構成比	合計	構成比	
地方税	55,999,452	49.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55,999,452	25.2		
地方交付税等	18,077,229	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,077,229	8.1		
使用料等	2,210,091	2.0	7,206,604	72.4	5,057,750	77.7	5,332,250	31.2	10,619,540	31.5	8,970,688	4,029,906	23.6	34,456,141	15.5	
補助金	18,048,637	16.0	0.0	19,507	0.0	1,106,197	6.5	9,835,292	29.1	8,970,688	35.5	5,533,625	32.5	43,513,946	19.6	
地方債	10,456,200	9.3	1,000,200	10.1	60,000	0.9	4,160,300	24.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15,676,700	7.0	
他会計繰入金		0.0	312,454	3.1	1,115,618	17.1	6,084,287	35.6	3,691,284	10.9	1,913,020	2,582,556	15.1	15,699,219	7.1	
(うち赤字補てん)		0.0	△83,095	△0.8	△192,612	△3.0	△3,407,073	△20.0	△1,380,432	△4.1	△97,990	△0.4	0.0	△5,161,202	△2.3	
その他	8,056,571	7.1	1,428,143	14.4	255,297	3.9	384,788	2.3	9,595,019	28.4	14,368,204	4,904,555	28.8	38,992,577	17.5	
(うち医療給付交付金)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△7,831,194	△23.2	△14,246,114	△56.4	△4,854,211	△28.5	△26,931,519	△12.1
収入合計(A)	112,848,180	100.0	9,947,401	6,508,172	100.0	17,067,822	100.0	33,741,135	100.0	25,251,912	100.0	17,050,642	100.0	222,415,264	100.0	
人件費	25,355,605	22.8	1,388,460	14.2	3,642,016	56.8	445,445	2.6	376,620	1.1	74,123	257,506	1.5	31,539,775	14.3	
公債費	11,217,550	10.1	2,731,256	27.9	217,218	3.4	8,396,929	49.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22,562,953	10.2	
扶助費	22,272,734	20.0		0.0		0.0		0.0	21,958,907	65.1	25,217,269	15,415,896	92.3	84,864,806	38.5	
(給付関係)																
建設事業費	16,003,331	14.4	2,288,485	23.4	83,339	1.3	5,907,232	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24,282,387	11.0	
(投資関係)																
他会計繰出金	15,699,219	14.1		0.0		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15,699,219	7.1	
その他(経費関係等)	20,605,910	18.5	3,380,319	34.5	2,465,771	38.5	2,300,147	13.5	11,415,500	33.8	129,395	1,034,569	6.2	41,331,611	18.8	
支出合計(B)	111,154,349	100.0	9,788,520	100.0	6,408,344	100.0	17,049,753	100.0	33,751,027	100.0	25,420,787	16,707,971	100.0	220,280,751	100.0	
単年度収支(A)-(B)	1,693,831		158,881		99,828		18,069		△9,892		△168,875	342,671		2,134,513		
地方債等残高	99,653,037		26,167,521		687,173		103,848,049							230,355,780		

(注) 1. 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。

同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。

2. 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰出基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。

3. 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。

4. キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延べ勘定償却を除いている。



参考資料編Ⅱ

需要額・決算対比表

平成18年度 需要額・決算対比表

住基人口 492,473人

団体名 東大田市

	需要額 (千円)	支出額 (千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	6,088,280	4,928,373	12,363	10,007	-2,356	7.3	5.9	-1.4
土木費	3,468,871	5,663,366	7,044	11,500	4,456	4.2	6.8	2.6
道路橋りょう費	577,958	1,226,644	1,174	2,491	1,317	0.7	1.5	0.8
港湾費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	787,538	1,226,299	1,599	2,490	891	0.9	1.5	0.6
公園費	495,383	604,266	1,006	1,227	221	0.6	0.7	0.1
下水道費	614,797	1,327,556	1,248	2,696	1,448	0.7	1.6	0.9
その他の土木費	993,195	1,278,601	2,017	2,596	579	1.2	1.5	0.3
教育費	8,449,865	11,846,003	17,158	24,054	6,896	10.2	14.2	4.0
小学校費	2,626,736	4,137,801	5,334	8,402	3,068	3.2	5.0	1.8
中学校費	1,195,807	1,270,733	2,428	2,580	152	1.4	1.5	0.1
高等学校費	625,446	608,153	1,270	1,235	-35	0.8	0.7	-0.1
その他の教育費	4,001,876	5,829,316	8,126	11,837	3,711	4.8	7.0	2.2
厚生費	35,079,246	47,466,241	71,231	96,383	25,152	42.2	57.1	14.9
生活保護費	7,580,125	7,247,459	15,392	14,716	-676	9.1	8.7	-0.4
社会福祉費	7,896,251	15,802,693	16,034	32,088	16,054	9.5	19.0	9.5
保健衛生費	5,340,652	8,638,890	10,845	17,542	6,697	6.4	10.4	4.0
高齢者保健福祉費	8,804,600	8,390,964	17,878	17,038	-840	10.6	10.1	-0.5
清掃費	5,457,618	7,386,235	11,082	14,998	3,916	6.6	8.9	2.3
産業経済費	852,446	920,952	1,731	1,870	139	1.0	1.1	0.1
農業行政費	70,949	143,109	144	291	147	0.1	0.2	0.1
商工行政費	764,677	773,318	1,553	1,570	17	0.9	0.9	0.0
その他の産業経済費	16,820	4,525	34	9	-25	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	11,373,400	13,673,684	23,094	27,765	4,671	13.7	16.4	2.7
徴税費	1,342,585	958,580	2,726	1,946	-780	1.6	1.2	-0.4
戸籍住民基本台帳費	753,748	481,099	1,531	977	-554	0.9	0.6	-0.3
企画振興費	2,786,850							
その他の諸費	6,490,217	12,234,005	18,838	24,842	6,004	11.2	14.7	3.5
経常経費計	65,312,108	84,498,619	132,621	171,580	38,959	78.5	101.6	23.1
投資的経費計	8,724,601		17,716		-7,034	10.5		-4.2
(除・後年度事業費補正)	5,658,210	5,260,594	11,489	10,682	-807	6.8	6.3	-0.5
公債費計	9,118,888		18,517		31,691	11.0		18.7
(公債費+後年度事業費補正)	12,185,279	24,726,312	24,743	50,208	25,465	14.7	29.7	15.0
合計	83,155,597	114,485,525	168,853	232,471	63,618	100.0	137.7	37.7
(経常・公債費計)			151,137	221,789				

	(住民1人当たり・円)			(住民1人当たり・円)	
○ 基準財政収入額	62,179,548	126,260	○ 経常一般財源等総額	99,845,866	202,744
○ 経常一財等充当経費	99,583,464	202,211	・減税補てん債	710,300	1,442
○ 臨時一財等充当経費	14,902,061	30,260	・臨時財政対策債	4,324,700	8,782
			○ 後年度事業費補正	3,066,391	6,227

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{62,179,548}{83,155,597} = 0.7477$

2) 経常一般財源等 202,211

3) 対比指数
 $\frac{202,211}{168,835} \times 100 = 119.8$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{119.8}{1.2492} = 95.9$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{99,583,464}{104,880,866} = 94.9$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{232,471}{168,853} \times 100 = 137.7$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{137.7}{1.2492} = 110.2$

平成18年度 需要額・決算対比表

住基人口 346,020人

団体名 吹田市

	需要額 (千円)	支出額 (千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	4,230,948	5,770,445	12,227	16,677	4,450	8.8	12.0	3.2
土木費	2,402,623	10,998,325	6,944	31,785	24,841	5.0	23.0	18.0
道路橋りょう費	375,376	1,197,875	1,085	3,462	2,377	0.8	2.5	1.7
港湾費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	528,073	2,780,975	1,526	8,037	6,511	1.1	5.8	4.7
公園費	381,567	1,773,442	1,103	5,125	4,022	0.8	3.7	2.9
下水道費	451,269	4,090,989	1,304	11,823	10,519	0.9	8.5	7.6
その他の土木費	666,338	1,155,044	1,926	3,338	1,412	1.4	2.4	1.0
教育費	5,368,172	12,105,431	15,514	34,985	19,471	11.2	25.3	14.1
小学校費	1,861,176	2,400,857	5,379	6,938	1,559	3.9	5.0	1.1
中学校費	793,245	1,184,867	2,292	3,424	1,132	1.7	2.5	0.8
高等学校費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,713,751	8,519,707	7,843	24,622	16,779	5.7	17.8	12.1
厚生費	17,799,587	32,908,852	51,441	95,107	43,666	37.2	68.7	31.5
生活保護費	2,539,616	8,422,910	7,340	24,342	17,002	5.3	17.6	12.3
社会福祉費	4,433,071	8,756,107	12,812	25,305	12,493	9.3	18.3	9.0
保健衛生費	2,101,768	4,761,530	6,074	13,761	7,687	4.4	9.9	5.5
高齢者保健福祉費	5,041,385	5,698,775	14,570	16,469	1,899	10.5	11.9	1.4
清掃費	3,683,747	5,269,530	10,646	15,229	4,583	7.7	11.0	3.3
産業経済費	570,019	637,981	1,647	1,844	197	1.2	1.3	0.1
農業行政費	34,531	99,114	100	286	186	0.1	0.2	0.1
商工行政費	534,328	538,867	1,544	1,557	13	1.1	1.1	0.0
その他の産業経済費	1,160	0	3	0	-3	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	7,960,096	13,117,631	23,005	37,910	14,905	16.6	27.4	10.8
徴税費	967,744	1,291,130	2,797	3,731	934	2.0	2.7	0.7
戸籍住民基本台帳費	495,975	530,726	1,433	1,534	101	1.0	1.1	0.1
企画振興費	1,828,951							
その他の諸費	4,667,426	11,295,775	18,775	32,645	13,870	13.6	23.6	10.0
経常経費計	38,331,445	75,538,665	110,778	218,307	107,529	80.0	157.7	77.7
投資的経費計	4,543,284		13,130		-2,549	9.5		-1.9
(除・後年度事業費補正)	4,543,284	3,661,278	13,130	10,581	-2,549	9.5	7.6	-1.9
公債費計	5,028,311		14,532		7,624	10.5		5.5
(公債費+後年度事業費補正)	5,028,311	7,666,433	14,532	22,156	7,624	10.5	16.0	5.5
合計	47,903,040	86,866,376	138,440	251,044	112,604	100.0	181.3	81.3
(経常・公債費計)			125,310	240,463				

	(住民1人当たり・円)			(住民1人当たり・円)	
○ 基準財政収入額	50,588,719	146,202	○ 経常一般財源等総額	68,277,066	197,321
○ 経常一財等充当経費	66,386,508	191,857	・減税補てん債	741,000	2,141
○ 臨時一財等充当経費	11,735,123	33,915	・臨時財政対策債	2,400,000	6,936
			○ 後年度事業費補正	0	0

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{50,588,719}{44,784,561} = 1.1296$

2) 経常一般財源等 191,857

3) 対比指数
 $\frac{191,857}{138,440} \times 100 = 138.6$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{138.6}{1.5061} = 92.0$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{66,386,508}{71,418,066} = 93.0$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{225,772}{138,440} \times 100 = 163.1$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{163.1}{1.3765} = 118.5$

平成18年度 需要額・決算対比表

住基人口 356,076人

団体名 高槻市

	需要額 (千円)	支出額 (千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	4,202,882	4,206,718	11,803	11,814	11	8.0	8.0	0.0
土木費	2,369,588	3,633,440	6,655	10,204	3,549	4.5	6.9	2.4
道路橋りょう費	457,968	1,065,194	1,286	2,991	1,705	0.9	2.0	1.1
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	525,235	972,569	1,475	2,731	1,256	1.0	1.8	0.8
公園費	358,828	306,264	1,008	860	-148	0.7	0.6	-0.1
下水道費	419,455	586,639	1,178	1,648	470	0.8	1.1	0.3
その他の土木費	608,102	702,774	1,708	1,974	266	1.2	1.3	0.1
教育費	5,422,184	8,662,988	15,228	24,329	9,101	10.3	16.4	6.1
小学校費	1,828,032	2,521,533	5,134	7,081	1,947	3.5	4.8	1.3
中学校費	821,002	854,550	2,306	2,400	94	1.6	1.6	0.0
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,773,150	5,286,905	7,788	14,848	7,060	5.2	10.0	4.8
厚生費	20,300,260	24,432,471	57,011	68,616	11,605	38.4	46.3	7.9
生活保護費	2,481,901	2,199,871	6,970	6,178	-792	4.7	4.2	-0.5
社会福祉費	5,096,286	9,603,832	14,312	26,971	12,659	9.6	18.2	8.6
保健衛生費	2,660,858	3,249,471	7,473	9,126	1,653	5.0	6.2	1.2
高齢者保健福祉費	6,092,585	5,591,483	17,110	15,703	-1,407	11.5	10.6	-0.9
清掃費	3,968,630	3,787,814	11,145	10,638	-507	7.5	7.2	-0.3
産業経済費	582,479	656,121	1,636	1,843	207	1.1	1.2	0.1
農業行政費	123,933	344,793	348	968	620	0.2	0.7	0.5
商工行政費	446,801	181,850	1,255	511	-744	0.8	0.3	-0.5
その他の産業経済費	11,745	129,478	33	364	331	0.0	0.2	0.2
その他の行政費	7,331,265	10,969,763	20,589	30,807	10,218	13.9	20.8	6.9
徴税費	898,800	579,232	2,524	1,627	-897	1.7	1.1	-0.6
戸籍住民基本台帳費	488,889	422,212	1,373	1,186	-187	0.9	0.8	-0.1
企画振興費	1,551,469							
その他の諸費	4,392,107	9,968,319	16,692	27,995	11,303	11.3	18.9	7.6
経常経費計	40,208,658	52,561,501	112,922	147,613	34,691	76.1	99.5	23.4
投資的経費計	6,751,861	6,751,861	18,962	18,962	-7,015	12.8	12.8	-4.7
(除・後年度事業費補正)	3,882,992	4,254,088	10,905	11,947	1,042	7.4	8.1	0.7
公債費計	5,865,875	16,474	16,474	8,399	11.1	5.7	5.7	0.3
(公債費+後年度事業費補正)	8,734,744	8,856,679	24,531	24,873	342	16.5	16.8	0.3
合計	52,826,394	65,672,268	148,357	184,433	36,076	100.0	124.3	24.3
(経常・公債費計)			129,395	172,486				

	(住民1人当たり・円)			(住民1人当たり・円)	
○ 基準財政収入額	39,636,187	111,314	○ 経常一般財源等総額	63,104,091	177,221
○ 経常一財等充当経費	60,349,766	169,486	・ 減税補てん債	0	0
○ 臨時一財等充当経費	5,879,732	16,513	・ 臨時財政対策債	2,800,000	7,863
			○ 後年度事業費補正	2,868,869	8,057

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{39,636,187}{52,826,394} = 0.7503$

2) 経常一般財源等 169,486

3) 対比指数
 $\frac{169,486}{148,357} \times 100 = 114.2$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{114.2}{1.2501} = 91.4$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{60,349,766}{65,904,091} = 91.6$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{185,999}{148,357} \times 100 = 125.4$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{125.4}{1.2501} = 100.3$

平成18年度 需要額・決算対比表

住基人口 180,053人

団体名 和泉市

	需要額 (千円)	支出額 (千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	2,148,980	1,318,343	11,935	7,322	-4,613	8.2	5.0	-3.2
土木費	1,218,991	1,631,789	6,770	9,063	2,293	4.7	6.2	1.5
道路橋りょう費	248,611	337,206	1,381	1,873	492	0.9	1.3	0.4
港湾費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	240,870	616,891	1,338	3,426	2,088	0.9	2.4	1.5
公園費	196,327	337,740	1,090	1,876	786	0.7	1.3	0.6
下水道費	171,168	52,163	951	290	-661	0.7	0.2	-0.5
その他の土木費	362,015	287,789	2,011	1,598	-413	1.4	1.1	-0.3
教育費	2,935,284	4,370,456	16,302	24,273	7,971	11.2	16.7	5.5
小学校費	1,094,714	1,497,934	6,080	8,319	2,239	4.2	5.7	1.5
中学校費	502,116	702,578	2,789	3,902	1,113	1.9	2.7	0.8
高等学校費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,338,454	2,169,944	7,434	12,052	4,618	5.1	8.3	3.2
厚生費	10,148,285	15,046,349	56,363	83,566	27,203	38.8	57.5	18.7
生活保護費	1,760,552	1,380,096	9,778	7,665	-2,113	6.7	5.3	-1.4
社会福祉費	2,728,204	5,907,572	15,152	32,810	17,658	10.4	22.6	12.2
保健衛生費	1,127,676	2,271,955	6,263	12,618	6,355	4.3	8.7	4.4
高齢者保健福祉費	2,718,356	2,434,066	15,098	13,519	-1,579	10.4	9.3	-1.1
清掃費	1,813,497	3,052,660	10,072	16,954	6,882	6.9	11.7	4.8
産業経済費	334,047	676,845	1,855	3,759	1,904	1.3	2.6	1.3
農業行政費	115,265	186,446	640	1,036	396	0.4	0.7	0.3
商工行政費	215,012	479,251	1,194	2,662	1,468	0.8	1.8	1.0
その他の産業経済費	3,770	11,148	21	62	41	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	3,847,115	4,525,678	21,367	25,135	3,768	14.7	17.3	2.6
徴税費	426,167	173,999	2,367	966	-1,401	1.6	0.7	-0.9
戸籍住民基本台帳費	232,199	215,197	1,290	1,195	-95	0.9	0.8	-0.1
企画振興費	798,087							
その他の諸費	2,390,662	4,136,482	17,710	22,974	5,264	12.2	15.8	3.6
経常経費計	20,632,702	27,569,460	114,592	153,119	38,527	78.8	105.3	26.5
投資的経費計	3,500,795	3,500,795	19,443	19,443	-13,592	13.4	13.4	-9.4
(除・後年度事業費補正)	1,669,638	1,053,490	9,273	5,851	-3,422	6.4	4.0	-2.4
公債費計	2,048,534	6,467,300	11,377	35,919	24,542	7.8	24.7	16.9
(公債費+後年度事業費補正)	3,879,691	6,467,300	21,547	35,919	14,372	14.8	24.7	9.9
合計	26,182,031	35,090,250	145,413	194,888	49,475	100.0	134.0	34.0
(経常・公債費計)			125,970	189,037				

	(住民1人当たり・円)			(住民1人当たり・円)	
○ 基準財政収入額	17,507,409	97,235	○ 経常一般財源等総額	30,638,572	170,164
○ 経常一財等充当経費	31,787,666	176,546	・ 減税補てん債	195,400	1,085
○ 臨時一財等充当経費	3,388,441	18,819	・ 臨時財政対策債	1,562,400	8,677
			○ 後年度事業費補正	1,831,157	10,170

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{17,507,409}{26,182,031} = 0.6687$

2) 経常一般財源等 176,546

3) 対比指数
 $\frac{176,546}{145,413} \times 100 = 121.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{121.4}{1.2229} = 99.3$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{31,787,666}{32,396,372} = 98.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{195,365}{145,413} \times 100 = 134.4$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1+(1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{134.4}{1.2229} = 109.9$

地方分権ゼミナール「地方財政研究」

- 研究テーマ 行政権能差と持続可能性
個別事業の持続可能性

- 内 容 三位一体改革は、国と地方の税財政改革であり、地方自治体の自己決定・自己責任体制の確立と強化を図るものです。こうした状況のもと、各自治体は、限られた財源の中で、様々な問題に対応していかなければなりません。
- 今年度の「地方財政研究」では、定住化社会における公民連携の根源となる「受益と負担」の観点から、税源移譲、基礎自治体の役割、下水道使用料等未納整理問題などの個別事業のあり方について活発な議論が行われ、参加者より提言が出されました。

名 簿

指導助言者

近畿大学経済学部教授	中 井 英 雄
大阪産業大学経済学部教授	戸 谷 裕 之

参 加 者

所 属	氏 名
東大阪市財務部財政課	松 本 恭 一
吹田市財務部税務室資産税課	齋 藤 知 宏
高槻市財務部財務管理室財政課	手 島 寛
和泉市上下水道部経営総務課	藤 井 満
枚方市環境保全部衛生管理課	吉 永 佳 央
市立枚方市民病院医事課	高 橋 伯 幸

オブザーバー

大阪府市町村課	井 上 智 宏
大阪府市町村課	宮 崎 豊

地方分権ゼミナール「地方財政研究」報告書

「行政権能差と持続可能性」

平成20年2月

発行：財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
〒540-0008

大阪府中央区大手前3-1-43
大阪府新別館南館6階

TEL 06-6920-4565

FAX 06-6920-4561

E-mail center-tr@masse.or.jp

協会HP <http://www.masse.or.jp/>